

# 目 次

(3月11日)

告 示 .....	1
応 招 議 員 .....	1
議 事 日 程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	4
出 席 議 員 .....	5
欠 席 議 員 .....	5
議会事務局職員出席者 .....	5
説明のために出席した者 .....	5
開会、開議宣告 .....	6
議席の指定 .....	8
会議録署名議員の指名 .....	8
会期の決定 .....	8
議長の諸般の報告 .....	8
市長の行政報告 .....	8
市長職務代理者の施政方針説明 .....	10
常任委員の選任について .....	17
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 .....	17
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 .....	20
イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告 .....	22
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告 .....	29
自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告 .....	33
陳情第10号 .....	34
承認第1号 .....	36
議案第1号 .....	37
議案第2号 .....	48
議案第3号 .....	48
議案第4号 .....	48
議案第5号 .....	48
議案第6号 .....	48

議案第7号 .....	48
議案第8号 .....	54
発議第1号 .....	61
農業委員会委員の推薦について .....	63
議席の一部変更について .....	63
散 会 .....	63

(3月12日)

議 事 日 程 .....	65
本日の会議に付した事件 .....	66
出 席 議 員 .....	68
欠 席 議 員 .....	68
議会事務局職員出席者 .....	68
説明のために出席した者 .....	68
開議宣告 .....	69
議案第9号 .....	69
議案第10号 .....	69
議案第11号 .....	69
議案第12号 .....	69
議案第13号 .....	69
議案第14号 .....	69
議案第15号 .....	70
議案第16号 .....	70
議案第17号 .....	70
議案第18号 .....	70
議案第19号 .....	70
議案第20号 .....	70
議案第21号 .....	87
議案第22号 .....	87
議案第23号 .....	87
議案第24号 .....	87
議案第25号 .....	87

議案第26号 .....	87
議案第27号 .....	87
議案第28号 .....	87
議案第29号 .....	92
議案第30号 .....	92
議案第31号 .....	92
議案第32号 .....	92
議案第33号 .....	92
議案第34号 .....	92
議案第35号 .....	104
議案第36号 .....	105
議案第37号 .....	106
議案第38号 .....	106
議案第39号 .....	106
議案第40号 .....	106
議案第41号 .....	107
議案第42号 .....	107
陳情第2号 .....	108
散 会 .....	108

(3月13日)

議 事 日 程 .....	109
本日の会議に付した事件 .....	109
出 席 議 員 .....	109
欠 席 議 員 .....	109
議会事務局職員出席者 .....	109
説明のために出席した者 .....	110
開議宣告 .....	110
市政一般質問 .....	111
13番 大浦 孝司君 .....	111
散 会 .....	116

(3月24日)

議 事 日 程 .....	1 1 7
本日の会議に付した事件 .....	1 1 9
出 席 議 員 .....	1 2 1
欠 席 議 員 .....	1 2 1
議会事務局職員出席者 .....	1 2 1
説明のために出席した者 .....	1 2 1
開議宣告 .....	1 2 2
議案第8号 .....	1 2 2
議案第1号・第18号・第19号・第21号～第25号・第29号～第33号・第 35号・第36号・第41号・第42号 .....	1 2 5
議案第1号～第5号・第9号～第15号・第26号・第27号・第34号 .....	1 2 9
議案第1号・第6号・第7号・第16号・第17号・第20号・第28号・第37号 ～第40号 .....	1 3 5
陳情第2号 .....	1 3 8
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について .....	1 3 9
発議第2号 .....	1 4 0
常任委員会の閉会中の所管事務調査について .....	1 4 2
閉 会 .....	1 4 3
署 名 .....	1 4 4

対馬市告示第3号

平成20年第1回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年3月4日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成20年3月11日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

齋藤 久光君	堀江 政武君
小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	吉見 優子君
糸瀬 一彦君	桐谷 徹君
宮原 五男君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 榮君	上野洋次郎君
作元 義文君	黒岩 美俊君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	桐谷 正義君
畑島 孝吉君	扇 作工門君
波田 政和君	

○3月12日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○3月11日に応招しなかった議員

小宮 政利君

○3月12日に応招しなかった議員

小宮 政利君

扇 作工門君

○3月13日に応招しなかった議員

小宮 政利君

糸瀬 一彦君

○3月24日に応招しなかった議員

小宮 政利君

平成20年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成20年3月11日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年3月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の諸般の報告
- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 市長職務代理者の施政方針説明
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第9 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第10 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第11 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第12 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第13 陳情第10号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情について(総務文教常任委員会付託の閉会中の継続審査)
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第15 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16 議案第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第3号 平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第5号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第6号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第7号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第8号 平成20年度対馬市一般会計予算
- 日程第23 発議第1号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第24 農業委員会委員の推薦について
- 日程第25 議席の一部変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の諸般の報告
- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 市長職務代理者の施政方針説明
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第9 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第10 イノシン等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第11 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第12 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第13 陳情第10号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情について（総務文教常任委員会付託の閉会中の継続審査）
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第15 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第3号 平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第5号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第6号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第



2号)

日程第21 議案第7号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第22 議案第8号 平成20年度対馬市一般会計予算

日程第23 発議第1号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

日程第24 農業委員会委員の推薦について

日程第25 議席の一部変更について

出席議員(25名)

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
8番 初村 久藏君	9番 吉見 優子君
10番 糸瀬 一彦君	11番 桐谷 徹君
12番 宮原 五男君	13番 大浦 孝司君
14番 小川 廣康君	15番 大部 初幸君
16番 兵頭 榮君	17番 上野洋次郎君
18番 作元 義文君	19番 黒岩 美俊君
20番 島居 邦嗣君	21番 武本 哲勇君
22番 中原 康博君	23番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作エ門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

7番 小宮 政利君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者 .....	中島 均君
統括監 .....	松原 敬行君
統括監 .....	清水 達明君
統括監 .....	大浦 義光君
総務課長 .....	平間 寿郎君
政策部長 .....	阿比留博文君
市民生活部長 .....	斉藤 勝行君
福祉部長 .....	勝見 末利君
保健部長 .....	山本 輝昭君
観光商工部長 .....	長 信義君
農林水産部長 .....	小島 憲治君
建設部長 .....	川上 司君
水道局長 .....	齋藤 清榮君
教育長 .....	米田 幸人君
教育部長 .....	日高 一夫君
美津島支所長 .....	内田 洋君
豊玉支所長 .....	松井 雅美君
峰支所長 .....	阿比留博幸君
上県支所長 .....	武田 憲次君
上対馬支所長 .....	梅野 茂希君
消防長 .....	阿比留仁志君
会計管理者 .....	森田 健一君
監査委員事務局長 .....	阿比留義邦君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君
財政課長 .....	扇 照幸君

午前10時00分開会

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。小宮政利君より遅刻の申し出があつております。

今回、対馬市議会議員補欠選挙に当選されました齋藤久光君及び堀江政武君、まことにおめでとうございます。

それでは、それぞれお二人にごあいさつをお願いしたいと思います。

まず初めに、齋藤久光議員、お願いいたします。

○議員（1番 齋藤 久光君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より御紹介いただきました齋藤久光でございます。このたびの補欠選挙におきまして、市民多くの皆様方の御支援をいただき、議席をちょうだいいたしましてまことにありがとうございます。市民の多くの負託を受けて、齋藤久光も、市民の福祉向上と対馬市発展のために一生懸命頑張る覚悟でございます。どうぞ関係各位の皆様、先輩各位の御指導をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさついたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（波田 政和君） 続きまして、堀江政武君お願いいたします。

○議員（23番 堀江 政武君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました堀江政武です。住所は厳原町久和373番地、皆様方と一緒に、対馬市の活性化と発展のために、全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（波田 政和君） 次に、市長、松村良幸君が病気による緊急入院のため、欠席の申し出があつております。したがって、総務部長、中島均君が市長の職務を代理する旨の通知があつております。

職務代理者、中島均君からあいさつの申し出があつております。職務代理者、中島均君。

○市長職務代理者総務部長（中島 均君） おはようございます。お許しをいただきましたので、職務代理者として、この場をお借りし、議員皆様と市民の皆様におわびとお願いを申し上げたいと思います。

本日は、本来ならば議会を召集した市長がこの場に立つべきでございますが、3月2日に執行されました対馬市長選挙後に持病であります糖尿病と心臓疾患が悪化し、体調を崩されまして緊急入院を余儀なくされております。そのため、昨日より職務代理者を置かざるを得ない事態となり、市長より本日欠席する事態となりましたことにつきまして、議員皆様には多大な御迷惑をおかけしたことを衷心よりおわび申し上げたいとのことでございます。

本日は、市長にかわり職務代理者として議案提案の機会を与えていただきますようおわびとお許しをあわせてお願い申し上げます。

また、今回の対馬市議会議員補欠選挙におきまして当選されました齋藤久光議員さん、堀江政武議員さんにおかれましては、めでたく当選の栄位を得られて、まことに喜びに耐えないところでございます。両議員におかれましては、市政発展のため、格別の御指導、御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、職務代理者としてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） ただいまから平成20年第1回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 議席の指定

○議長（波田 政和君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回の対馬市議会議員補欠選挙において当選されました齋藤久光君及び堀江政武君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって議長が指名いたします。今お座りの齋藤久光君を1番、堀江政武君を23番に指定いたします。

---

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（波田 政和君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、中原康博君及び桐谷正義君を指名いたします。

---

#### 日程第3. 会期の決定

○議長（波田 政和君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から3月24日までの14日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの14日間に決定しました。

---

#### 日程第4. 議長の諸般の報告

○議長（波田 政和君） 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5. 市長の行政報告

○議長（波田 政和君） 日程第5、市長の行政報告を行います。

市長職務代理者から行政報告の申し出がっております。これを許します。市長職務代理者総務部長、中島均君。

○市長職務代理者総務部長（中島 均君） お許しをいただきまして、私の方から開会あいさつと行政報告をさせていただきます。

本日、ここに平成20年第1回対馬市議会を召集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会において御審議をお願いします案件は、承認案件1件、平成19年度一般会計補正予算等7件、平成20年度対馬市一般会計予算等13件、条例の制定及び一部改正14件、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画1件、規約の変更1件、市道の認定4件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件など、あわせて43件の議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと存じますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、12月定例会以降の主な事項について概略御報告申し上げます。

対馬空港の愛称について。

昨年3月対馬空港の利用促進による交流人口拡大を図り、空港が身近で親しみのあるものにするを目的として、各種団体から選出いただいた委員15名からなる対馬空港愛称検討委員会を設置し、市民の皆様の意見を聞きながら、対馬空港の愛称について検討を行ってまいりました。

委員会では、昨年9月から10月にかけて一般公募により愛称を募集し、県内外から1,616件の応募をいただき、その後市内小学生、中学生、高校生を対象とした愛称投票を行い、委員会での最終選考の結果、愛称は「対馬やまねこ空港」に決定いたしました。

今後の愛称活用方策については、対馬空港愛称検討委員会で協議中ではありますが、長崎県や航空会社を初め、関係団体に御協力をいただきながら、時刻表等のさまざまな媒体により広く普及させ、対馬空港及び対馬市の知名度向上を図り、対馬空港の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、厳原博多間のフェリー減便の延長について。

平成20年1月17日、九州郵船株式会社の竹永社長、龍造寺常務が来庁され、依然と続く原油価格の高騰による燃料費の増加、加えて旅客者数の減少や公共事業等の削減による物流の停滞に伴う商用車、貨物車等の減少による収入減により、平成19年11月1日より実施いたしております厳原博多間のフェリーの1便減を引き続き実施したいとの申し入れがっております。

減便は、年末年始等の繁忙期を除き、現在実施中であります20時35分の博多発厳原行き、その便の折り返し便となっております翌朝4時30分の厳原発博多行きが引き続き減便となります。

市といたしましては、交流人口拡大による航路利用促進を図り、九州郵船株式会社に対しましても、市民の皆様へのサービス、利便性向上について申し入れる等、今後も引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 以上で、行政報告を終わります。

---

### 日程第6. 市長職務代理者の施政方針説明

○議長（波田 政和君） 日程第6、市長職務代理者の施政方針説明を議題とします。

市長職務代理者の説明を求めます。市長職務代理者総務部長、中島均君。

○市長職務代理者総務部長（中島 均君） 平成20年度の一般会計予算及び特別会計予算案の御審議をお願いするに当たりまして、予算編成方針とその概要を御説明申し上げます。

早いもので、平成16年3月に対馬市が誕生してから4年が経過いたしました。合併当初から予想以上の厳しい対馬市の財政事情に直面し、行財政改革を進めてまいりましたが、市民の皆様にご理解、御協力をいただいたおかげで、確実に財政健全化の道を歩みつつあることは確かであり、一定の成果を上げてきたと確信しているところであります。

平成17年度に策定いたしました対馬市中長期財政計画も平成20年度は5カ年計画の3年目に入ります。

子供や孫の世代にツケを回さないためにも、中期財政計画に沿って引き続き歳出の見直し、抑制を行い、簡素で効率的な行財政運営に向けて取り組んでいく必要があります。

新年度予算の編成におきましては、市長選挙の年でもあり、骨格予算としながらも、直面する諸課題に停滞することなく取り組む必要があることから、住民生活に直結した事業や継続事業等につきましては、可能な限り計上したところであります。

以下、対馬市総合計画に定めるまちづくりの目標に沿って編成いたしました平成20年度予算の内容について、御説明申し上げます。

まず、国の予算編成の基本的な考え方ですが、平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き最大限の削減を行うとともに、若者があすの希望を持ち、お年寄りが安心できる希望と安心の国の実現のため、予算の重点化、効率化を行うとしております。このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図ることとしております。

そうした中で、平成20年度の地方財政においては、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平成19年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は、平成20年度末に197兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くことになり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されているところであります。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国、地方を通じる歳出、歳入一体改革の必要性を踏まえ、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進し、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換が急務であるとされております。

平成20年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、喫緊の課題である地方の再生に向け、知恵と工夫を生かした産業振興、地域活性化や生活の安全安心の確保などの重点施策の展開等について積極的に取り組むよう求められております。

次に、本市の平成20年度の予算編成に当たりましては、骨格予算としながらも、これまで述べました政府予算の基本的な考え方や地方財政収支見通しの概要等を十分に踏まえたものとしております。

さらに、対馬市行財政改革大綱に基づく、新しい地方の時代に対応した事務事業の見直しや民間委託等を推進し、行政の効率化と歳出の見直しによる財政の健全化に努め、対馬市総合計画の「アジアに発信する歴史海道都市」の実現と住民福祉の向上を図ることを基本方針としております。

その結果、平成20年度の予算規模は、一般会計で275億7,500万円、診療所特別会計で3億2,359万8,000円、国民健康保険特別会計で51億9,870万4,000円、老人保健特別会計で3億9,547万1,000円、後期高齢者医療特別会計で3億6,641万3,000円、介護保険特別会計で28億6,600万1,000円、介護保険地域支援事業特別会計で1億1,385万3,000円、特別養護老人ホーム特別会計で4億5,873万1,000円、簡易水道事業特別会計で12億2,145万円、集落排水処理施設特別会計で2,100万円、旅客定期航路事業特別会計で3,132万5,000円、風力発電事業特別会計で3,360万円を計上し、一般会計予算から風力事業特別会計までの予算総額は386億514万6,000円であります。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計は、収益的収入2億6,574万円、収益的支出2億5,197万9,000円、資本的収入2,583万9,000円、資本的支出2億4,480万4,000円といたしております。

次に、予算の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計予算であります。前年度予算額より4.2%減の275億7,500万円としております。

歳入予算の主な内容といたしまして、市税につきましては、前年度に比べ7%の減を見込んでおります。

2番目に、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等につきましては、平成19年度の交付見込み額の10%減といたしております。

3、地方交付税につきましては、2.9%の減としております。

平成20年度は、地方財政対策として、地方再生対策費が創設されたことにより、地方交付税の総額は1.3%程度伸びる見込みではありますが、本市におきましては、骨格予算でもあり、留保財源の確保及び減少要素も考慮して計上いたしております。

4、繰入金につきましては、財源不足を補てんするため、財政調整基金、減債基金、振興基金を取り崩し6億円を計上いたしております。

5、市債につきましては、辺地対策事業債、過疎対策事業債、合併特例債等の財源補てんのある市債、並びに一般財源不足に対応するため、地方財政法第5条の特例として発行する臨時財政対策債及び退職手当債等を計上いたしております。

次に、歳出予算について申し上げます。

本市を取り巻く財政状況は、依然として厳しいことを認識し、経費の抑制と事務事業の見直しを行うことにより、引き続き財政の健全化を推進することにしております。

限られた財源を最大限有効に活用して、市政に対する市民の期待にこたえ、第1次対馬市総合計画の「まちづくりの基本理念」であります多彩な自然を生かした元気産業づくり、東アジアに輝く交流の島づくり、安心して快適に暮らせる生活環境づくりの3つの基本理念をもとに、本市の将来像であります「アジアに発信する歴史海道都市対馬」の実現に向けて予算を編成したところであります。

まず、性質別に、その概要を御説明申し上げます。

人件費につきましては、毎年定年退職者等が見込まれているところですが、定員の適正化計画に基づき、人件費の抑制に努めております。

扶助費につきましては、長引く不況等の影響から高い水準を続けている生活保護費、制度改正による児童手当が増加する見込みでございます。

公債費につきましては、依然として高い水準ではありますが、地方債の抑制、繰り上げ償還等の実施により徐々に減少しております。

普通建設事業費につきましては、骨格予算でもありますが、継続事業等につきましては、当初から計上いたしております。建設事業におきまして、公債費の増加を抑えるために、毎年建設事業を抑制しているところであります。

物件費につきましては、燃油の高騰等による増の要因はあるものの、経費の一層の節減合理化を図ることにより、全体としては減となっております。

特別会計の繰り出し金につきましては、後期高齢者医療制度の開始により、老人保健特別会計



の繰り出し金が大幅に減少したため、全体でも大幅な減となっております。

次に、対馬市総合計画の6つの施策の大綱ごとに歳出予算の内容を御説明いたします。

まず、施策の大綱第1の「創造的な産業と次世代の担い手をはぐくむ人とまち」では、地場産業の振興と観光との連携、商業集積の高度化、魅力向上、U・Iターン等の定住化対策の促進を重点施策としております。

産業基盤整備のための林道開設事業、漁港、漁場整備事業、港湾整備事業等各産業の基盤施設整備の充実を図る必要があります。水産資源の管理と継続的な利用を図るための磯焼け対策事業、種苗放流事業、また、有害鳥獣から農林産物の被害防止等を図る有害鳥獣被害防止対策事業、イノシシ、シカの捕獲補助金等を計上いたしております。

定住化対策の促進では、漁業に就業する意欲のある者を育成する21世紀の漁業担い手確保推進事業、島外転出者の呼び戻しを含めた本市へのU・Iターンの事業を推進する必要があります。

地域経済の活性化や若者島内定住、新たな雇用の創出等を促進するため、企業誘致の取り組みを行っているところですが、引き続き企業誘致を進めていく必要があります。

平成19年度は、国土交通大臣杯第3回離島交流少年野球大会を対馬市において開催いたしました。遠くは、東京都の大島町や八丈町、新潟県の佐渡市などからも参加をいただき、親善野球大会、まさかりドリームスによる野球教室等が盛会に行われたところであります。野球を通して明るく健康的で元気なまちづくりを進めるために、また次世代を担う青少年に夢や希望を与えるための対馬市民球団「まさかりドリームス」の運営委託料を計上いたしております。

施策の大綱第2に「豊かな自然との調和を図り、地球環境にやさしい人とまち」では、かけがえのない自然環境の保全、自然循環型社会の構築、自然を生かした生活環境の魅力化を重点施策としております。

海山等の自然環境を保全する活動を推進するために、日韓大学生、地域のボランティア等の参加をいただいて実施している漂着ごみ海岸清掃等に係る事業費を今年度も計上いたしております。

今日の環境問題は、地球温暖化といった地球規模での問題から、ごみ問題や大気汚染といった身近な問題にまで広がっております。資源循環型社会の構築を図るため、生ごみ堆肥化容器設置に対する助成及び循環型社会形成推進のための地域計画を策定いたします。

本市には、全国にも類を見ない自然が豊富に残されております。国の天然記念物に指定されているツシマヤマネコやヒトツバタゴ等を初め、対馬でしか見ることのできない野生動植物の保護に向けて、市民、対馬野生生物保護センターと連携し、保護啓発活動を推進していく必要があります。

施策の大綱第3の「固有の歴史文化を発信し、交流の活発な人とまち」では、韓国を初めとする東アジア都市との国際交流の促進、独自の地域資源を生かした交流人口の拡大、広域交流を支

える交通アクセスの強化を重点施策としております。

島内外の広域的な交流活動の促進や国境を越えた文化交流を充実するために、対馬アリラン祭り、国境マラソン、ちんぐ音楽祭の対馬三大イベントを初め、影島区との行政交流、ホームステイ等交流事業、日韓交流教育促進事業、離島留学生ホームステイ事業等を計上いたしております。

また、街なみ環境整備、今屋敷公園整備等の観光客受け入れ体制の基盤整備を行い、シーカヤックマラソン開催などの自然体験型観光を推進していく必要があります。

国の名勝指定を受け、整備を進めておりました旧金石城庭園「心字池」につきましては、5月の開園に向けて準備を進めているところであります。観光誘致にはずみがつき、市民や観光客に愛される史跡になってほしいと期待しているところでございます。

施策の大綱第4の「地域が連携して支える教育文化の充実した人とまち」では、安心して学べる学校教育環境の構築、地域資源を生かした生涯学習の充実、芸術、文化活動の振興を重点施策としております。

豊かな心や確かな学力をはぐくむ教育体制を構築するための総合学習事業、心の教室相談員事業等を計上しております。また、学校図書の実、教育用パソコン更新等教育施設の実、整備費等を計上いたしております。

安心安全な子供の活動拠点を設け、地域の皆さんの参画を得て文化活動、交流活動を推進しております放課後子ども教室推進事業を今年度は1校から3校に拡大しております。

芸術文化活動の振興を図るために、文化施設の実と生涯学習や地域づくり活動を積極的に支援していく必要があります。つしま市図書館を、地域の情報発信基地として充実するための図書、視聴覚備品等の整備、また、一流の芸術・文化に触れる機会を提供する公演事業、青少年劇場開催事業等を計上いたしております。

施策の大綱5の「思いやりと健やかさを育む健康、福祉の人とまち」では、医療・救急体制の実、保健・福祉サービスの充実、スポーツ健康増進施設の実、住民の社会参加支援システムの構築を重点施策としております。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保に重要な役割を果たしております。必要な医療を安定的に提供していくため、離島医療圏病院、救急医療対策等の充実をしなければなりません。また、診療所の機能分担・強化、統廃合を含めた新たな高度医療体制の検討、夜間・休日の救急医療体制の実など、地域に必要な公立病院の持続可能な運営のため、平成20年度中に公立病院改革プランを策定することにしております。

急速な高度化の進展や疾病構造の変化に伴い、健康の増進の必要性が著しく増加しております。このため、市民の健康を守る環境づくりを推進するための計画書、「健康対馬21」を策定いたします。

保健・福祉サービスの支援につきましては、妊婦母子健診に対する助成を2回から5回に拡大し、また、はしか、風疹混合接種の拡大を図り、予防重視型システムへの転換を図ることにしております。

市民の健康増進のために、スポーツ、健康増進施設の充実とスポーツ振興事業を支援し、また、住民の社会参加支援システムの構築を図るため、地域福祉ネットワーク事業、福祉のまちづくり推進事業、シルバー人材センターの運営、放課後児童健全育成事業費等を計上しております。

施策の大綱第6の「快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち」では、身近な道路交通ネットワークの整備促進、安全で質の高い住環境の整備、地域情報通信ネットワークの構築を重点施策としております。

道路交通ネットワークの構築につきましては、市民の要望も強いところでありまして、国、県道の整備を初め、島内をスムーズに移動できる道路交通の整備を促進する必要があります。また、島内交通の利便性を確保するため、公共交通機関のあり方を検討しておりますが、今年度からスクールバスの空き時間を活用して、路線バスにかえて市営バスを2路線運行することにしております。

安全で質の高い住環境の整備を図るため、市営住宅の整備、維持補修、北部地区斎場建設事業、また、安全・安心のまちづくりのための急傾斜地崩壊対策事業、公共建築物耐震診断調査、安全・安心住まいづくり支援事業費等を計上いたしております。

市内全域を網羅する地域情報ネットワークの構築を図り、市民が等しく情報を共有するためのCATV整備事業を進めております。

暫定的であります。工事の完了した地区から逐次、市の有線テレビ放送だけは受信できるようにしております。市民のだれもが最先端の情報通信を手軽にいつでも利用できるよう、平成22年4月の全面開局に向けて事業を推進しているところであります。

以上が、対馬市第1次総合計画の6つの施策大綱に基づく各種事業であります。

次に、特別会計予算について御説明申し上げます。

診療所特別会計予算につきましては、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、仁田、伊奈、鹿見の3診療所を加え、13診療所を運営する費用を計上いたしております。

国民健康保険特別会計予算につきましては、4月からの医療保険制度の改革によりまして、老人保健制度にかわる高齢者医療制度の創設、特定健康診査、保健指導の実施にかかる費用を計上いたしております。

国民健康保険税につきましては、平成19年度までの医療給付費分と介護納付金分の2本立てから、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3本立てとなっております。

老人保健特別会計予算につきましては、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度に

より、老人保健特別会計は20年3月診療分及び月おくれ請求にかかる医療費及び事務費の予算となっております。

後期高齢者医療特別会計、高齢者医療の確保に関する法律に基づき、新しい医療制度による特別会計を設けるものでございます。

制度の運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合が行い、市町は保険料の徴収や申請、届け出の受け付け等の窓口事務を行います。運営に係る財源は、公費5割、現役世代が支援する後期高齢者支援金4割、被保険者の保険料1割となっております。

介護保険特別会計予算につきましては、平成18年4月から第3期介護保険事業計画によりまして、利用者、利用回数、グループホーム等のサービス提供事業所数及び法改正に伴う新予防給付の創設等による給付費等を算定して、予算を編成いたしております。

介護保険地域支援事業特別会計予算につきましては、平成18年4月から施行された改正介護保険法で定められた地域支援事業を実施するために、地域包括支援センターとして必要な費用を計上しております。

特別養護老人ホーム特別会計予算につきましては、特別養護老人ホーム「浅茅の丘」、「日吉の里」の入所者に係る費用を見込んで計上いたしております。

簡易水道特別会計予算につきましては、市民に安全で良質な飲料水を安定して供給するための費用を計上しております。

極めて厳しい財政状況を踏まえ、水道料金未収金の処理、適切な料金の設定を初め、施設の統廃合や広域管理システムによる集中管理の推進等、より一層経費の節減と業務の合理化を進め、財政運営の合理化に努めてまいります。

集落排水処理施設特別会計予算につきましては、阿連地区の漁業集落排水処理施設の管理運営に必要な費用を計上いたしております。

旅客定期航路事業特別会計予算につきましては、利用客が減少傾向にある上に、燃油の高騰等により経営が厳しくなっております。

このため、旅行業者との連携を密にし、浅茅湾の観光周遊船としての利用客の増加を図ります。

風力発電事業特別会計予算につきましては、平成15年4月の供用開始以来、一般会計からの繰り入れを行うこともなく、健全な財政運営を行っております。

近年は、施設の修繕費等がかさみ、風力発電財政調整基金への積み立てが厳しくなっておりますが、今後も管理経費の節減を図り、健全運営を目指します。

水道事業会計予算につきましては、地方公営企業として一般会計からは独立して運営し、経営に関する費用は、経営に伴う収入で賄うこととなります。

収益的収支は黒字であります。資本的収支については2億1,896万5,000円の不足を

見込んでおります。この不足分につきましては、当該年度分損益勘定留保資金等で補てんすることにしております。

以上、平成20年度の市政の主要施策を申し述べました。限られた財源の中から緊急性及び必要性により厳しい選択を行い、事務事業の推進に努めることとしておりますが、政策課題はまだ山積みしております。

本市を取り巻く社会経済環境や財政状況は依然として厳しいものがありますが、市民の皆様と一緒に英知を結集して、創意工夫を重ねていくことが「元気な対馬づくり」を実現する唯一の方法だと考えております。

市民の皆様お一人お一人が豊かでゆとりのある生活を実感できるよう、夢と希望が持てる対馬の振興発展に、強い信念と情熱を持って進めていく必要があります。

何とぞ、議員各位並びに、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、松村市長は、持病により急遽入院せざるを得ない状況になりまして、議会を召集したにもかかわらず出席できないことをまことに申しわけなく、残念に考えておられます。

今後は、新市長と議会が一致協力して、魅力的で活力のある対馬づくりのために、なお一層の御尽力をお願いいたしますということをぜひ伝えてほしいということですので、どうかよろしくお願ひいたします。

平成20年3月11日、対馬市長職務代理者、対馬市総務部長、中島均、よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） 以上で、施政方針説明を終わります。

---

#### 日程第7. 常任委員の選任について

○議長（波田 政和君） 日程第7、常任委員の選任についてを議題とします。

今回の対馬市議会議員補欠選挙において当選されました齋藤久光君及び堀江政武君の常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀江政武君を総務文教委員に、齋藤久光君を産業建設常任委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、堀江政武君を総務文教委員に、齋藤久光君を産業建設常任委員に選任することに決定しました。

---

#### 日程第8. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第8、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成19年第1回定例会において、会議規則第98条第1項の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、2月5日、対馬市交流センター3階、第6会議室において、中原康博委員は欠席でありましたが、説明員として市長部局より中島総務部長、平間総務課長の出席を得て、また、法令関係の有識者として対馬市の顧問弁護士、森綜合法律事務所の森裕美子弁護士を参考人として御出席いただき、対馬市政治倫理条例及び施行規則の内容について調査研究を行いました。

前回、平成19年第4回定例会での委員会報告に沿って、有識者の意見や他の自治体の条例等を参考として調査研究を進めました。対馬市政治倫理審査会からの改正要望6項目（政治倫理基準の一部、市の公共工事等に関する遵守事項2項目、市民の調査請求権の範囲、審査の期間及び施行規則中、審査会の定足数）に、新たに「審査会委員の再任について」を含めた7項目について調査しました。

当日は、条例第5条第1項の規定にある「実質的に経営に携わっている企業の定義について」を除く6項目について結果を得ることができましたが、「実質的に経営に携わっている企業の定義について」の調査は、特に、慎重を要することもあり、この日は結論を見出すことができず、再度委員会を召集することとしました。

2回目の事務調査を3月5日、対馬市交流センター3階、第6会議室において、全委員出席、説明員として市長部局より中島総務部長、平間総務課長の出席を得て、また前回に引き続き、森裕美子弁護士を参考人として御出席いただき、「実質的に経営に携わっている企業の定義について」調査を行い、結果を得ることができました。

2日間にわたる事務調査の結果は次のとおりであります。

要望1、条例第3条第1項第6号の条文の表現は抽象的表記であるため、具体的な表現に改正していただきたい。

結果、規定をすべて具体的表現にするとその枠に該当しない行為が発生した場合の受け皿がなくなる。そのため、ある程度抽象的な規定が必要となる。よって、この条文は現行どおりがよいと判断される。

要望2、条例第5条第1項の規定に、「実質的に経営に携わっている企業」とあるが、何をもち「実質的」に当たるのかが不明であり、審査をする上で判断に苦慮しております。ここは、判断する上で重要な部分でありますので、ぜひ所要の改正をお願いするものです。

結果、「実質的に経営に携わっている企業」だけでは表現が漠然としており、調査において判断に苦慮されていること。また、他の自治体においても、ある程度の基準が設けられている例が多く見られることから、第5条に次の判断基準を追加することが望ましいことを確認しました。

「実質的に経営に携わっている企業」とは、（1）議員、市長等の配偶者、1親等の親族及び2親等の親族、議員、市長等が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。（2）議員、市長等の配偶者及び議員、市長等が年額300万円以上の報酬（顧問料等、その名目を問わない）を受領している企業。（3）議員及び市長等が、その経営方針に関与している企業。

要望3、条例第5条第2項については、次の改選時から公職選挙法第104条に規定する地方自治法第92条の2、または第142条の関係を有するものは、関係を有しなくなった旨の届け出を選挙管理委員会へ提出するとともに、あわせて政治倫理条例の条文として誓約書の提出及び辞退届の提出についても明確な規定を求めたい。

結果、政治倫理条例を遵守し、みずからを律する意味において、誓約書を提出することは望ましいと思われる。また、同条文中に辞退届の提出期限を「任期開始の日から20日以内」と規定しているが、対馬の地理的条件等を考えると、「任期開始の日から30日以内」が適当であり、任期開始の日以後において、当該事実が発生した場合の辞退届の取り扱いについても明記すべきと判断される。

要望4、条例第8条第1項に規定する「600分の1以上、または50人以上の連署」では、いとも簡単に署名が集まり、審査の乱用請求が見受けられる。それに押印、サイン等の規定がない。規則の様式には、印の欄が存在するため、審査請求に重みを感じられない。

結果、現行の規定では、改正要望のとおり請求権の乱用につながるおそれがあり、請求権の重み等を考慮すると「100分の1以上、または300人以上の連署」程度が妥当であり、自書、捺印等の規定についても盛り込むべきである。

また、請求書に不備等があった場合の却下規定も必要と思われる。

要望5、条例第9条第4項においては、「審査を付託された日から30日以内に調査を完了し、調査書を議長及び市長に報告しなければならない」と規定されているが、30日の間に結論を出すことは非常に困難である。他の自治体の多くは、「60日以内」または「90日以内」としている団体が多いので、当市においても十分な審議が進められるよう改正をお願いしたい。

結果、30日以内に審査会を3回開催すると仮定して、10日に1回の割合であり、資料の提出要請、開催文書の準備等を考えると、30日は非常に短期間である。しかし、余り長い審査期間を設定すると、早期の問題解決に支障を生じるおそれもある。したがって、倍の60日以内を基本として、やむを得ない理由があるときは90日を限度として期間を延長できる規定を設ける

べきである。

要望6、規則第4条第2項で定める「委員の定数の3分の2以上の出席」とあるが、諸般の事情により、いつの会議においても、かろうじて成立している状況が続いている。このことにより、「委員の定数の過半数以上の出席」に改正していただきたい。

結果、他の自治体の例では、委員数が対馬市より少ない自治体でも、過半数以上の出席を適用しているところが見られる。また、3分の2以上の出席では、限られた期間内で審査を行うことに不便がある。よって、過半数以上の出席を定足数とすることで問題ないと判断される。

要望7、条例第6条第4項の規定では、「審査会の委員の任期は4年とし、引き続いての再任はできない」と規定されているため、市の顧問弁護士を再任することができないので改正していただきたい。

結果、審査会には、法規に精通された方の出席は必要不可欠であり、当然、対馬市の顧問弁護士が適任と考えられるので、審査会の委員は再任できる方向に改正すべきである。

以上の改正要望は、政治倫理審査会委員の皆様が実際に審査を行った過程において、現行条例は不明確、または不適切な表記が見られ、審議、判断等の妨げになっているため、その解消を求めるものであります。当委員会としては、今回の調査結果が、条例改正等に結びつき、政治倫理審査会の円滑かつ適正な運営に反映されることを期待するところであります。

最後になりましたが、御多忙中にもかかわらず、当委員会の参考人として御出席いただき、貴重な御意見を賜りました森総合法律事務所弁護士、森裕美子氏に対し厚くお礼を申し上げ、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時5分から再開します。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

#### 日程第9. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第9、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。



○議員（5番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告書。平成19年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、会議規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、2月15日、対馬市役所別館2階会議室で委員会を開会、小西明範委員、桐谷正義委員は欠席でありましたが、長崎県石油商業組合対馬支部の本村支部長、小島副支部長の出席をいただき、市長部局より長観光商工部長、武田商工課長、担当職員の出席を求め、高騰が続く燃油問題を本委員会の所管に関する緊急を要する事件として調査いたしました。

初めに、長崎県石油商業組合対馬支部の本村支部長から対馬における石油製品価格流通販売店等の状況について説明を受けました。

まず、島内の状況ですが、現在対馬市には、38のガソリンスタンドがあります。その内訳は、厳原町10、美津島町5、豊玉町4、峰町6、上県町5、上対馬町8です。各スタンドの販売量は、平均すると月間27キロリットル程度ですが、地区によって格差があり、厳原、美津島の一部の多いところでは50キロリットルから60キロリットルの売り上げですが、全体の3分の2においては平均を下回っているとのこと。本土の元売製油所から運ばれてきた石油やガソリンを貯蔵する油槽所は、島内3カ所で、新出光4,700キロリットル、マツハヤ3,200キロリットル、鈴木石油4,800キロリットルで毎月2回500キロリットルのタンカーで輸送しているそうです。島内の販売量は、元売3社で、月々2,000キロリットル、その内訳はガソリン1,000キロリットル、軽油600キロリットル、灯油400キロリットルです。油槽所のコストは、1リッター当たり10円で、消防法では10年に1回の法定検査が義務づけられています。対馬の場合は、油槽所が海岸にあるため、塩害で腐食がひどく、設備費、解放検査、塗装などを5年に1回実施し、約8,000万円程度の費用がかかるそうです。

油槽所から各スタンドへ輸送するタンクローリー車においても、本土では20キロリットル車に対し、対馬では14キロリットル車で輸送しており、各スタンドの事情もあり満タン状態でなく、必要量だけを運ぶこともあるとの説明でした。

次に、長観光商工部長から、これまでの県、市の取り組みについて説明を受けました。県においては、これまで2度の緊急対策会議が開催され、五島、壱岐、対馬の3離島の現状、各市の対策が協議検討されています。対馬市においても、2度の「石油製品価格対策連絡会議」を開催し、各機関の現状を把握するとともに、今後のテーマを絞りながら対応策を検討していくとのことです。

離島と本土の価格差をどのように是正するのか、末端の自治体ではどうしようもできない状況で、早期に、国、県の支援策を検討してほしいとお願いしているとのことです。

質疑調査においては、本土から輸送するタンカーを500キロリットルタンカーでなく、

1,000キロリットルタンカーで運ぶことにより、回数を減らし、チャーター料を安くできないかとの質問に対して、現在の油槽所のある場所が500キロリットルタンカーしか入港できないとのこと。

島内に3カ所の油槽所は必要なのかという質問には、1つでも理論上では可能であるが、安定供給の問題、各社のいろいろな問題があり、3つの油槽所があるとのこと。

また、対馬の人口に対し、スタンド数が余りにも多いのではないかとの意見には、現在では多いと思うが、建設当時には必要であったと思われます。しかし、今後後継者問題や各スタンドの老朽化などで数は減少するであろうと思われます。

島内のガソリン価格については、話し合っただけで価格を決めているのではないかということについては、どの会社も同じくらいのコストがかかっているため、同じような価格になっている。

対馬では表示価格をしていないが、なぜしていないのかという質問には、本土に比べ、現金売りが少なく、各スタンド間の競争がないのが事実で、対馬では現金売りは2割で、残りの8割がカードで購入しているとのこと。漁業者が多く使用しているA重油については、本土地区との価格差は25円はないとの話しでした。

このような状況でコストを下げる一番の方法は、油槽所の統廃合を行うことで、油槽所の合理化が配送の合理化になり、最終コストが一番安くなるとのこと。

いずれにせよ、島内の経済に大きく影響する燃油価格の安定が重要であり、今後も原油の高騰が予想されているため、一層の企業努力と表示価格をお願いしたところです。

県や市においても、離島における燃油対策についての取り組みが始まっており、今後とも本委員会の所管に関する緊急を要する課題に対しては、所管事務調査を行うこととし、今回の調査に御協力していただきました長崎県石油商業組合対馬支部、関係職員の方々には、心からお礼を申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第10. イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第10、イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

イノシシ等被害対策特別委員長の報告を求めます。イノシシ等被害対策特別委員長、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） イノシシ等被害対策特別委員会調査報告を行います。

本特別委員会の調査状況を、会議規則第103条の規定により下記のとおり御報告いたします。

当委員会は、2月21日、木曜日、午前10時より豊玉支所3階会議室において委員6人全員と事務局担当職員並びに担当課より職員2名の出席をいただき開催いたしました。本特別委員会終結に向けての最終報告書の作成、並びに今後の被害対策等について、担当課を交え意見交換を実施いたしました。

以下、協議した内容及び調査結果を報告いたします。

1、イノシシ等被害の現状。イノシシ等の被害は、平成7年度に豊玉町で初めて報告され7,000円程度の被害でありましたが、3年後の平成10年度には、島内全域に広がり、遂に500万円を突破いたしました。その後は、平成16年度の2,600万円をピークに、最近は減少傾向にあります。反面、生産者が被害額の正確な報告をしない傾向にあることも指摘されております。このようなことから、担当課は正確な被害額の把握に努めるため、今後生産農家に対しても被害対策研修会やパンフレット等の配付による啓蒙普及が必要であると思われま

2、被害対策の現状。前述の被害状況を受け、駆除と防護の両面から被害対策が講じられております。被害対策としては、平成18年度までに金網フェンス8万9,200メートル、防鹿ネット28万1,700メートル、電気牧柵3万300メートルが実施されておりましたが、平成19年度より安価で侵入防止効果が高い防護柵、ワイヤーメッシュに変更され、3万5,490メートルと電気牧柵2,760メートルが実施されております。侵入対策に、非常に効果的な報告がなされているとのことでもあります。

3、有害鳥獣駆除の実態。有害鳥獣駆除につきましては、狩猟免許取得者で一定要件を満たすものをもって猟友会に委託し、実施しております。平成7年度に巖原町で初めて捕獲され、その後、平成13年度に257頭、平成16年度に1,217頭、平成18年度に2,834頭と、捕獲実績が急激に伸びております。これは捕獲技術の向上はもちろん、箱罠等の導入により、捕獲数全体の96%が罠での捕獲になったことが大きな要因と思われま

また、捕獲された個体は、ほとんどが埋設及び焼却処理され、食肉として有効利用されているものはごく一部であります。捕獲補助金につきましては、平成17年度まで1頭当たり2万円でありましたが、厳しい市の財政状況を考慮し、平成18年度より1頭当たり1万6,000円、さらに、平成19年度には1万2,000円となっております。今後も捕獲補助金の減額は必要であると思われま

4、今後の取り組みについて。防護対策については、19年度末の要整備量が島内全域で全長170キロメートルとなっている。ワイヤーメッシュで考えると、予算としては1億2,100万円となる。県は3年間、19年度から21年度で重点的に被害対策に取り組むこととし、補助金等の交付を実施しているため、対馬市としても歩調を合わせ、今後2年間で整備が終了するよう

要望するものであります。また、防護対策予算の重点配備の面からして、捕獲補助金の削減等は避けられないものと思われるが、食肉化を実現することで捕獲補助金の削減、あるいは廃止について駆除従事者の理解は得られるものと思います。処理施設については、販路体制整備を確立させ、既存施設の活用と新設に向けた検討が必要であります。

以上、最終報告書とすることで、本特別委員会の終了をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 委員長の報告に1点だけお尋ねいたしますが、今報告されたところでは、捕獲補助金を1万2,000円は高いから減額するということが出されておりますが、現実、イノシシの捕獲に対しては、非常に、猟をする犬等の頭数等の確保とか、いろいろな問題があるわけですが、わなと両方あるわけですが、銃と、そういうことで、減額することが捕獲につながるのかどうか、その辺は捕獲しなければ網ばかりしても道路等はふさがれないわけですよ、そういうことで、そういう補助金の減額、金がないので減額するということなのか、それとも、1頭当りに金をやることは多過ぎると判断して減額すべきと言われたのか、その辺のことを詳しく説明をお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） 今、捕獲補助金の件で質問がありましたが、捕獲補助金は、県内他の地域と比較しても対馬は非常に高額の補助金となっております。このイノシシの補助金は、定額の2,500円だけが県の補助がありますが、この1万2,000円で計算すると9,500円が市の持ち出しということになります。そういうことからして、非常に防護対策の方がおそろかになっておるといふ委員会の意見として多数でありましたので、その捕獲補助金を削減してでも、防護対策の方に重点的に予算を回すことで話しをしております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 話しを聞くところによりますと、捕獲補助金を減額する金を防護柵の方に回すことによって、より効果があるのではないかとということで減額すべきという話しですが、私は、イノシシをその後に食品化するということが裏にあるようでありますが、イノシシを食品化するというのは、小西さんも猟友会のメンバーだったらよくわかっておられると思いますが、本当に食肉になるイノシシというのは、非常に頭数が少ないと僕は認識しておるわけですね。大きいのは肉になりますが小さい子供もいっぱいわなではとっているわけですが、それでは金にならないわけですね。そういうことからすると、食肉にして金にするというイノシシの数というのは、非常に全体の頭数から減額されて、わずかではないのかということからすると、私はそれを食肉化することによって減額の対応をするというのは、少し乱暴ではないのか、ここで

非常にイノシシは繁殖、シカは子供が持つのは少ないから撃てば減っていくわけですが、イノシシは一気に4頭、5頭、6頭ともっていく、生まれるわけですから、非常にふえる率も高いわけですね。そういうことから、対馬市の財政が許すならば、これはやっぱりそういうのは余り減額すべきでない、とる人の身にもなってやったらどうかと、私はそういうふうに認識を持っているわけです。かえって上げるべきではないかと思うほどとった人は大変、これはわなにかかると殺さにかん、網に引っかかっても撃ってもらわんにゃいかん、鉄砲で撃つ人は犬をいっぱい飼つとかんにゃいかん、いろいろなもろもろ大変な条件で、委員長も猟友会のメンバーであります、遠慮されたのではないかと思います、もう少しその辺は当分の間は減額すべきでない、私は考えますが、あとは委員会で減額して、防護柵の方にかえるという意見であります、その辺は、もう少し市の財政から考えて、現状維持でももう少し頑張つて捕獲してもらおうほうがベターではないかと思いますが。委員長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） 被害がなければ、補助の効果もあると判断できるわけですが、非常に被害がなかなか少なくなりません、減りません。そういうことで、県の方の先ほどの説明の中にもありましたように、ワイヤーメッシュに対する補助金があと2年度で打ち切られるようになっております。そういうことで、その補助金があるうちに、市としても歩調を合わせて対策を講じる必要があるということで、そのための財源確保の面からしても、県内で突出している、この補助金を他地域並みに合わせる、あるいは、それ以上に減額する、そういう方向でやれば防護対策が早急に進むんじゃないかという委員会の意見であります。

また、食肉につきましても、肉になるイノシシを食肉化することで補助金を削減した分の幾らかでも補えれば、その効果があるんじゃないかという委員会の考え方であります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） これで最後であります、今話しを聞くところによりますと、防護柵の補助金が、県があと2年で終わりだということですが、今イノシシは、対馬非常に多いわけですが、そういうことで、県は補助金の延長はないということがわかっておるんですか。これは何の事業か私はわかりませんが、県単事業と国の事業と2つあると僕は認識しておるわけですが、今の話しは、県単事業の話ですか。それとも、国の事業もそういうふうに2年で打ち切られるという認識なんですか、その辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） これはワイヤーメッシュに限った県の補助事業であります。ワイヤーメッシュ以外にも、いろいろ防護柵が考えられますが、ワイヤーメッシュについてのみ県の

方が21年度までの補助金を出すということで伺っております、聞いております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 桐谷議員さんとややダブった点がございしますが、今後の取り組みについての条文の中に、捕獲補助金の削減等は避けられないものと思われる、ここまではいいと思います。食肉化を実現することで、捕獲補助金の削減あるいは廃止について、駆除従事者の理解は得られるものと思います。非常に現状を広範囲に把握された言葉としてはとても私は思えません。大体、下県地区のイノシシの罾を中心にする方々の現状は、30基ぐらいのわなを仕掛けて部落あるいは隣の部落の範囲まで、それで、毎日見回りで三、四万円のガソリンを軽トラックで使用しておる話しはよく聞きます。そういう状況の中でとったイノシシが、1年間実際申し上げまして3月以降から9月までの間は、一般的な肉として解した場合には、ほとんど使いものになりません。そういうことで、肉の価値というのは、特に、3月以降からの半年以上、3分の1以下の価格でございします。とても経費に充当するような内容じゃないということを私は十分把握していますから、少し乱暴な書き方じゃないかなと。皆無というふうなことがあれば、これは私は今駆除を従事している方々に対しても、少し乱暴な発言であるというふうに理解しております。その辺について、委員長は最終的に廃止についても最後には理解は得られるというふうなことを、私ここは書き過ぎじゃないかと、こう思うのですが、いかがでしょうか、それで終わります、私の質問は。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） 既得権を守りたいのは、だれもそうですが、実際、今やっている補助金、県内他地域と比べたら、ほかの地区は大体5,000円です。対馬だけが突出しております。ということは、2,500円の補助金と地元自治体の持ち出しが2,500円ということで、5,000円ということになっていると思うのですが、そういうふうに対馬市だけが突出しているということを力説したいと思います。

そして、食肉の問題ですが、これは3月から9月にとる肉は、食肉にはらないという話しであります、島根県的美郷町は、これをきちんと食肉にしております。3月から9月にとれる肉もきちんと食肉にしております。そういう先進地の例もありますので、対馬市も、きちんと、そういう先進地の例を取り入れてやれば、十分に対応できると思います。

○議長（波田 政和君） ほかに、1番。（発言する者あり）ちょっと1番さん、ちょっと済みません。どうぞ12番、大浦孝司君、済みません。

○議員（12番 大浦 孝司君） 私は、あなたに対してやり取りをするというよりは、現状の中で状況を見て判断せないかんと思うのですが、それならば、昨年も予算化しながら流した施設の対応、そして、今年度以降、20年度の計画を上地区なり、あるいは中地区なり、どうやって進

めたこと、そこら当たりの話を聞かせてください。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） 食肉の方ですか。

○議員（12番 大浦 孝司君） そうです、そうです、施設の対応です。

○議員（3番 小西 明範君） 施設の対応は、市の方には、北部、中部、そして、下地区3地区に施設は必要であろうということは、委員会の方で話しをしております。市の方がどこにその施設を予定するか、それは、今の段階ではわかりませんが、委員会としては、そういう要望を、市の方にはしております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 最後になります。要望とか方向はいいんですが、現実には、例えば、打ち切るとかいうふうなことになった場合、大変なことになりますし、それなら、その受ける施設の事をきちんとやはり委員会としても要望じゃなくて、せっかく昨年も予算をつけながら流した、ことしどうするのか、20年度どうするのか、具体的にあるのか、そのあたりの話をもう少し固めずに、そういうふうなことに持って行くことについては、やや現状としてどうかというふうには思います。

以上で終わります。

○議長（波田 政和君） 小西委員長。

○議員（3番 小西 明範君） 施設について、美津島町に依然シカの解体施設があります。こういった施設を既存の施設を修理あるいは補修をして活用したり、また必要であれば、新たに上地区とか、中地区には新設をするという委員会の意見であります。

○議長（波田 政和君） 1番、齋藤久光君。

○議員（1番 齋藤 久光君） 委員長に、1点、2点ぐらい質問させていただきますが、今3番の有害駆除の実態についての条文がございますが、先ほどから桐谷議員、大浦議員さんの方から重複する面もございますけれども、非常に、今私もその住人の有害駆除のメンバーの代表として対馬市と委託を受けて事業を実施しているものでございますが、その中で、委員会のこの報告に当たりまして、少し疑問の点もございますので質問させていただきますが、御承知のように、この捕獲料、補助金について、今お二人の中に質問がございましたように、これを減額という、補助金の減額は必要であるという条文がございますけれども、非常に、今の捕獲実態から、今見回り等、かなりの実績を上げていただいている中で、非常に会員の皆様方の油等の高騰によって、経費等が非常にかさみ、これ以上減額されるとやっていけないというような声が、ほとんどの会員の声でございます。

よって、これ以上減額して、捕獲に対する意欲がとられれば、当然捕獲頭数も減ってくれば、

農家被害、農地被害の声は、もう目に見えている現状があらうかと思ひます。それでも、とつても、とつても減つていつていない今の対馬の状況を考えたときに、この委員会の今後の捕獲補助金の減額は必要であると思はれるということには少し乱暴じゃないかと思ひます。

そして、先ほど委員長の方から、対馬は突出しているというような報告がなされましたが、実態は、1万円の長崎県内でも補助金の1万円のところもあり、7,000円、8,000円、5,000円と、だんだんの状況ではあるわけでございますけれども、もう対馬の、元来から島内については、島内じゃなく、県内においては、イノシシは従来からおつたわけでございますが、対馬においては、突然にここに出没したわけございまして、ニュースということになってはおるんですが、そういう観点からも、これだけ増大している状況に防護柵が必要であるということも考えられますけれども、それとは切り離したこの捕獲ということが、まず先じゃないかというようなことから、このことについて委員会がどこまで検討されたのか、また後でお答えいただきたいと思ひます。

そして、また、食肉との関連についても、大浦議員さんからも指摘がありましたように、本当に食肉ができるっていうのは、捕獲頭数が毎月今300頭から、ここ数カ月は350頭、360頭の実績の捕獲がなされておりますが、今のこの冬場のイノシシについては、若干食肉化される部分もありますが、先ほども大浦議員が言われますように、もう夏場のものについては、ほとんど皆無であるに等しいぐらいに商品化できるものは、ほとんどできないような状況かと私の体験から考えますし、これが言うように、補助金等にこれを削減して、そちらの方に充てればというふうなことになってはいますけれども、これはあくまでも切り離していくべきじゃないかということを私はそういうようなとらえ方で考えているものでございまして、そこらあたり、委員長、ここで理解は得られるものであるという、この条文については、非常に会員の方々も、今のこれ以上上げるということには非常に困っている状況でございますので、近く役所の方ともすり合わせをするような計画を猟友会も持っておりますので、そこらあたりをまたひとつ、委員長お願いします。

○議長（波田 政和君） 質問がダブっておりますので、委員長の答弁しますか。

○議員（3番 小西 明範君） かなり同じ質問が多いですね。はい。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。

○議員（3番 小西 明範君） はい。

○議長（波田 政和君） はい。それでは、1番議員さん、同じ答えだということで、よろしくお願ひします。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長の報告は、イノシシ等被害対策特別委員会を終結する報告であります。委員長の報告のとおり終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおりイノシシ等被害対策特別委員会を終結することに決定しました。

---

### 日程第 1 1. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第 1 1、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員長の報告を求めます。国境離島活性化対策特別委員長、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 国境離島活性化対策特別委員会調査報告書、本特別委員会の調査等の状況を会議規則第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

平成 20 年 1 月 17 日、本庁会議室において、全委員出席、議長の出席もいただいて第 5 回委員会を開催いたしました。

水産庁と対馬地区の水産業振興にかかる意見交換会に、全委員参加をして本委員会としての趣旨を説明、意見、要望等を行うことに決定をし、その内容等を検討した結果、委員長から重点施策と取り組みについて要望し、副委員長から燃油、大中型まき網についての質疑を行い、その他は参加組合長や漁民代表の質疑内容によって、臨機応変に意見に出すことで一致しました。

また、漂着ごみ問題について、本委員会の重点項目に加えて調査検討を行うべきとの意見があり、全会一致で取り組むことに決定をいたしました。

次に、同日午後 3 時 30 分から行われた意見交換会の概要を報告をいたします。

水産庁の橋本漁港漁場整備部長ほか 1 名、長崎県の吉塚水産基盤計画課長ほか 1 名、地方局から江口局長ほか 6 名、対馬市より市長以下 8 名、漁協の組合長会より 11 名、漁民代表 16 名の出席があり、開催をされました。

市長あいさつのあと、橋本部長による平成 20 年度水産予算概算決定の重点事項についての説明、2、日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業の説明、これは前回報告のとおり、島根県ほか 3 県沖にまたがるズワイガニ、アカガレイの資源保護、増殖事業の説明であります。また、平成 19 年度補正予算の燃油高騰緊急対策について、3 番目、磯焼け対策、4 番、漁業の森整備事業、5 番、流通拠点の整備事業等の説明がありました。

続いて、私が委員会からの要望を 4 点いたしましたが、大型漁場整備事業については事業費が

大きくやり直しがきかないので、対馬の特性を考え効果の上がるものにするには、漁業者間の同意、協調と事前調査等が重要であり、検討していきたいとのことであります。

燃油対策については、今年度の補正予算で考えているが、メニューが実態に合わなければ見直しもあり得るとのことです。助成や融資の対象が、グループ操業か母船式漁業とか新エネルギー化が主であり、対馬の漁業の実態にはマッチしないと意見が多数出ました。

また、海洋温度差発電については、興味がある、水産庁の役割があれば検討したいということでもあります。

その他、漁協組合長会からも、壱岐と対馬の間にある七里ヶ曾根の話があり、天然の好漁場でそれに匹敵するような漁場造成の要望、また燃油問題については、対馬の漁業経営体からして漁業者のグループ化等は非常に困難である。グループに対する補助金は農林業の補助形態であり、補助対象は漁協を主体にしてほしい。まき網、底引きなど、国内外の規制を強化してほしい。高級魚や稚魚まで一網打尽にするので、対馬西海岸3マイル規制を5マイルにすることと、沿岸漁業者の経営悪化を防ぐために、漁獲魚種の見直しを早急にしていただきたい等々の意見、要望が多数ありました。

まき網の大量捕獲については、魚価を下げることは理解をするが、資源維持のための各種規制はしている。国内人口は減少傾向にあり、マーケットも縮小している。漁業者も、とるばかりの時代ではなく販路の開拓、複数のマーケット確保等が競争に生き残る道であり、行政も努力するが漁業者も意識の変革が求められている。対馬をアピールするブランド化等も必要ではないかとの水産庁の説明であります。

また、岩佐補佐官によりますと、韓国の「ナムチョン」に釜山市直轄のインターナショナルフイッシュマーケットがことし4月にできます。2万トンクラスの船舶が同時に2隻接岸できる規模で、通関体制も整備されており、ここから輸出入ができる、厳原港からの直接輸出を調査協議中であるとのことでもあります。

漂着ごみの処理についても多数の意見が出され、6時の閉会時間で足りない状況でした。

水産庁や県の係官に対し、各方面から対馬の実態が訴えられ、十分に受けとめていただいたものと思います。水産庁の橋本部長は、17日午前中と18日島内の漁業集落を視察され帰京されております。

本委員会としての取り組みについても、ある程度理解を示していただいたものと思っておりますので、さらなる調査研究と要望が必要と考えております。

以上、本委員会の閉会中の調査報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 最後に、さらなる調査研究と要望が必要と考えておりますとい

うことを書いてありますが、この委員会を継続していくという文面だろうと思っております。

この特別委員会は、私が考えるところによりますと、範囲が広過ぎて特別委員会の範囲を逸脱しておるんじゃないかならうかと思うところがあります。あとは、各常任委員会の調査に任せるべき範囲じゃないかならうかと思いますが、それに対して委員長はどのように考えてありますかお答え願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 作元義文委員長。

○議員（17番 作元 義文君） 対馬の現状からして、国境離島という、活性化ということでこの委員会が市長部局と一緒に進めるということで行われております。

一応、今年度終了ということになりますので、新市長も誕生されましたし、各委員会をまた開いて、市長とかあるいは委員と相談をしながら今後また検討したいというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 今、宮原議員も言いましたけれども、大変範囲が広い調査委員会であろうと思います。今ここに述べてあります水産庁との協議で今回やってあります。

国道とかも今度は、今水産業は本当に低迷しておりますので大事なことでありますが、今度は陸に考えたときには旧町時代に浅茅パールライン構想とか聞き及んでおります。そういった方の委員会は調査をされないものか、今後のその状況的にどの方向で考えてあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 作元義文委員長。

○議員（17番 作元 義文君） その辺も含めまして、当初この委員会がつくられた時に何項目か重点項目挙げておりました。国境離島の運賃の問題であるとかですね、海洋温度差発電、今回は水産庁を招聘してということの問題でございましたので、一応水産庁に聞くということにいたしております。

本当は、要望書持って水産庁までという話が出たんですけども、今予算の関係もありますし、できれば対馬の方に出向いていただいて、対馬の現状を把握してもらってそれからでもいいんじゃないかということになっております。

そのほか、いろんな問題がありますので、4点ほど最初に申し上げておりましたように、水産庁あるいは国土交通省いろいろありますけれども、その順番とかこの取り組み方とかいう面については、また水産庁だけではなくて委員会で相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） それなら結構なことだと思いますので、積極果敢にこの委員会を活用していただきたいと思います。

終わります。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 対馬の主幹産業は、申すまでもなく水産業です。委員長が水産業中心に調査されているということについては、妥当なことだと思います。

特に、今大中まき網、場合によっては小型も含めてでありますけれども、この問題が対馬の水産業の一番の重大な問題になっているというふうに私は日ごろから考えております。

それに対して、若干不満があるのは、当事者であります漁業者、特に漁協長さんの皆さん方がこの問題についてもっと真剣になってほしいということを実日ごろ思っているわけですが、今度調査されて漁協長さんたちの姿勢、この問題について取り組む姿勢ですね。そして、水産庁、県の皆さんの考え方、これは報告書には余り詳しく出てませんので、委員長の見解を伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 作元義文委員長。

○議員（17番 作元 義文君） 水産庁の方からも、この20年度の概算要求の中で大中まきの説明もございました。その中に、ヨコワの稚魚ですね、これを捕獲をして養殖に回すという条文があったわけですが、その辺については組合長会の方からも、ここに黒岩委員がおられますが、組合長会の方からもそういったことをすると魚価の低迷にもちろんつながってくるし、養殖業の問題ですね今度は。それではまずいということで、一本釣りで釣って、釣って売って養殖をするという形態が今対馬で、この長崎県の対馬で成り立ってこうとしておりますので、ぜひその体制が崩れないようにしてほしいという要望はいたしております。

そして、このまき網と大中小型まき網と底引きについては、この対馬の海区非常に重要な漁場になっておりますので、できれば組合長会も一生懸命陳情されておりますが、漁民集会、漁民大会が何年前かありましたですね。

こういったことをやっぱり組合長会、漁協、漁民が一緒になって、やはり対馬の海を守るために自分たちがやっぱり組織をして私は戦ってほしいな。そのために、議会も一生懸命努力はしたいと思いますが、やはり旗振る人、そしてそれに着いてくる人、これが一体にならなければこの大中まきというのは非常に難しいというふうに思っております。さらに要望は続けたい。組合長会と、だからこの漁場の問題、あるいは大中まきの問題について委員会とお話し合いをしたいというふうには思っております。

そしてやはり、そういった方針をびしゃっと決めて、やはり漁民、漁協、行政、これが一体となって対馬の海を守るために私は努力しなければいけないというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 今、最後に言われたように、これはまず当事者であります漁協

長を中心とした漁民の皆さんが先頭に立つと、そしてそれを、議会もそうですけれども理事者が一体となって取り組むと。

そうしないと、国の許可の問題もありますし、国や県それを動かすわけですから、これは単なる、漁民だけでもない漁協だけでもない、行政と当事者が一緒になって取り組むべきであると、そういう立場から調査をしていただいて、そういう調査結果を報告していただくように期待をして終わりたいと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩とします。13時10分から。

午前11時59分休憩

.....  
午後1時08分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

## 日程第12. 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第12、自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

自衛隊誘致増強調査特別委員長の報告を求めます。自衛隊誘致増強調査委員長、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 自衛隊誘致増強調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条第2項の規定により報告いたします。

12月定例会で報告いたしましたとおり、対馬島における陸・海・空の国防のあり方について取りまとめをしましたところでございますが、その中で陸上自衛隊については、対馬北部、西海岸方面に分屯地を新設する旨、また海上自衛隊においては、イージス艦を含む護衛艦の寄港地を新設するべきと、これらの課題を受け入れる候補地の現地調査等を中心として、2月19日午前10時30分より上対馬支所3階会議室において、参考人として有識者の出席を求め、第5回委員会を開催しました。

当日は、全委員の出席、参考人の対馬防衛協会の白石会長は都合により欠席でありました。

現地調査は、陸上自衛隊分屯地の候補地の予備調査を2月4日に行っており、これをもとに上対馬町豊方面、上県町志多留方面、同じく中山刈生方面の3カ所で行いました。

立地の要件は、北部西海岸近辺に5万平方メートル程度の適した用地としているが、現段階では候補地としての絞り込みではなく、それらしき箇所が存在するとの確認を行ったところござ

います。

次に、海上自衛隊の増強に伴う寄港地の新設は専用岸壁の確保であります。その要件を満たすには護岸延長約200メートル、水深マイナス10メートルとなります。これは、あくまでも長崎県地元漁業との合意が前提となりますが、厳原港、三浦湾、比田勝港の計画図面を取り寄せ検討した結果、いずれの箇所も対象とされるとの見解を示したところであります。

なお、当委員会の今後の活動方針について協議をした結果を次のとおり報告いたします。

今回の増強案の根拠は、参考人として出席いただいた有識者の皆様が集約されました。全国レベルの有識者18名の方々の意見書を尊重し、計画を樹立したところであります。これを実現していくためには高いハードルが幾多に待ち受けているものと思われま。

防衛省への要望の展開、計画の妥当性を含め、今回の提案者の1人でありました元陸海空統幕議長に来島を要請し、指導、アドバイスを受ける旨の提案が浮上したところであります。当年度予算の対応ができないことから、新年度において理事者側と協議し、実現に向け努力することと一致しております。また、最終的には、理事者側島内の推進団体、特別委員が一体となり、自衛隊誘致実現への運動展開を実施していくことを確認し、閉会いたしました。

以上で委員会の報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 日程第13. 陳情第10号

○議長（波田 政和君） 日程第13、陳情第10号、地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 総務文教常任委員会審査報告書、平成19年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第10号、地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情についての審査の結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、2月5日、中原康博委員は欠席でありましたが、所管事務調査終了後、対馬市交流センター3階第6会議室において委員会を開き、審査を行いました。

慎重に審査を進める上で、財政健全化法の具体的な内容、またこの法律によって地方自治体がどのような影響を受けるのか等を委員のおのおのが熟知することや、実際に自治体を運営する市長部局からの意見聴取も必要との判断から、2月18日の週に再度委員会を招集することを決定し、

この日は閉会しました。

2回目は、2月21日、豊玉支所3階小会議室において、中原康博委員、桐谷徹委員は欠席でしたが、市長部局より平間総務課長、扇財政課長の出席を得て委員会を開き、初めに市長部局より財政健全化法について説明を受け、その後に審査を行いました。

これまでの地方財政再建促進特別措置法にかわり、昨年6月15日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されました。

旧法では、実質収支の赤字比率20%以上で財政再建団体の対象となっていました。財政健全化法では財政再生団体の対象となる前段に財政健全化団体の枠が設けられ、自治体の財政破綻を未然に防ぐために、国が財政状況を把握し、早期に健全化を促すことになります。

今回の陳情は、財政健全化法とそれに基づいて制定される政省令等によっては、国の関与統制が強まり、早期健全化団体、財政再生団体を独立させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし、権利を守る自治体の責任を解体させる恐れがあり、また新たに自治体破綻法制が導入されると、財政力が脆弱な自治体を金融機関やファンドが管理する恐れも発生すると、地方自治体の健全な発達が妨げられることを危惧するものであり、その趣旨は十分理解できます。

しかしながら、陳情には健全化判断比率の指標を定めるに当たっての要望事項が含まれておりますが、健全化判断比率の指標は昨年12月28日付で既に交付されていること、また自治体の財源確保の面において国の保障は当然必要であります。自治体もみずからの責任において確固たる財政基盤を築いていく努力も不可欠であります。

当委員会としては、このようなことを総合的に考慮し、陳情第10号、地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情については不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 1点だけ委員長にお尋ねいたしますが、この陳情第10号について、審査に当たって長崎県の他の地方公共団体は採択不採択をどのようにしておられるか、もし調べておられれば報告お願いいたします。

○議長（波田 政和君） 大部初幸委員長。

○議員（15番 大部 初幸君） そこまで詳細なことはわかっていませんけれども、委員長報告に書いて発表したとおり、昨年12月28日付でもう既に交付されておりますので、もう不採択ということで私たち委員会は閉じました。

○議員（22番 桐谷 正義君） はい、わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから陳情第10号、地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第10号を不採択にすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第14. 承認第1号

○議長（波田 政和君） 日程第14、承認第1号、専決処分承認を求めることについて（平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま議題となりました（平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、「ニューとよたま」のエンジン故障に伴い早急な修繕が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

なお、歳入歳出予算は次のとおり定めるものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,496万7,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

8ページをお開きください。歳入につきましては、4款繰入金3項財政調整基金繰入金を、船舶の修理代として151万4,000円を取り崩すものでございます。

歳出について御説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は、人件費の減額と財政調整基金積立金の減額、合わせて273万2,000円の減額でございます。



また、2款施設費1項施設費424万6,000円は、ニューとよたまのエンジン修繕料と、修繕に合わせて定期ドックを実施するため、それに伴う船の借り上げ料を増額計上するものでございます。

以上、簡単ですが承認第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第15. 議案第1号

○議長（波田 政和君） 日程第15、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては市税の減額、地方交付税及び市債の増額、歳出におきましては、地方債の繰上償還に係る公債費の増額、災害復旧費等の事業費の決定による減額等でございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億4,300万とするものであります。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

第2条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、8ページから9ページの「第2表 繰越明許費」によるものとするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、10ページから11ページにかけての「第3表 債務負担行為補正」のとおり追加するものでございます。

第4条、地方債の補正は、同じく10ページから11ページにかけての「第4表 地方債補正」のとおり追加及び変更をするものでございます。

8ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」は、用地交渉及び重要変更等による国との協議により不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり繰り越すものでございます。総務費で2件、衛生費で1件、農林水産業費で8件、土木費で10件、災害復旧費で4件、合計25件、繰越明許費額16億604万円としております。

10ページをお願いいたします。「第3表 債務負担行為補正」は、ごみ積みかえ輸送を20年度当初から実施のために、19年度中に事務処理を進める必要があることから決定するものでございます。

「第4表 地方債の補正」は、繰上償還のために長崎県市町財政資金を追加し、また一般公共事業債から災害復旧事業債まで、事業費の変更により調整をし、限度額を36億3,060万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入であります。16ページをお願いいたします。1款市税1項市民税は、6,618万円を減額、2項固定資産税は8,682万2,000円を減額、3項軽自動車税は245万8,000円の減額をしております。徴収率の低下が主な要因でございます。

18ページをお願いいたします。4項1たばこ税は、5項鉱山税は3,000円を減額、7項入湯税は50万7,000円を増額いたしております。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を9,636万9,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金など201万円を

減額いたしております。

20ページをお願いいたします。2項負担金は、172万7,000円を増額いたしております。養護老人ホーム入所負担金等の増額が主なものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料は、809万5,000円を増額いたしております。残土処分場使用料の増額が主なものでございます。2項手数料は491万5,000円を減額いたしております。塵芥収集手数料の減額が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。14款国庫支出金1項国庫負担金は、2,603万5,000円を減額いたしております。1目民生費国庫負担金の自立支援費負担金1,391万5,000円の増額、4目災害復旧費国庫負担金の道路災害復旧事業費負担金1,367万3,000円の減額、河川災害復旧事業費負担金1,881万6,000円の減額が主なものでございます。2項国庫補助金は、1,946万円を減額いたしております。

24ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金445万6,000円の減額、6目土木費国庫補助金のまちづくり交付金事業補助金1,200万円の増額、8目教育費国庫補助金の学校施設耐震推進計画等策定支援事業補助金2,051万1,000円の減額等が主なものでございます。

15款県支出金1項県負担金は、306万9,000円を減額いたしております。1目総務費県負担金の権限委譲交付金269万2,000円の減額、2目民生費県負担金の自立支援費負担金695万7,000円の増額。

26ページをお願いいたします。3目衛生費県負担金の老人保健事業負担金363万5,000円の減額等が主なものでございます。2項県補助金は、2,587万2,000円を減額いたしております。1目総務費県補助金の移動通信用鉄塔施設整備事業補助金1,120万円の減額、2目民生費県補助金のセーフティネット支援対策事業費補助金300万円の減額、4目農林水産業費県補助金の長崎食と農支援事業補助金365万円の減額。

28ページをお願いいたします。9目災害復旧費県補助金の農地農用施設災害復旧事業費補助金293万円の減額等が主なものでございます。3項委託金は、1,373万1,000円を減額いたしております。1目総務費委託金の参議院議員選挙、長崎県議会議員の選挙費委託金1,135万3,000円の減額、5目土木費委託金の市道佐保田線道路改良事業委託金458万2,000円の減額が主なものでございます。

16款財産収入1項財産運用収入は、187万6,000円を減額いたしております。教職員住宅貸付収入の減額が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。2項財産売り払い収入は、土地売り払い収入を2万4,000円増額いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金など9,580万5,000円を減額いたしております。

20款諸収入5項雑入は、1,304万6,000円を増額いたしております。工事契約解除に伴う違約金549万円の増額、生活保護費返還金862万2,000円の増額等が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。21款市債1項市債につきましては、7億1,460万円を増額いたしております。事業費の決定による市債の減額と、地方債の繰上償還のために、県資金の公債費負担対策資金貸付債を7億5,000万円増額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。34ページをお願いいたします。1款議会費1項議会費は、庁用器具の備品購入費など8万円を増額いたしております。

2款総務費1項総務管理費は、3,798万2,000円を減額いたしております。1目一般管理費の職員人間ドック等補助金240万円の減額。

36ページをお願いいたします。7目企画費の離島交流少年野球大会委託料526万9,000円の減額、移動通信用鉄塔施設整備工事1,300万円の減額等が主なものでございます。2項徴税費は、土地鑑定評価委託料84万7,000円を減額いたしております。3項戸籍住民基本台帳費は、期末勤勉手当等44万9,000円を減額いたしております。

38ページをお願いいたします。4項選挙費は、選挙に係る事務費の決定により1,131万3,000円を減額いたしております。5項統計調査費は、295万5,000円を減額いたしております。統計調査委託金の確定による事務費の減及び地籍調査事業内容の変更により減額いたしております。

40ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費は、924万6,000円を減額いたしております。1目社会福祉総務費の自立支援給付費2,783万1,000円の増額、地域生活支援事業給付費433万円の減額、精神障害者社会復帰施設等給付費518万7,000円の減額。

42ページをお願いいたします。5目老人福祉費の高齢者生活支援給付410万円の減額、特別養護老人ホーム特別会計繰出金1,526万6,000円の減額、介護保険地域支援事業特別会計繰出金857万円の減額等が主なものでございます。2項児童福祉費は、1,459万2,000円を減額いたしております。仁田保育所屋根改修工事の執行残231万2,000円の減額、非被用者児童手当、特例給付費等の児童手当590万円の減額、乳幼児福祉医療費600万円の減額等が主なものとなっております。

44ページをお願いいたします。3項生活保護費は、医療扶助費等の増額により1,250万7,000円を増額いたしております。

4款衛生費1項保健衛生費は、2,833万7,000円を減額いたしております。

46ページをお願いいたします。老人保健事業委託金1,670万円の減額、合併処理浄化槽設置事業補助金861万3,000円の減額が主なものでございます。2項清掃費は、194万円を減額いたしております。漂着物処理委託料171万4,000円の増額、し尿処理場の医薬材料費239万5,000円の減額が主なものでございます。

6款農林水産業費1項農業費は、88万円を増額いたしております。

48ページをお願いいたします。3目農業振興費のイノシシ捕獲補助金684万円の増額、長崎と農支援事業補助金486万6,000円の減額が主なものでございます。2項林業費は、532万1,000円を増額いたしております。シイタケ生産推進補助金500万円の増額、森林整備地域活動支援交付金338万3,000円の増額。

50ページをお願いいたします。品質向上基盤施設導入事業補助金137万2,000円の減額が主なものでございます。3項水産業費は、真珠養殖経営転換対策資金利子補給補助金の減額等が150万円を減額いたしております。

7款商工費1項商工費は、観光マップ作成委託料の減額等により31万9,000円減額いたしております。

8款土木費1項土木管理費は、職員の人件費の減額等により118万1,000円を減額いたしております。

52ページをお願いいたします。2項道路橋梁費は、779万8,000円を減額いたしております。事業内容、事業費の決定等による工事費、事務費を調整いたしております。3項河川費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金を427万5,000円減額いたしております。

54ページをお願いいたします。4項港湾費は、1,012万2,000円を減額いたしております。県管理港湾使用料の徴収委託料154万円の減額、巖原港、日田勝港ターミナルビルの改修工事費858万2,000円の減額が主なものでございます。5項都市計画費は、975万1,000円を減額いたしております。都市計画区域補助金変更調査等委託料265万円の減額、都市計画街路県工事負担金360万円の減額。

56ページをお願いいたします。まちづくり活動補助金184万6,000円の減額が主なものでございます。6項住宅費は、789万9,000円減額いたしております。市営住宅解体工事280万円の減額、床谷改良住宅整備工事302万8,000円の減額、街なみ環境整備工事193万4,000円の減額が主なものでございます。

58ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費は、職員の人件費235万1,000円を減額いたしております。

10款教育費1項教育総務費は、2,112万8,000円を減額いたしております。耐震調査

設計委託料2,051万1,000円の減額が主なものでございます。2項小学校費は、132万7,000円を減額いたしております。

60ページをお願いいたします。瀬地区のスクールバス待合所建設工事費60万円の増額、瀬地区スクールバス購入費172万8,000円の減額が主なものでございます。3項中学校費は、589万1,000円を減額いたしております。校旗購入のための学校備品購入費、普通旅費、高度僻地修学旅行費補助金等の減額が主なものでございます。

62ページをお願いいたします。4項幼稚園費は、職員の人件費の減額が主なものでございます。5項社会教育費は、543万8,000円を減額いたしております。施設の維持補修工事費102万7,000円の減額。

64ページをお願いいたします。警備委託料113万4,000円の減額、駐車場の用地借上料201万3,000円の減額が主なものでございます。6項保健体育費は、580万4,000円を減額いたしております。町民体育祭委託料264万円の減額、体育施設費の修繕量169万4,000円の減額が主なものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、472万1,000円を減額いたしております。

66ページをお願いいたします。2項公共土木施設災害復旧費は、4,121万3,000円を減額いたしております。災害復旧箇所の入札執行により、事業費が確定した分について、工事費、事務費を調整いたしております。

68ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費は、7億2,642万6,000円を増額いたしております。1目元金は、政府資金の利率4%以上5%未満の利率の高い資金のうち、6億9,340万8,000円の繰上償還に係る元金を増額いたしております。2目利子は、政府資金の繰上償還に係る保証金6,806万9,000円と、低利借入等により償還金利子を3,505万1,000円減額いたしております。

70ページから73ページにかけては、補正予算給与費明細書であります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 9ページの繰越明許費に関連してちょっとお聞きしたいと思います。

CATV施設整備事業が、8億3,100万20年度に繰り越すというふうなことで明記されております。かなり大きな額であろうかと思えます。そして、けさもらった資料の専決処分の一部には、対馬市情報基盤整備の中の3工区が1億7,100万の端数が出ておりますが、増額

で専決処分を平成20年1月15日にしたということが書かれております。

私は、専決処分というふうなことは、議会が開かれずにその執行を検討して、急ぐ特別の理由があるからやるということで理解しておりますが、これを見ますと3月の補正予算で十分、会議をして繰越明許というふうなことでいいのではないかなというふうな考え持つんですが、皆さんちょっとありますが、専決処分書というのがありますよ。

その中の変更の部分に、1億7,117万2,050円をどうしても議会前に予算化せなければならぬからそれをしたと、こう書かれております。その理由も下に書いてありますね、この関連といわゆる今回の繰越明許の金額がどう関連しとるかちょっとお話を聞きたいと思います。

それともう1点は、なぜ1億7,100万の金が3月の補正予算を待たずに予算化せねばならなかったか、これは私はちょっと聞いてみにやわからんなと思っております。

以上2点、部長さんお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） お答えしたいと思います。専決処分の分について、まず最初にお答えしたいと思います。

この点に関しましては、12月の議会だったと思いますけれども、第4工区の追加の工事を出したと思います。その分で、センターの分が、これ3工区はセンターの機器類になるわけですが、4工区を実施するためには、センターの分も合わせて実施していかないと工事が先に進まないということになりましたので、専決をさせていただいたわけでございます。

言いますと、結局1工区2工区については、もう当然3工区で機器類の整備は一緒に契約いたしましたけれども、4工区につきましては、12月で契約した段階で当然一緒にセンターも整備していかんやらんということになりますので、専決をさせていただいたというわけでございます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ちょっと確認いたしますが、その追加工事の分はすべて工事を終えて、8億3,100万というのはほかの工事が余った分だけでしょうか。それをちょっと、私はちょっとはつきりしてみたいと思うんですが。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） 繰り越しの8億3,100万という分につきましては、これ今度の、引き込み工事現在やっています。1工区2工区3工区、これで当初は年度内に工事を終えるということをお話しておりましたけれども、この引き込み工事に関してはどうしても各家庭に入っていくというような工事になります。

したがって、家庭に連絡した段階で留守をされている方、あるいは連絡が取れなかった方

等がございますので、その分おおくってくるのがもう現状でございます。

○議員（12番 大浦 孝司君） 議長、最後です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 自然に考えれば、その工事が平成20年度にかかるというふうなことであれば20年度に予算を組むという、私は一般的に無理をしてまで、この財源の厳しい中で無理に無理を重ねてやったなあという感じがいたしまして、そういう工事の分ちゅうのは私は年度できちんと考えりゃあいいわけであって、何も19年度に財源化してせっぱ詰まったことを積み上げる必要はなかったんじゃないかなという、一般的な議員としての予算の組み方としていかなものかというふうなことを感じておりました。

それでもう1つ、ぜひとも1月その、契約日が15日でしたが、その3工区の関連という中で4工区の云々ところ書かれておりますが、どうしても1月の月にセットせんとその空間が施工上困ることであったのか、3月の補正予算に堂々と組んで、その後施工が何も差し支えなければ私は自然体として3月の補正予算として上げるのが筋じゃないかなという思いがしますが、部長その辺の最後の言葉お聞きします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） これ、先ほどから申しておりますように、1工区2工区、4工区の工事につきましては、センターと同時進行していくというようなことになっておりますので、どうしてもこういった形をとらせていただいたということになります。

○議員（12番 大浦 孝司君） 終わります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 補正予算ではありませんけれども、参考までに19年度の工事ですので尋ねたいと思います。

昨日の長崎新聞に載っておりましたけれども、川上建設部長にちょっと尋ねたいと思います。この成り行きですね、新聞にもあらかた書いてありますけれども、成り行き等説明をしていただきたいと思います。

そしてまた、一番に予定価格はだれが決められたものか、そしてまた、この地滑り工事で業者も絞られた形で8社いうことでございます。それだけに、なかなかの実績のある業者でないと入れなかったんじゃないかなと思います。それによって、その実績とは対馬の実績でいかれたものか、その2点とですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 中原議員さんの質問に対しましてお答えしたいと思います。

議員さんも御承知かと思いますが、市が積算をいたします工事の設計額と予定価格が同



額でなければならないということはありませんし、今までも予定価格と設計額は相違しておりましたし、また今回その差額が不自然ということでございますが、いろいろと工事現場ごとに作業条件とか工事関係のしやすさといえますか難易度等が違いますので、そのようなことを考慮いたしまして、市の事務決済規定によりまして部長が予定価格の決定をすることになっておりますので、私が決めて執行いたしております。

また、工事の発注に際しましても、入札の公告時には御承知のとおり予定価格も公表いたしておりますし、工区の内容について疑問な点、あるいは不明な点がありましたら受付期間も設けておりますので、そのようなことを踏まえまして何も質疑もないということで入札を執行した次第でございます。

入札業者は、いろいろと推測して入札をされているとのことでございますけれども、私はあくまでも各社それぞれに現場ごとに見積もられる条件が違ふと思っておりますので、各社ごとの実行予算といえますかそういう形で入札をされた結果でありまして、適正な入札の執行であったらうというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 質問に入る前に、ちょっと予算外になっておりますので、先ほどの話です。だから、それと違うことでお願いしたいんですけども。21番、中原康博君、どうぞ。

○議員（21番 中原 康博君） 違うことと言われましても、議会で聞くことはこの19年度である工事ですので私は参考までに尋ねおるわけでございます。ひとつその辺でお願いしたいと思います。新聞にまで載らなかったらこういった質問は出ないと思っておりますので、尋ねておるわけでございます。

島内の実績で、部長されたものかその辺はどうですか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 入札の参加資格につきましては、私の方ではタッチしておりませんのでちょっとわかりかねますけども。

○議長（波田 政和君） どうですか。

○議員（21番 中原 康博君） いいです。

○議長（波田 政和君） ほかに。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 二、三お尋ねいたします。17ページ、市民税、個人税の減額について、徴収率その他を詳しく、見込みでしようからお知らせ願いたいと思います。

それから25ページ、教育総務費の補助金ですね、これが今の時点で2,051万1,000円の減額、この内容を詳しく説明願います。

それから、歳出は55ページ、たしか国際ターミナルの工事請負費については、9月か何かに

補正をしたと思いますけど、その補正をした金額が私の記憶であればこの減額された金額とあまり大差がないんじゃないかという気がしますけど、その理由を説明してください。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 市税の決算見込みについて御説明をいたします。

まず、現状でございますが、1月末の税の収納状況でございますが、現年度課税分、市民税です、市民税、固定資産税、軽自動車等もすべて前年同期と比べまして、若干低い率で推移をいたしております。

こういうことを元にいたしまして、この補正でどうするかということを検討いたしました。その結果、これも9月の補正で大きく市民税を減額したところでございますが、これこの時の部分につきましては総所得、課税標準額が大きく見込みから落ち込んだということで減らしておりますけれども、今回は決算見込みをしたところ、当初収納率を98%、高いところで。低い部分でも96%と、かなり高い率で予算計上いたしておりました。

それを決算見込みをしたところ、前年同様ぐらいに何とかして持っていきたいということからいたしまして、収納率で見込みといたしまして、市民税、個人で96、法人で94、固定資産税93、これは何とかクリアしたいというなことで、一応それをもとに計算したところ、今回この額相当をちょっと減額をさせていただくということになっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 教育部長、日高一夫君。

○教育部長（日高 一夫君） 25ページの教育費国庫補助金の2,051万1,000円の減額について御説明を申し上げます。

歳出では、59ページになってますが、委託料で2,051万1,000円の減額。これ、当初2,694万2,000円の事業として上げていましたが、643万1,000円の事業で済みましたので減額させていただいております。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 予算書54ページにつきましての港湾管理費についての15節の工事請負費につきまして御説明申し上げます。

9月の補正では、1,683万2,000円補正をお願いしております。今回、入札執行残等で精算いたしますのが825万円となりましたので、今回減額として858万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 徴収率の方からちょっと言わしてもらいますけど、たしか非常に

厳しくて、県下でも成績としては悪い方ですね。そして、非常に自主財源の少ない中で、私も委員会の中でも言いましたけど、できるだけ徴収率の向上に努力をしてほしいという注文もつけておりましたので、残された期間最大限の努力をお願いしたいと私は思います。

それから、教育費、2,051万1,000円の減額ということですけど、もとの計画が余りにも格差があり過ぎますねこれ、600何十万で済んだとか。普通常識的に考えるなら、執行残として残れば1割か2割ぐらいが相当じゃないかと思えますけど、耐震強度の見積もりを出す時にどんな見積もりをしてあったか、もう1回詳しくお願いしたいと。

それから、ターミナルのあれですね、1,600万を9月ですかね、されて、約半分で済んだ。安い分はいいですけど、本当に私にしてみればあまりにも財源が少ない少ない言いながら、1,600万組んでですよ800万も残ったというのは、もう少し査定段階でシビアな精査が必要でなかったかと私は思いますけどどうでしょうかね。

○議長（波田 政和君） 教育部長、日高一夫君。

○教育部長（日高 一夫君） お答えいたします。コンサルタント会社に委託をしてやったつもりなんですが。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） じゃ、コンサル任せやろう。いや、部長ですね、いいですか。次長、不思議と思いませんか。2,000何百万がこれだけで済んだちゅうのは、安くなりやいいちゅうもんじゃないですよ、予算組む時そうでしょう。私そう思いますけど、本当にチェックは自分の方で全然できんわけですか。

○議長（波田 政和君） 教育部長、日高一夫君。（「教育長、教育長」と呼ぶ者あり）教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。当初は、2,700万ほどというなことで事業を進めております。というのは、コンサルに委託をして、入札した結果非常に安くとったんですね。

この耐震化の調査は、極端に言いますと建物、1級建築士の資格のある方が見られ、そして経費の係るのはコンクリートのコアとりまして、そこで強度でやるんですね。ですから、非常に極端に言うともどもがびっくりするような額で入札を執行し、落札をしたというなことで、今回減額するものであります。

○議長（波田 政和君） 教育長、ちょっと答えが質問の趣旨と違うようにありますけども。もともと、なぜそんなものを組むのかという質問なんですね。それでよろしいですね。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） ちょっと、ちょっと議長。

○議長（波田 政和君） はい、9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 3回……。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時09分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 858万2,000円につきましての、余りにも執行残が余り過ぎじゃないかということでございますけれども、多少の積算の甘さはあったかと思えますけれども、非常にこの箇所につきましては入札の残が出て、私たちが驚くぐらいの入札の結果として終わっておりますので、このような執行残が出たような次第でございます。主にもう、入札執行残でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 3回目ですかね。私は、安くなった分をどうのこの言ってるわけじゃない、あなたが設計されてそして発注されて、正しい成果物ができておればそれにこしたことはないわけですけど、当初の計画と実際結果的に異常に差があり過ぎやしませんかと私は尋ねとるわけですよ。結果的に、あなたの思ったとおりの成果物ができておればいいわけですけど。以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。14時20分から再開します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第16. 議案第2号

日程第17. 議案第3号

日程第18. 議案第4号

日程第19. 議案第5号

日程第20. 議案第6号

日程第21. 議案第7号

○議長（波田 政和君） 日程第16、議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算

(第4号) から、日程第21、議案第7号、平成19年度対馬市水道事業特別会計補正予算(第3号) までの6件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、山本輝昭君。

○保健部長(山本 輝昭君) ただいま一括して議題となりました6件のうち、議案第2号から議案第4号までの3件については保健部の所管でありますので、続けて提案理由及びその概要を御説明いたします。

まず、議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号) について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成19年度から仁田、鹿見、伊奈診療所を直営診療所として運営を行っており、それに伴います執行予算の調整を行うものであります。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億408万3,000円と定めるものでございます。(発言する者あり) 失礼しました。3億4,008万3,000円と定めるものでございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款診療収入は、313万5,000円を増額し2億3,339万1,000円といたしております。

3款県支出金202万7,000円は、へき地医療対策費補助金の増でございます。

6款諸収入61万4,000円は、予防接種等委託料の増でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は178万4,000円の減で、出張診療の医師派遣等委託料及び生化学検査料等の執行残の調整でございます。

2款医療費1項医業費は756万円の増で、豊玉診療所、仁田診療所及び今里、鴨居瀬診療所等の医療用経費でございます。

以上で、議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号) の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号) について御説明いたします。

今回の補正は、国、県の補助金の内示変更及び職員の異動に伴います給与費等の減による一般会計よりの繰り入れの減額等が主な内容でございます。

1 ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,585万2,000円と定めるものとございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。3款2項国庫補助金は、電算システム改修事業費補助等の100万8,000円の増でございます。

7款1項他会計繰入金、その他一般会計繰入金は、電算システム改修費に要します経費310万4,000円の繰り入れで、職員給与費等繰入金は職員の異動による減で、637万円の減額をいたしております。

歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款1項総務管理費では、職員の異動減による給与費等を減額し、委託料においては、介護保険事業システム改修委託料351万円を計上いたしております。

2款、保険給付費や介護サービス給付費及び高額介護サービス費の調整を行っております。

12ページをお開きください。8款地域支援事業費は、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金でございます。

14ページに、給与費明細書の補正を添付いたしております。

以上で平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、地域支援事業の執行に伴う経費の調整を行うものであります。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,239万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,619万5,000円と定めるものとございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。1款繰入金は、一般会計からの繰入金を857万円減額し、介護保険特別会計より繰入金を83万9,000円増額しております。

2款諸収入は、介護予防事業収入で24万円、介護保険サービス事業収入で743万4,000円のそれぞれの減でございます。これは、利用見込み対象者数の減によるものとございます。

3款繰越金は301万5,000円で、前年度繰越金であります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款1項1目地域支援事業運営管理等諸費は348万7,000円の減で、職員給与等で161万8,000円及び負担金・補助金で188万3,000円の減で、これは社協からの出向職員等の給与、手当等の減によるものでございます。

2款介護事業予防費は403万2,000円の減で、1目介護予防特定高齢者施策事業費で、介護予防事業委託料240万円及び特定高齢者把握事業委託料58万円の減額でございます。

12ページをお開きください。2款1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料432万5,000円の減で、これも対象者数の減でございます。

14ページ以降に給与費明細書の補正を添付いたしております。

以上で、議案第2号、対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）から、議案第4号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）までの3件の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第5号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護給付費収入等の減収見込み並びに管理費の執行残を調整いたしております。第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,535万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,629万1,000円と定めております。

第2項に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表「歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の補正額で1,526万6,000円減額計上しております。退職者及び人件費の5%カット等による執行残の調整等によるものであります。

5款諸収入1項介護給付費収入105万2,000円減額計上しております。短期入所生活介護収入の利用者の増、入所者の入院による施設介護サービス費収入の減によるものであります。

8ページから11ページにかけて、2項の自己負担金収入95万9,000円を計上しております。

歳出予算であります。12ページから13ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費1目特養浅茅の丘管理費の補正額で945万3,000円減額計上しております。職員の中途退職者1名分及び給与5%カットによるものであります。2目特養日吉の里管理費の補正額で590万

6,000円減額計上しております。嘱託職員の退職及び職員の給与5%カット等によるものがあります。

16ページから19ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） ただいま一括議案となりました議案第6号と議案第7号は、水道局所管の議案でありますので、続けて御説明申し上げます。

まず、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動等に伴う給与費の減額、簡易水道事業統合事業等の変更に伴う事業費の変更減額と財政調整基金積み立てが主なもので、次のとおり定めるものであります。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,706万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によります。

それでは、補正内容について、歳入から説明申し上げます。

6ページをお開き願います。6款繰入金160万円の減額は、公債費利子分の一般会計繰入金の減額であります。

7款繰越金2,000万円は、前年度繰越金の追加計上であります。

8款諸収入550万円の減額は、水道管移設補償費の減額によるものであります。

8ページをお願いいたします。歳出について説明申し上げます。

1款簡易水道費1項水道管理費2,660万円の増額は、1目一般管理費25節積立金財政調整基金の3,400万円の積み立てが主で、また職員の人事異動等での職員給与費の減額、27節公課費は消費税納付金の中間払いがなかったことでの600万円の減額であります。2項水道建設費1,050万円の減額は、西地区簡易水道統合整備工事の減、市道改良工事に伴う水道管移設工事の事業費変更減が主なものであります。

次に2款公債費2目利子は、前年度借入れ利率の確定減に伴う長期償還利子320万円の減額であります。

10ページには、給与費明細書の補正内容を記載しております。

以上、簡単ではありますが、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、提



案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動等に伴う給与費の減額、野良地区拡張工事の事業費の減額が主なもので、次のとおり改めるものであります。

第2条として、平成19年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益支出の予定額を850万9,000円減額し、水道事業費を2億5,231万2,000円に予定額を補正するものであります。補正の内容は、職員の人事異動等に伴う給与費を減額補正するもので、給与費明細書の補正内容は10ページに記載をしております。

次に、第3条として平成19年度対馬市水道事業会計予算第4条に定めた本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,693万5,000円」を「2億7,123万5,000円」に改め、補てんする財源を過年度分損益勘定留保資金7,771万5,000円、当年度分損益勘定留保資金を7,915万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を913万9,000円、建設改良積立金を7,350万6,000円、返済積立金を3,171万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものであります。

第1款資本的収入であります、3,300万円を減額し4,700万円とするものであります。補正の内容は、第4条で示す起債の限度額で野良地区拡張工事の企業債を減額補正するものであります。

次に、第2款資本的支出であります387万円を減額し3億1,823万5,000円とするものであります。補正の内容は、野良地区拡張工事において現中継送水ポンプ室施設用地内での新設用地の追加確保ができず、新たな箇所での20年度事業として取り組む計画であります。このことで建設改良費の減額補正をお願いいたすものであります。

以上で、議案第6号、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 1点だけお尋ねいたしますが、対馬市水道事業会計補正予算について、今局長の説明では1ページの資本的支出の建設改良費、野良のところの問題があつて20年度に回すということですが、もう少し詳しく具体的に教えてください。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） お答えいたします。

野良地区拡張工事については、当初計画で4工区に分けて工事をするような形をしておりましたけれども、1工区については知首の工事、2、3、4が野良地区の工事でありましたけれども、2工区につきまして、現在国分寺、お寺の境内地の中で送水ポンプ室を築造し送水をしておるわ

けですけれども、当事業につきましては単年度事業でありまして、昨年の当初予算時には概算設計とかもろもろ予算規模等の設計上のボリュームがありませんでした。そういうことで、国分寺の方にも内諾を得る形で4月から9月に分けて、用地交渉もろもろ継続しておったわけですが、最終的におきましては、現施設でも騒音の苦情とかいろいろな問題点がありまして、檀徒総代あるいは財産管理上で協力できないというような形になりました。

そういう形で、第2工区については発注そのものから中止をし、他の場所をずっと模索といたしましょうか、確認をする形をとっておったわけですが、問題になった騒音とか、やはりいろいろな場所での適地が確保できませんで、その中で湧水対策等でもろもろ対応する中で、北簡易水道の配水についても取り組むべきだというような観点も入れまして、20年度におきましては阿須の方面から用地交渉の中である程度内諾を得ましたので、そこを求めてそこに送水ポンプ室をつくり、配水管布設等に取り組んでいく方向で計画をしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第1号から議案第7号までの7件を会議規則第37条1項の規定により、お手元に配付の議案付託表どおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

委員長の審査報告は、3月24日に行います。

---

## 日程第22. 議案第8号

○議長（波田 政和君） 日程第22、議案第8号、平成20年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第8号、平成20年度対馬市一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計予算の説明を申し上げる前に、お手元に配付いたしております当初予算参考資料によりまして、平成20年度当初予算の概要を御説明申し上げます。この小さい表でございます。

まず1番目、当初予算比較表についてであります。一般会計を初め診療所特別会計ほか10特

別会計の平成20年度当初予算額と前年度当初予算額を掲げております。一般会計275億7,500万、前年度に比べ4.2%の減、診療所特別会計3億2,359万8,000円で48.6%の増、国民健康保険特別会計51億9,870万4,000万で8.8%の減、老人保健特別会計3億9,547万1,000円で90.6%の減、後期高齢者医療特別会計3億6,641万3,000円の改増、介護保険特別会計予算28億6,600万1,000円で5.2%の減、介護保険地域支援事業特別会計1億1,385万3,000円で4.9%の増、特別養護老人ホーム特別会計4億5,873万1,000円で2.6%の減、簡易水道事業特別会計12億2,145万円で30.1%の増、集落排水処理施設特別会計2,100万円で11.3%の増、旅客定期航路事業特別会計3,132万5,000円で1.6%の増、風力発電事業特別会計3,360万円で3.0%の減。

以上、一般会計予算を初め診療所特別会計予算ほか10特別会計の予算は、386億514万6,000円となっております。

次に2の特別会計繰り出し金等についてであります。一般会計から特別会計の繰り出し合計金額は14億4,205万1,000円で、前年度に比べ16.8%の減となっております。

次に、平成20年度一般会計歳入歳出予算の対前年度比較表を添付しております。歳入内訳比較表と次ページの目的別内訳比較表につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、平成20年度一般会計予算について御説明申し上げます。

平成20年度予算につきましては、市長選挙の年であることから、骨格予算で編成いたしております。政策的経費、単独事業等につきましては6月の補正予算となりますが、年度当初から実施しなければならない事業、あるいは建設事業でも継続事業等につきましては、当初から計上しているところでございます。また、現在国会で道路特定財源に係る暫定税率の延長等について審議されているところでありますが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金につきましては、従来どおり計上しているところでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成20年度対馬市一般会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ275億7,500万円と定めるものでございます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから8ページにかけての第1表「歳入歳出予算」によるものとするものでございます。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、10ページから11ページにかけての第2表「継続費」によるものとするものでございます。

第3条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことのできる地方債は、起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、同じく10ページから11ページの第3表「地方債」によることを定めております。

第4条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を80億円と定めるものでございます。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、同条第1号で各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表「歳入歳出予算」の款項の区分及び当該区分ごとの金額を申し上げます。歳入の1款市税は30億1,314万2,000円、1項市民税13億7,267万2,000円、2項固定資産税12億7,894万4,000円、3項軽自動車税8,466万4,000円、4項市たばこ税2億6,400万円、5項鉱山税7万2,000円、6項特別土地保有税1万円、7項入湯税1,278万円。

2款地方譲与税は2億5,709万5,000円、2項自動車重量譲与税1億8,600万円、3項地方道路譲与税6,500万円、4項特別とん譲与税9万5,000円、5項航空機燃料譲与税600万円、3項利子割交付金及び1項利子割交付金は1,500万円、4項配当割交付金及び1項配当割交付金は1,000万円。

5款株式等譲渡所得割交付金及び1項株式等譲渡所得割交付金は580万円。

6款地方消費税交付金及び1項地方消費税交付金は3億2,800万円。

7款自動車取得税交付金及び1項自動車取得税交付金は7,700万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は1,030万円。

9款地方特例交付金は1,880万円、1項地方特例交付金1,510万円、2項特別交付金370万円。

10款地方交付税及び1項地方交付税は139億3,656万1,000円。

11款交通安全対策特別交付金及び1項交通安全対策特別交付金は330万円。

12款分担金及び負担金は2億4,154万8,000円、1項分担金181万9,000円、2項負担金2億3,972万9,000円。

13款使用料及び手数料は3億9,035万3,000円。

4ページをお願いいたします。1項使用料2億6,291万8,000円、2項手数料1億2,743万5,000円。

14款国庫支出金は22億2,008万1,000円、1項国庫負担金15億5,098万

7,000円、2項国庫補助金6億5,698万1,000円、3項委託金1,211万3,000円。

15款県支出金は22億5,408万2,000円、1項県負担金5億6,997万9,000円、2項県補助金15億2,209万4,000円、3項委託金1億6,200万9,000円。

16款財産収入は9,809万円、1項財産運用収入6,946万8,000円、2項財産売り払い収入2,862万2,000円、18款繰入金及び2項基金繰入金は6億1,237万9,000円。

19款繰越金及び1項繰越金は1億円。

20款諸収入は1億8,266万9,000円、1項延滞金加算金及び過料5万円、2項市預金利子100万円、3項貸付金元利収入2,203万2,000円、国保雑入1億5,958万7,000円。

21款市債及び1項市債は38億80万円、歳入合計を275億7,500万円といたしております。

6ページをお願いいたします。歳出の1款議会費及び1項議会費は1億8,886万5,000円。

2款総務費は56億2,069万4,000円、1項総務管理費47億2,371万8,000円、2項徴税費2億8,021万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費1億9,266万6,000円、4項選挙費2,299万3,000円、5項統計調査費3億7,735万2,000円、6項監査委員費2,375万1,000円。

3款民生費は57億864万5,000円、1項社会福祉費27億5,381万4,000円、2項児童福祉費14億7,603万1,000円、3項生活保護費14億7,831万8,000円、4項災害救助費48万2,000円。

4款衛生費は28億8,510万2,000円、1項保健衛生費15億5,642万9,000円、2項清掃費13億2,867万3,000円。

6款農林水産業費は15億8,281万6,000円、1項農業費3億1,610万1,000円、2項林業費1億9,202万5,000円、3項水産業費10億7,469万円。

7款商工費及び1項商工費は3億5,547万3,000円。

8款土木費は13億2,747万4,000円、1項土木管理費1億9,205万7,000円、2項道路橋梁費7億2,811万7,000円、3項河川費2,605万1,000円、4項港湾費4,865万9,000円、5項都市計画費1億5,252万5,000円、6項住宅費1億8,008万5,000円。

9款消防費及び1項消防費は8億6,447万9,000円。

10款教育費は19億3,706万円、1項教育総務費2億7,220万1,000円、2項小

学校費3億7,635万8,000円、3項中学校費3億3,250万5,000円、4項幼稚園費1億4,991万4,000円。

8ページをお願いいたします。5項社会教育費3億9,533万2,000円、6項保健体育費4億1,075万円。

12款公債費及び1項公債費は70億7,637万3,000円。

13款諸支出金は801万9,000円、2項公営企業費801万9,000円。

14款予備費及び1項予備費は2,000万円。

歳出合計275億7,500万円といたしております。

10ページをお願いいたします。第2表「継続費」につきましては、上地区の斎場建設事業及び五根緒漁港関連道整備事業のトンネル工事について、事業費の総額及び年割額を設定するものでございます。

第3表「地方債」につきましては、1公営住宅建設事業債から7長崎縣市町村財政資金までそれぞれ限度額を定め、限度額合計38億80万円といたしております。

次に186ページから特別職の給与費明細書、188ページに一般職の総括表、190ページから193ページにかけて給料及び職員手当の状況等を掲げております。194ページ、195ページの継続費について、前々年度末の支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書を掲げております。

196ページから201ページにかけて、債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を掲げております。202ページ、203ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲げております。

以上は、平成20年度対馬市一般会計予算の概要であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 予算審議に入る前に、仮定してものを言いますが、その点は御了承ください。

総務部長そして教育長にお尋ねいたします。現予算の提出においては、やはりこの選挙前の段階でいろいろ考え方を固めて出されたのはよく承知しております。しかしながら、選挙結果が新人が勝利したということで3月27日までの旧体制の中での執行権が存続はいたしますが、4月1日からその効力は失効していく中で、このわずか27日から3月31日の間の問題と、例えば簡単に言えば継続的な委託料が失効するに当たって、4月1日以降対応することは問題がございまして、3月内にこの処理を決済として進めることが予定されますが、その点を教育長、市長職

務代理者の考え方を今の体制で伺いを立てて決済をとるのか、委託料関係のことを相当な件数がございまして、あるいは27日以降に新体制の中でその決済をするのか。この点につきまして、市長部局そして教育委員会部局の考え方、私は確認したいと思います。

予算審議に当たって、今からやるところですが、それが仮に通った場合の仮定としてお断りを入れます。以上です。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） お答えいたします。

確かに非常に任期等が月末で、私たちも年度末ということで非常に苦勞しておりますが、今年度、20年度の予算につきましては4月1日執行となります。

しかし、やはりいろいろ委託関係の事業関係が継続性が出てきます。前もって私も総務課長といろいろな案件につきまして、この予算等を通った後は新市長さんの方に、やはり当然4月1日になりますので、御相談をしながら説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、どういふ判断になるか、今のところは相談してからということを決めておりますので、どうぞよろしく御理解していただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。

20年度は4月1日からでございますので、当然執行については新年度になってからということとありますが、ただ、事前に庁内の準備はしていいということになってますが、最終的には4月1日ですので、市長の判断で。

ただ、事務に支障のないようにしたいというようなことでございまして、そういう意味で事務の支障のないようにしていきたいと。原則的には4月1日、新体制になってからでございますので、総務部長の答弁と一緒にございます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） その辺を27日以降、新体制でことをお伺い立てたり、決済することが非常に困難きわまることも予想されます。かといって、前の段階で4月1日からすべてつくり上げて一気にいくということも、問題があると思います。

それで、私は6月の新体制の中で予算を再度見直すところは見直す、あるいはそういうふうな新しく取り入れてやりかえる可能性もありますので、短期間の間の契約等にことをおえて進めば、私は全部無理はないかなと。例えば4月から6月の間の契約をやむを得ぬ場合は締結して、その後、検討の中、変わったりあるいはそのままやることもあろうということをとれば、私はスムーズにいくんじゃないかと思う。

私個人の一議員の思いでございますが、決して一方的にことが旧体制でならぬように、あるい

は新体制の中でそれが検討できるような環境は受けてやらないかんといいふうなことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号、平成20年度対馬市一般会計予算については、委員会条例第6条の規定によって、平成20年度一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、平成20年度一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することに決定しました。

再度お諮りします。ただいま設置されました平成20年度一般会計予算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く25名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く25名を平成20年度一般会計予算審査特別委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定により、平成20年度一般会計補正予算特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

午後3時09分休憩

.....

午後3時09分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

平成20年度一般会計予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けておりますので報告します。委員長に畑島孝吉君、副委員長に堀江政武君、以上のとおりです。

平成20年度一般会計予算審査特別委員長の審査報告は3月24日に行います。

暫時休憩します。15時20分再開します。

午後3時10分休憩

.....

午後3時19分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。



### 日程第23. 発議第1号

○議長（波田 政和君） 日程第23、発議第1号、道路特定財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 発議第1号、道路特定財源の確保を求める意見書について。会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成20年3月11日、提出者、対馬市議会議員、三山幸男、賛成者、対馬市議会議員、大部初幸、同、初村久藏。対馬市議会議長、波田政和様。

道路特定財源の確保を求める意見書（案）。道路は、国民生活の向上、経済・社会の発展にとって欠くことのできない最も基礎的な施設であり、その整備は全国民が長年にわたり等しく熱望してきているところであります。しかしながら、地方においてはその整備状況はいまだ十分とはいえ、現在、我が国の都市住民と地方の住民との生活利便度の格差はまだ大きいものがあります。

離島である本市においては、人や物の移動のほとんどを自動車交通に依存している状況にあり、本土へ連絡する空港やフェリー発着所へのアクセスの確保のみならず、少子・高齢化社会を迎え、緊急医療時における患者の輸送確保など、島民の日常生活の安定・安心を図る上でも、道路整備は最重要課題の一つであります。本市としましても、住民生活の向上や地域経済の発展を願い、緊急度や優先度の高い路線から順に、限られた財源の中で道路整備事業の推進を図ってきているところですが、島民の道路整備への要望は依然として強いものがあります。つきましては、道路整備の一層の推進が図られるよう、次の事項について強く要望いたします。

記、1、地方にとって最も重要な社会基盤である道路整備を行うに当たり、自動車関係諸税は重要な財源となっていることから、現行の税体系を維持するとともに、今春適用期限が到来する暫定税率について現行の水準を維持すること。2、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の状況にかんがみ、道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路特定財源の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年3月11日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条の2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 本案は、政府の道路中期計画に基づいて地方六団体の決議を踏まえ、対馬市長職務代理人から意見書の提出依頼を受け、その案文どおりの内容となっております。

道路特定財源は、今後10年間に59兆円を道路建設に注ぎ込むという計画に組込まれて、財源先にありきの無謀なもので、その多くが高速道路や海峽横断道路、東京湾港の橋、これも計画されております、に注ぎ込む計画であります。これらの道路のほとんどが、完成後巨額な赤字を出すことは明らかであります。昨夜のNHKの報道でも、暫定税率に反対が39%、賛成の19%の倍であります。また、一般財源化についても賛成が42%、反対が17%であります。これは1人NHKだけの問題ではなく、すべてのマスコミの世論調査でも同じ傾向が出ております。

したがって、暫定税率を廃止することにより、ガソリン1リットル当たり25円以上の減税、軽油取引税や自動車取得税の減税など、市民生活にとって多大な恩恵をもたらします。

また、道路特定財源の名のもとに米軍住宅建設からマッサージ器、カラオケセット、スポーツ用品の購入、さらに国交省整備局が約80回、計5億円をかけて道路整備の啓発ミュージカルを上演するなどは、でたらめづくしであります。

したがって、道路特定財源ではなく、一般財源としてその多くを地方に回し、福祉・医療・教育にも使えるように、そして必要な生活道路等はこの国と地方の一般財源で対応していくようにすべきであります。

このことは、小泉、安倍元・前首相もつい先ごろまで地方分権の名のもとに主張していたことでもあります。野党各党も一致して暫定税率廃止と一般財源化を主張しております。国民世論ともマッチする立場から、私は本案に反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（波田 政和君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号、道路特定財源の確保を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第1号は可決されました。

---

#### 日程第24. 農業委員会委員の推薦について

○議長（波田 政和君） 日程第24、農業委員会の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員は2名とし、対馬市峰町三根1442番地、永留義範君、対馬市上対馬町豊1335番地1、上野秀一君、以上2名を推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は2名とし、先ほど申し上げました永留義範君、上野秀一君、以上2名の方を推薦することに決定しました。

---

#### 日程第25. 議席の一部変更について

○議長（波田 政和君） 日程第25、議席の一部変更についてを議題とします。

今回、対馬市議会議員補欠選挙において当選されました議員の議席に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。変更する議席は、お手元に配付しております議席表のとおりであります。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

ただいま決定した議席は、あしたの本会議からお着きいただきます。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

あすは定刻より本会議を開き、議案上程を行います。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時31分散会

平成20年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成20年3月12日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年3月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 平成20年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第10号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第11号 平成20年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第13号 平成20年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 平成20年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第13 議案第21号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第24号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第25号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第26号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第27号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第28号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第29号 対馬市情報センター条例の制定について
- 日程第22 議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第31号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第32号 対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について
- 日程第25 議案第33号 対馬市旧金石城庭園条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第28 議案第36号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第29 議案第37号 市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）
- 日程第30 議案第38号 市道の認定について（濃部ダ道メゴノ木線）
- 日程第31 議案第39号 市道の認定について（ミトド1号線）
- 日程第32 議案第40号 市道の認定について（ミトド2号線）
- 日程第33 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
（一重地区）
- 日程第34 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
（泉地区）
- 日程第35 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 平成20年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第10号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第11号 平成20年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第13号 平成20年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第14号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第7 議案第15号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算

- 日程第12 議案第20号 平成20年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第13 議案第21号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第24号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第25号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第26号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第27号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第28号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第29号 対馬市情報センター条例の制定について
- 日程第22 議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第31号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第32号 対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について
- 日程第25 議案第33号 対馬市旧金石城庭園条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第28 議案第36号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第29 議案第37号 市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）
- 日程第30 議案第38号 市道の認定について（濃部ダ道メゴノ木線）
- 日程第31 議案第39号 市道の認定について（ミトド1号線）
- 日程第32 議案第40号 市道の認定について（ミトド2号線）
- 日程第33 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）
- 日程第34 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（泉地区）
- 日程第35 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自

然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情について

出席議員（24名）

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
8番 初村 久藏君	9番 吉見 優子君
10番 糸瀬 一彦君	11番 桐谷 徹君
12番 宮原 五男君	13番 大浦 孝司君
14番 小川 廣康君	15番 大部 初幸君
16番 兵頭 榮君	17番 上野洋次郎君
18番 作元 義文君	19番 黒岩 美俊君
20番 島居 邦嗣君	21番 武本 哲勇君
22番 中原 康博君	23番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	26番 波田 政和君

欠席議員（2名）

7番 小宮 政利君	25番 扇 作工門君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者	中島 均君
統括監	松原 敬行君
統括監	大浦 義光君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	阿比留博文君

市民生活部長 .....	齊藤 勝行君
福祉部長 .....	勝見 末利君
保健部長 .....	山本 輝昭君
観光商工部長 .....	長 信義君
農林水産部長 .....	小島 憲治君
建設部長 .....	川上 司君
水道局長 .....	齋藤 清榮君
教育長 .....	米田 幸人君
教育部長 .....	日高 一夫君
美津島支所長 .....	内田 洋君
豊玉支所長 .....	松井 雅美君
峰支所長 .....	阿比留博幸君
上県支所長 .....	武田 憲次君
上対馬支所長 .....	梅野 茂希君
消防長 .....	阿比留仁志君
会計管理者 .....	森田 健一君
監査委員事務局長 .....	阿比留義邦君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君
財政課長 .....	扇 照幸君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。扇作エ門君及び小宮政利君より欠席の届け出がっております。また、清水達明総括監から、奥さんの母親が亡くなったということで欠席の申し出がっております。

これからお手元に配付の議事日程第2号により本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第14号



日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

日程第12. 議案第20号

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第12、議案第20号、平成20年度対馬市水道事業会計予算までの12件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） おはようございます。ただいま一括して議題となりました12件のうち、議案第9号から議案第14号までの6件については、保健部の所管でありますので、続けて提案理由及びその概要を御説明いたします。

まず、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,359万8,000円と定めるもので、対前年度比48.6%の増でございます。これは、従来の10診療所に仁田、鹿見、伊奈の3診療所を市の直営診療として運営を行うため、当初予算に計上したことによる増額となっております。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款診療収入は、前年度より9,727万3,000円増の2億3,694万8,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は129万3,000円で、診断書等の証明手数料でございます。

3款県支出金は3,126万円で、へき地医療対策費補助金でございます。

4款繰入金は4,478万2,000円で、職員の人件費等赤字補てん分として一般会計からの繰入金を計上いたしております。

10ページをお開きください。5款繰越金は60万円で、前年度繰越金でございます。

6款諸収入は871万5,000円で、予防接種委託料及び特別養護老人ホームわたずみへの出張診療委託料並びに事業所健康診査委託料等でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。1款総務費は、一般管理費として2億761万9,000円で、

嘱託職員、看護師報酬、職員給料、共済費等を計上いたしております。賃金は、保健師及び看護助手の臨時雇用分470万2,000円、報償費は嘱託医師等の謝礼金6,740万1,000円を計上いたしております。役務費は、生化学検査手数料等988万9,000円を、委託費は直営診療所への医師派遣委託料等3,092万円を計上いたしております。

14ページをお開きください。使用料及び賃借料は、出張診療医師車借り上げ料等258万3,000円を、2款医療費は1億1,597万9,000円で、1目医療用機器機械器具費311万3,000円、2目医療用消耗機材費1,068万6,000円、3目医療用衛生材料費1億218万円を計上いたしております。

なお、16ページ以降に給与費明細書を添付いたしております。

以上で、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,870万4,000円と定めるものでございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものでございます。

本特別会計は、医療保険制度の改革により、老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、歳入歳出それぞれ前年度より5億326万5,000円、8.8%減の予算となっております。

歳入について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款1項国民健康保険税につきましては、平成19年度までは医療給付費分と介護納付金分の2本立てでありましたが、本年度より後期高齢者医療制度の創設により、医療給付費分と介護納付金分と合わせて、後期高齢者支援金分の3本立てとなりますが、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者に移行することに伴い、国民健康保険被保険者数の減少等により、保険税は対前年度比3億3,973万円の減の12億9,935万8,000円で見込んでおります。

12ページをお開きください。3款1項国庫負担金は2億4,539万円減の10億7,478万9,000円といたしております。

1目療養給付費等負担金で、療養給付費分は医療制度の改正で65歳から74歳までの被保険者を前期高齢者とした新たな前期高齢者交付金制度の創設により、国の負担金の減となっております。

ます。あわせて平成19年度まで自己負担率が1割でありました70歳から74歳までの被保険者の負担率が2割に変更されましたが、平成20年度は現行の1割負担に据え置き、残りの1割は審査支払い機関に基金を積み立て、国が全額補てんして医療機関に支払うこととされ、前年度費2億774万2,000円減の6億7,896万4,000円といたしております。

後期高齢者支援金分は、新たに創設された後期高齢者医療制度に対する国の負担率、約34%、2億2,326万5,000円でございます。

老人保健医療費拠出分は、医療制度の改正に伴い、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行することにより、老人医療では平成19年度3月分の診療給付月遅れ請求分のみとなり、前年度費2億4,968万4,000円減の3,263万7,000円といたしております。

高額医療費共同事業負担金は759万8,000円減の2,995万9,000円といたしております。特定健康診査等負担金300万6,000円は、医療制度の改正により、各保険者に対し健康診査が義務づけられたことにより、これに伴います国の負担分でございます。

2項国庫補助金は、普通調整交付金4億9,334万4,000円でございます。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払い基金からの交付金で、制度改正により65歳以上は国民健康保険の一般被保険者となることにより、前年度より3億1,965万2,000円減の1億4,977万9,000円といたしております。

14ページをお開きください。5款1項前期高齢者交付金は、各保険者における前期高齢者の加入割合に係る負担の不均衡を調整するため交付されるもので8億3,947万8,000円を見込んでおります。

6款県支出金は、1項県負担金で高額医療費共同事業負担金2,995万9,000円を、特定健康診査等負担金300万6,000円を、2款県補助金は、県の財政調整交付金2億2,727万7,000円を計上いたしております。

8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金で1,561万4,000円を、保険財政共同安定化事業で2億4,268万3,000円、それぞれ減の6億1,593万4,000円といたしております。

16ページをお開きください。10款1項他会計繰入金は、保険基盤安定財政安定化支援において、後期高齢者医療制度創設により、被保険者数の減等により繰り出しの減及び平成19年度に整備しました医療システムプログラム修正委託料3,570万円の減が、前年度費6,661万7,000円減の主な要因でございます。

2款基金繰入金は、財政調整基金より3,000万円繰り入れを行うことといたしております。続きまして、歳出について御説明いたします。

20ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、歳入で申し上げました19年度整

備いたしました医療システムプログラム修正委託料の減により762万5,000円といたしております。

3目医療費適正化特別対策事業では、平成19年度委託費に計上いたしておりましたレセプト点検員を嘱託職員に組みかえを行っております。

22ページをお開きください。2項徴税費は、国民健康保険税収納向上のため、嘱託職員を2名雇用することにより539万7,000円増の2,414万8,000円といたしております。

24ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費では、退職被保険者のうち65歳以上の方が国保の一般被保険者に移行することにより2億3,141万3,000円の増となっております。したがって、退職被保険者療養給付費では、64歳までの退職被保険者となり3億5,905万3,000円の減となっております。

2項高額療養費においても、65歳以上の退職被保険者の国保一般被保険者への移行により、療養諸費と同様の見込みを行っております。

3目、4目の高額介護合算療養費は、新たな制度で医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合は、負担を軽減する制度です。

26ページをお開きください。4項出産育児一時金は、前年同様90人を見込んでおります。

3款1項後期高齢者支援金等は、新たに創設された後期高齢者医療制度に対する支援金で、社会保険診療報酬支払い基金への支援金、拠出金でございまして6億6,831万7,000円を見込んでおります。

4款1項前期高齢者納付金等は、歳入で前期高齢者交付金として、支払い基金から交付される財源に充てるための各被保険者からの納付金拠出金でございます。

28ページをお開きください。5款1項老人保健拠出金は、老人保健が新医療制度へ移行することに伴い、平成20年3月診療報酬月遅れ請求に係る医療費、事務費等の拠出金となるため、前年度費8億132万5,000円減の1億814万5,000円を見込んでおります。

6款介護納付金は、介護保険特別会計への給付見込み等の減により3,485万8,000円減の3億1,416万7,000円といたしております。

7款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療拠出金で3,039万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1億2,983万8,000円それぞれ減の7億4,675万7,000円といたしております。

30ページをお開きください。8款1項特定健康診査等事業費、医療制度の改革により高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して生活習慣病に関する健康診査、いわゆる特定健診と言われております健康診査及び特定健診の結果による保健指導の実施を義務づけることといたしております。

対馬市におきましては、対馬市特定健診保健指導プログラムを作成し、実施することとし、40歳以上74歳までの国保被保険者を対象に実施する事業で、平成20年度健診実施率25%、特定保健指導の実施率20%に要する経費として2,699万5,000円を計上いたしております。

2款保健事業費の疾病予防費は、平成19年度まで実施しておりました国保被保険者基本健診の補助について、特定健康診査事業への移行に伴い廃止し、がん検診につきましては、一般会計予算で実施することにより廃目といたしております。

なお、34ページ以降に、給与費明細書を添付いたしております。

以上で、議案第10号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成20年度対馬市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,547万1,000円と定めるものでございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

平成20年4月から施行されます新医療制度、後期高齢者医療制度の創設により、老人保健特別会計は、平成20年3月診療分及び月遅れ請求に係る医療費及び事務費等の歳出が主なものとなりまして、平成22年度末をもって本特別会計は廃止される予定でございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項支払い基金交付金は、医療費交付金として2億135万2,000円、診査支払い手数料交付金として120万7,000円で、2款1項国庫負担金は、医療費負担金で1億2,822万9,000円を、3款1項県負担金は、医療費県負担金として3,205万7,000円を計上いたしております。

10ページをお開きください。4款繰入金は、医療費及び事務費として一般会計より3,262万円の繰り入れでございます。

歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。1款1項総務管理費は、一般管理費に事務費等47万5,000円を、2款1項医療諸費に、医療給付費等として3億9,489万3,000円を計上いたしております。

以上で、平成20年度対馬市老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明

いたします。

本特別会計は、高齢者医療の確保に関する法律に基づき施行されます75歳以上及び65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた被保険者を対象とした新医療制度、後期高齢者医療制度の創設により、政令で定めるところにより特別会計を設けるものです。

なお、後ほど議案第34号で対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定をお願いいたしますことといたしております。

制度の運営は、長崎県下全市と町で構成します長崎県後期高齢者医療広域連合が行い、市と町は保険料の徴収や各種申請、届け出等の受付窓口事務を行います。運営に係る財源は、公費5割、現役世代ゼロ歳から74歳までの健康保険、共済、国保等の被保険者からの支援金として、後期高齢者支援金4割、被保険者からの保険料1割でございます。制度開始であります平成20年度は、対馬市の後期高齢者の平均被保険者数を約5,400人と見込んでおります。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,641万3,000円と定めるものでございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料1億8,372万8,000円は、年金より天引きを行う保険料で、2目普通徴収保険料は、年金が18万円未満の方の口座振替や納付書による普通徴収分でございます。

4款1項一般会計繰入金は、一般管理事務費1,396万円、広域連合事務費2,016万2,000円と、保険基盤安定繰入金として1億262万7,000円をそれぞれ一般会計より繰り入れを行うものです。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。1款1項総務管理費は、職員の給与等及び事務経費として通信運搬費252万9,000円、電算システム窓口端末保守料54万1,000円及び広域連合事務費負担金等2,078万7,000円、計3,402万3,000円を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金1億262万8,000円、保険料納付金2億2,966万1,000円を計上いたしております。

なお、16ページ以降に、給与費明細書を添付いたしております。

以上で、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成20年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたし

ます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,600万1,000円と定めるものでございます。

平成18年4月からの第3期介護保険事業計画により、サービス提供事業所の増加、法改正に伴います新予防給付費の創設等により、給付費の増加を予測し、保険料の改定を行われましたが、実際の給付費におきましては、若干事業計画数値を下回っており、対前年度費1億5,602万6,000円、5.2%減の減額見込み計上いたしております。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款1項保険料は4億2,342万1,000円で年金からの天引きの特別徴収保険料は3億4,614万6,000円で、普通徴収保険料は7,327万5,000円を、また滞納繰越分普通徴収保険料を400万円といたしております。

3款1項国庫負担金は、介護給付費負担金として5億3,111万6,000円を、2款国庫補助金は、調整交付金として2億2,970万7,000円を、地域支援事業交付金として、介護予防事業に739万5,000円、包括的支援任意事業に2,396万円を計上いたしております。

12ページをお開きください。4款1項支払基金交付金は8億3,239万9,000円で、5款1項県負担金は、介護給付費負担金等で3億4,778万2,000円でございます。

7款1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金4億6,139万2,000円を、また2項で介護給付費準備基金より800万円繰り入れを行っております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16ページをお開きください。1款1項総務管理費の1目一般管理費は、職員給与費等と事務経費として需用費、通信運搬費、介護保険電算システム保守委託料等8,184万3,000円でございます。

18ページをお開きください。3款介護認定審査会費は、審査会委員の報酬、費用弁償、医師の意見書、診断手数料、認定調査委託料等3,165万8,000円でございます。

5項計画策定委員会費は、平成21年度から23年度までの3カ年を第4期とした介護保険事業計画を策定する経費を計上いたしております。

20ページをお開きください。2款1項介護サービス所等諸費は、介護サービス給付費として21億8,158万円を、2款介護予防サービス等諸費で、介護予防サービス給付費として2億

6,410万円を、3項その他諸費は、審査手数料として380万円を、4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス負担金として4,860万円を。

22ページをお開きください。5項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護及び予防介護サービス費として1億5,750万円を計上いたしております。

3款1項では、財政安定化基金拠出金として292万7,000円を計上いたしております。

24ページをお開きください。8款地域支援事業費は、介護予防事業費として2,958万1,000円を、包括的支援等事業費として5,916万2,000円を、それぞれ介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出すことといたしております。

なお、26ページ以降に、給与費明細書を添付いたしております。

以上で、議案第13号、平成20年度対馬市介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。

最後に、議案第14号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,385万3,000円と定めるもので、対前年度比4.9%の増でございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項繰入金につきましては、介護保険特別会計より地域支援事業費として、政令で定められております介護給付費の3%、平成19年度は2.3%でしたが、を限度として繰り入れを行うこととされております。本年度は平成19年度より2,342万1,000円増の8,874万3,000円の繰り入れとなりましたことにより、一般会計の繰り入れを皆減といたしております。

2款繰越金は10万円を計上いたしております。

3款1項サービス事業収入は、介護予防事業収入2,496万円が主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款1項地域支援事業費運営費8,946万7,000円は、地域包括支援センター3カ所の運営に要する経費として、職員給与手当、嘱託職員報酬及び事務的経費として需用費、通信運搬費、電算システム使用料とあわせて介護予防訪問調査等の活動車として庁用車購入費3台分373万6,000円を計上し、負担金として社会福祉協議会より専門職として派遣いただいております職員5名分の給与費2,737万4,000円等を計上いたしております。



12ページをお開きください。2項介護予防事業費は590万2,000円で、特定高齢者把握事業委託料262万5,000円及び介護予防評価事業システム使用料104万8,000円が主なものでございます。

14ページをお開きください。2款1項介護予防支援サービス事業費1,800万円は、居宅介護予防支援事業に対する委託料でございます。

なお、16ページ以降に給与費明細書を添付いたしております。

以上で、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算から、議案第14号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの6件の当初予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第15号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

平成20年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計予算は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,873万1,000円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億667万4,000円計上いたしております。前年度と比較すると1,535万6,000円の減であります。介護給付費収入の不足額を一般会計から繰り入れるものであります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金見込み額100万円を計上しております。

5款諸収入1項介護給付費収入1目特養浅茅の丘サービス費収入1億5,089万4,000円計上しております。前年度と比較すると60万7,000円の減であります。短期入所生活介護収入、施設介護サービス費収入及び補給給付収入を見込んでおります。なお、施設介護サービス費収入については、要介護状態区分により定員50名分を見込んでおります。

2目特養日吉の里サービス費収入1億5,276万3,000円計上しております。前年度と比較すると194万1,000円の増であります。浅茅の丘サービス費収入と同様に、短期入所生活介護収入等を見込んでおります。

8ページから11ページにかけて、2目自己負担金収入1目特養浅茅の丘自己負担金収入2,391万1,000円計上しております。前年度と比較すると224万1,000円の増であります。短期入所生活介護収入、施設介護サービス費収入、食事サービス費収入及び居住費収入

を見込んでおります。

2目特養日吉の里自己負担金収入2,299万4,000円計上しております。前年度と比較すると90万2,000円の増であります。特養浅茅の丘自己負担金収入と同様に、短期入所生活介護収入等を見込んでおります。

3目介護保険利用者負担軽減措置分収入43万5,000円計上しております。前年度と比較すると116万3,000円の減であります。

3項雑入1目雑入6万円を計上しております。自動販売機設置料を見込んでおります。

歳出予算であります。12ページから15ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費1目特養浅茅の丘管理費2億19万9,000円計上しております。前年度と比較すると1,759万5,000円の減であります。嘱託職員の社会保険料及び賃金の増と退職者2名の給与及び内装改修工事の減によるものであります。今年度は、調理業務を委託職員から嘱託職員で行うことといたしております。

14ページから19ページにかけて、2目特養日吉の里管理費1億9,105万7,000円計上しております。前年度と比較すると555万3,000円の増であります。嘱託職員の社会保険料、賃金及び燃料費の増によるものであります。

18ページから19ページにかけて、2款公債費1項公債費1目元金5,589万3,000円、2目利子1,158万2,000円計上しております。

20ページから26ページにかけて、給与費明細書を掲げております。

28ページから29ページにかけて、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲げております。

以上が、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） おはようございます。ただいま一括議案となりました議案第16号、議案第17号、議案第20号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明させていただきます。

議案第16号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億2,145万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条の地方債であります。地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページ第2表のとおり

りとしたしております。

次に、一時借入金であります。第3条で、最高限度額を1億5,000万円と定めております。

予算の概要について御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。歳入についてであります。1款分担金及び負担金1,635万2,000円は、水道利用新設加入金消火栓設置事業に係る負担金であります。

2款使用料及び手数料は、その主なものが水道使用料で、あわせて4億6,455万1,000円です。

3款国庫支出金9,725万円は、簡易水道の統合整備事業の補助金で、施設の統合整備を図るものであります。

5款財産収入財政調整基金利息25万3,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。6款繰入金2億1,474万1,000円は、一般会計から公債費償還高料金対策として財政措置を受けるものであります。

7款繰越金、前年度からの繰越金100万円を見込み計上いたしております。

8款諸収入1,110万円は、市道等整備に伴う水道管移設工事に対します補償費の計上です。

9款市債4億1,620万円は、補償金免除繰り上げ償還に係る借換債を含む簡易水道事業債として計上いたしております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億6,913万4,000円は、職員給与に係る経費、水質検査料、検針並びに料金徴収業務等の委託に係る経費が主なものであります。

13ページをお願いいたします。2目施設管理費1億2,638万6,000円は、上水道施設等の嘱託職員報酬、光熱水費、維持補修費と配管台帳作成委託料に係る経費が主なものであります。

第2項1目水道建設費2億5,542万7,000円は、簡易水道施設整備事業にかかります工事費、事務費等の事業費の計上で、主な事業は19年度に引き続き、美津島町の西地区、上対馬町の豊南地区でそれぞれ統合及び改良整備事業と市道整備等に伴う水道管施設工事に取り組むものであります。

15ページをお願いします。2款公債費6億6,970万3,000円は、長期債償還の元金利息、一時借入金の利息をそれぞれ計上いたしております。本年度繰り上げ償還額は3億1,951万6,000円です。

17ページをお願いします。3款予備費80万円の計上であります。

19ページからは、職員給与に係る明細書、24ページには地方債に係る調書をそれぞれ添付いたしております。

続きまして、議案第17号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,100万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

歳入について説明申し上げます。

6ページをお開き願います。1款使用料及び手数料は223万5,000円で、下水道使用料を計上いたしております。

3款繰入金1,841万4,000円は、一般会計から公債費償還下水道管理費の対策として財政措置を受けるものであります。

4款繰越金、前年度からの繰越金1,000円であります。

5款諸収入35万円は、下水道加入金を計上いたしております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費14万1,000円は、下水道使用料の検針及び集金委託料等であります。

2目施設管理費439万1,000円は、処理場中継ポンプ等の光熱水費、水質検査手数料、施設の保守点検委託料に係る経費が主なものであります。

2款公債費1,646万8,000円は、長期債償還の元金と利子をそれぞれ計上いたしております。

10ページには、地方債にかかります調書を添付いたしておりますので、御参照願います。

次に、議案第20号、平成20年度対馬市水道事業会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。平成20年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。20年度の業務の予定量を次のとおり予定いたしております。給水戸数6,507戸、年間総配水量213万1,694立方メートル、1日の平均総給水量は5,840立方メートルであります。主な建設改良事業の事業費として1億5,935万2,000円、その概要は、施設の整備事業として老朽管の布設がえ工事で3,500万円、野良地区の上水道拡張事業として1億2,435万2,000円を予定いたしております。

次に、第3条であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものであります。

収益として、水道事業収益2億6,574万円、費用として水道事業費用2億5,197万9,000円、第4条で、資本的収入を2,583万9,000円、資本的支出を2億4,480万4,000円と、それぞれ予定額に定めております。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億1,896万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額736万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,446万7,000円、減債積立金8,382万円、建設改良積立金4,331万円で補てんするものであります。

2ページをお願いいたします。第5条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、本年度は野良地区の上水道拡張事業に対し2,500万円の借り入れを予定いたしております。

次に、第6条で、一時借入金の限度額を1億円と定めております。

第7条は、支出予定の各項の経費の流用について規定を定め、第8条は、議会の議決を得らなければ流用できない経費の指定を、第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を1,000万円とそれぞれ定めるものであります。

以上で、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案申し上げるものであります。なお、地方公営企業法第25条に規定されております予算に関する説明書は4ページから、また参考資料として予算附属資料を末尾に添付いたしております。

以上で、議案第16号、議案第17号、議案第20号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま一括議題となりました議案第18号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。

提示しております予算は、平成20年度旅客定期航路事業の運営に関するもので、次のとおり定めるものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,132万5,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。1款事業収入1項事業収入の418万8,000円は、旅客及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金1,200万円。

3款県支出金1項県補助金700万円は、赤字航路事業に対する国及び県からの補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金801万9,000円は、一般会計からの繰り入れを計上いたしております。

10ページをお開きください。5款財産収入1項財産運用収入は基金利子を、6款繰越金1項繰越金は前年度繰越金として10万円を計上いたしております。

歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費の2,196万6,000円は、職員及び船員の人件費並びに事務費旅客船協会等の負担金を計上いたしております。

2款施設費1項施設費の925万9,000円は、旅客船の運航に必要な燃料費、修繕料が主なものであります。

4款予備費として10万円計上いたしております。

16ページ以降には、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。

提示しております予算は、平成20年度風力発電事業の運営に関するもので、次のとおり定めるものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,360万円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款売電事業収益1項営業収益の3,223万6,000円は、過去3年間の売電事業実績をもとに算定いたしております。

2款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金利子として36万4,000円。

3款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金として100万円を計上いたしております。

歳出について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款電気事業費1項営業費1目一般管理費の1,509万6,000円は、風力発電施設の適正な維持管理に必要な経費等を計上し、2項営業外費用51万5,000円は、消費税を計上いたしております。

12ページをお開きください。2款公債費1項公債費は、元金利子で1,498万9,000円。

3款諸支出金は、財政調整基金への積立金として200万円、また4款予備費として100万円を計上いたしております。

14ページ以降に、給与費明細書と地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該

年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 質疑なしと言いたかったところですが、ちょっと質問をしたいと思えます。

すべての会計に出ております給与費明細書、その中に定年退職及び勧奨退職に係る退職手当という欄があります。対馬市と国の制度の比較が出ておるわけですが、この中で加算措置があります。加算措置で定年前の特例措置ですが、国の制度が2%から20%の加算になっております。そして、対馬市の場合は5%から50%の加算措置になっております。

これは具体的な例を挙げて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） お答えしたいと思います。

今の小西議員さんが言われました加算金につきましては、退職金に対する加算が長崎県の総合事務組合の規約の中で決まりまして、1年前にやめれば5%、2年前が10%ということで、最高50%まででございまして、退職金に対する額の加算だけでございまして、あとは全部国に準じて支給を市の方はやっております。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 国の場合は、この加算が2%から20%ですよ。対馬市の場合は5%から50%になつとるわけですが、要するに国より条件がいいということですよ、加算の条件が。

これで、この厳しい財政で市民の納得が得られますか、これで。国より加算率がいいということが。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 今、御指摘の定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の件のこの資料、一般会計の分で資料で191ページなんですけれども、私たちが国のこの加算措置につきましては、現行対馬市といたしましても、やはり参考にすべきでございますけれども、長崎県総合事務組合にかたっております県下全部の市で、これ1年ぐらしかけての交渉等の組合等の交渉等があったみたいでございまして、それで最終的な判断といたしまして、この5%から50%の加算割合ということで決まっておりますので、対馬独自でなくて、県下、全市かかっております長崎県

総合事務組合の加入団体については、すべてこの率で一応統一しておるといふようなことでございます。

○議長（波田 政和君） 3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 県で統一してということですが、県の方にやはり国の基準にあわせるような、そういう措置による働きかけとかはされてないんですか、その統一は。ただ、県の方が5%だから、それにあわせてやっているということですが、この財政状況を考えれば、この2%にあわせてもいいんじゃないですか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） この確かに県の総合事務組合の加算が5%から50%になっておりますけれども、これでも限度が今のところあるように聞いております。3カ年の限度で、こういうふうな形で決定をしておるといふことでございます。

私も直接、その会議に入っていないものですから、ちょっと中身についてはわかりませんが、また具体的に職員課の方も入っておりますので、その資料等につきまして決定事項等につきまして、また資料を議員さん方にお示ししたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 議案第12号に関して、山本保健部長にお尋ねします。

後期高齢者医療制度が発足することによって、今、全国で非常な混乱が生まれております。自治体の中では、数はちょっと忘れちゃけれども、多くの自治体がこの制度を廃止してほしいという意見書採択を行っております。この対馬市においても、この実態がわかれば、大きな反対の声が上がってくるんじゃないかと、私は非常に危惧をしております。

それで、部長にお尋ねしますが、今、余り周知徹底されてない今の段階で、そういう批判的な意見が当局に寄せられていないのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） 後期高齢広域連合につきましては、これは一昨年ですか、前部長時代に長崎県下全市で構成します広域連合への加入を議会議決をいただいたと、私は認識しておりますが、その後につきましては、この制度が今年度から20年の4月からするわけですが、現在いろんな広報とか行っておりますが、まだまだ趣旨の説明については不足しておると思います。

今後、県におきましても、広域連合におきましても、やはりテレビ、ラジオ等通じて普及活動は行くと、市におきましても、あらゆる機会におきまして説明会等を開催していきたいと計画いたしておりますが、現在のところそういった苦情等につきまして、あるいは後期高齢者医療制度に対する批判的な御意見は、私のところにはまだ届いておりません。

○議長（波田 政和君） 21番、武本哲勇君。



○議員（21番 武本 哲勇君） この制度ができた昨年の段階では、我々も実態はよくわからなかったわけです。ところが、だんだんその実態がマスコミ等に報告されることによって、非常な問題があるということで政府自身もこれはこのままやったら大変だということで、一部手直しなんかしてるわけですが、それでは済まないような状況に、私は至るんじゃないかという懸念を持っております。

この問題については、厚生常任委員会で詳しく審議されると思いますので、深くは申しませんが、非常に重大な問題がはらんでいるということだけを指摘しておきたいと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私も議案12号について、ちょっと部長にお尋ねをしたいと思っております。

私は、議会推薦で後期高齢者医療圏の委員を務めさせていただいているわけですが、4月1日からこの制度が始まるわけですね。先ほどいろんな機会があるごとに広報活動なんかしているということですが、まだ十分そこまで行ってないんじゃないかという気がするんですよ。

ですので、私も長崎に会合に行かせていただきまして、いろいろ話は聞きましたけれども、まだ私どもといたしますか、いろんな点で疑問点もあることも事実みたいです。やはり今75歳以上の後期高齢者の方がこれから先、支給される年金で保険料を引かれるというか、その辺のことから、例えば4月から10月まででしたか、保険料が凍結といたしますか、免除される期間もありますので、その辺の詳細なことが部長の手元で多分わかりだろうと思いますので、具体的な説明を、この議会あるいはテレビを見ている方には周知できると思いますので、具体的な説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時13分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） 先ほど三山議員さんからの御質問でございますが、後ほど議案第34号の対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、その時点で資料等を添付いたしまして御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号から議案第20号までの12件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。各常任委員長の審査報告は3月24日に行います。

暫時休憩します。11時25分、再開いたします。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時25分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

日程第18. 議案第26号

日程第19. 議案第27号

日程第20. 議案第28号

○議長（波田 政和君） 日程第13、議案第21号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第28号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま一括議題となりました議案第21号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年度移動通信用鉄塔施設整備事業により、美津島町洲藻と上県町女連の2地区に携帯電話の通話が可能となる基地局が設置されますので、この基地局の追加に伴う改正案でございます。

現在、移動通信用鉄塔施設整備事業により、18の基地局が設置されておりますが、これに今回の2基地局を追加することにより、携帯電話の基地局が20となります。なお、附則で施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第22号、議案第23号、議案第24号につきましては、総務部関係でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案第22号、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関連法として地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律も一部改正されます。この法整備には、条例の制定が必要となりますので、議案第31号、対馬市職員の育児休業等に関する条例と同様に、所要の改正を行うものでございます。

条文の内容について御説明申し上げます。

第3条は、勤務形態の多様化に伴い、任期付採用の拡大を図るための業務の範囲が定められております。第4条は、職員が介護休暇、または育児休業により休業した場合の職が欠けた期間、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることを、第5条は、任期の更新ができることをそれぞれ規定しているものでございます。なお、附則でこの条例の施行日は平成20年4月1日からと定めております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第23号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関連する事項の条例について所要の改正が必要となったものでございます。

条文の内容につきまして御説明申し上げます。

勤務公署から当該公署への字句の改正、これにつきましては、対馬市職員の給与に関する条例において同様の改正が行われており、同条例との整合性を図るため改正するものでございます。

第2条は、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間の勤務時間の規定を第2項として加えております。

第3条及び第4条は、育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを加えたものでございます。

第10条は、育児を行う職員の勤務の要件は、その子が小学校就学前までであったものが、一定の条件を満たせば、小学校に就学している子まで対象が拡大されたものでございます。

第10条の2は、振りかえ規定の不備を修正するものでございます。

第14条は、育児短時間勤務及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を規定するものでございます。なお、附則でこの条例の施行日は平成20年4月1日からと定めております。

続きまして、議案第24号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、その提案理由と内容を説明申し上げます。

平成16年の合併以来、当市は非常に厳しい財政状況が続いております。そのため財政の立て直し、健全化に向けた取り組みの一つとして、平成19年度より市長をはじめとする常勤特別職及び一般職の給与を削減しているところでございます。この給与削減は、対馬市長等の給与の特例に関する条例及び対馬市職員の給与の特例に関する条例により、特別職については残任期間まで、一般職員については平成19年4月から平成20年3月までの1年間と定めております。

対馬市職員の給与の特例に関する条例で、一般職については平成19年度の1年間、給料月額から100分の5を削減すると定めておりますが、今後の財政状況を見きわめながら、最大で4年間、平成22年度までの削減も視野に入れて制定しているところでございます。

現在の財政状況と勘案し、給与削減を平成20年度も継続して行うよう所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

一般職の給料を平成20年4月から平成21年3月までの1年間、給料月額から100分の5を削減しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 教育部長、日高一夫君。

○教育部長（日高 一夫君） ただいま議題となりました議案第25号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

対馬市立内院小学校は、平成19年度は2年生1名で単式学級の1クラス、4年生2名と5年生1名で複式学級の1クラス、計2クラスの学級編成であり、教職員数は、校長をはじめ教頭、教諭2名の計4名であります。

平成20年度は、現2年生が転居により在籍なくなるため、新5年生2名と新6年生1名の複式学級で1クラスの学級編成となり、教職員数は管理職を含め2名となります。

したがって、教頭1名、教諭2名の計2名を配置し、内院小学校を対馬市立久田小学校の分校とするものであります。このため本案は、別表第1の小学校から対馬市立内院小学校の項を削り、久田小学校の次に、対馬市立久田小学校内院分校の項を加えるものであります。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） ただいま一括議題となりました8件のうち、議案第26号並びに27号について御説明させていただきます。

議案第26号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の取り扱いの一部改正が必要となり、所要の改正を行うものでございます。

第5条第1項第1号及び第2号は、療養給付を受ける被保険者の一部負担割合でございまして、乳幼児に対し、3歳未満は2割となっておりましたが、義務教育就学前の6歳に達する日以後の最初の3月31日まで2割に拡大し、就学後70歳までを3割負担とする改正でございまして、

同条第3号中は、70歳以上の被保険者の一部負担割合を1割から2割に改正するものです。なお、平成20年度は、現行の1割負担に据え置き、凍結措置に伴います費用は、全額国が負担することとされております。

第5条第4号は、70歳以上で政令の定めるところにより算定した所得の額が、現役並みの所得者を3割負担とするものでございます。

第6条第2項は、出産育児一時金で、「同一出産」を「同一の出産」に字句の訂正でございまして、

第7条第2項は、葬祭費の支給で、健康保険法共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律等、他の制度によって給付を受けた場合、国民健康保険により葬祭費を支給しないこととするものです。

第8条は、保険事業で、これまで被保険者の健康の保持増進のための事業を行うこととされておりましたが、医療制度改革により、各保険者に対し、生活習慣病に関する健康診査及び健康診査結果による保健指導が義務づけられたことによる改正でございまして、

以上で、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、第5条で、普通徴収の納期につきまして、納期及び一部字句の改正を行っております。第6期の「12月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月28日まで」に、第7期の「1月1日から同月31日まで」を「翌年1月4日から同月31日まで」に、第8期を「2月1日から同月末日まで」を翌年を挿入し、「翌年2月1日から同月末日まで」に改めるものです。

附則におきましては、平成20年度における保険料率の特例を追加いたしておりますが、税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する方について、平成18年度及び平成19年度に講じてまいりました激変緩和措置を平成20年度も講ずることができるよう介護保険法施行

令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する法令の一部を改正する法令の一部を改正する政令が平成19年12月12日に公布されたことにより、本市においても平成18年度、平成19年度に引き続き激変緩和措置を行いたく所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は平成20年4月1日といたしております。

以上で対馬市介護保険条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。よろしく御審議の方、お願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） ただいまは一括して議題となっております議案第28号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例案の提案理由と、その内容について御説明を申し上げます。

今回の改正は、公営住宅における暴力団員にかかわる家賃滞納、不法潜入、傷害事件などの不法行為がほぼ全国的に多発、発生している状況を踏まえ、公営住宅の入居者等の生活の安定と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保のため公営住宅における暴力団排除の基本方針等が国より示され、県より条例改正の指導を受けましたので、市営住宅における暴力団排除に関する規定を定めるため所要の改正をお願いするものでございます。

まず、第5条、入居者の資格についてでございますが、第1項中「第2号及び第3号」を「第2号から第5号」までに、「被災者等にあつては第3号」を、「被災者等にあつては第3号及び第5号」に改め、同項に次の一言を加えようとするものであります。（5）号といたしまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と言う）でないこと、（1）号に掲げる親族がある場合にあつては、当該親族を含む。

次に第6条、入居者資格の特例についてでございますが、第1項中「前条各号」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「同条第2号及び第3号」を「同条第2号から第5号」までに改めようとするものであります。

続きまして、第11条、同居の承認についてでございますが、第1項の次に第2項といたしまして、市長は、前項の同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない旨を加えるものであります。

続きまして、第12条、入居の承継についてでございますが、第1項の次に第2項といたしまして、市長は前項の当該入居者と同居していた者（同居する者を含む）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならないということを加えるものでございます。

続きまして、第41条住宅の明け渡し請求についてでございます。

第1項中「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に6号として、入居者（同居する者を含む）が暴力団員であることが判明したときを加えるものであります。

また、第41条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第6号」を「第7号」に改めるものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第21. 議案第29号

日程第22. 議案第30号

日程第23. 議案第31号

日程第24. 議案第32号

日程第25. 議案第33号

日程第26. 議案第34号

○議長（波田 政和君） 日程21、議案第29号、対馬市情報センター条例の制定についてから、日程第26、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についてまでの6件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま一括議題となりました議案第29号、対馬市情報センター条例の全部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

現在の条例は、旧美津島町における有線テレビに適用されており、今回、対馬市が進めておりますCATV事業は、光ケーブルで対馬全域を網羅し、テレビの再送信、インターネットと双方向の各種情報の提供を行い、多元情報システムとして高度情報化社会に対応できるよう行っているもので、その内容が大きく変わるため改正させていただくものでございます。

内容について御説明いたします。

第1条には、設置の目的を、第2条には、管理の代行について記載し、第三者に、同センターの管理運営を行わせる場合の内容を定めております。

第3条は、使用料の収入を、第4条は、業務について記載いたしております。第5条は、業務区域を、第6条は、放送及び受信所を、第7条、第8条には、施設の利用に関する事項を定めております。第9条は、有線テレビ放送番組審議会に関する事項を、第10条は、新規勧誘する場合の加入申し込み及び負担金の額を、第11条は、月額の使用料を、第12条には、負担金及び基本使用料の減額または免除を定めております。第13条は、利用の停止等を、第14条は、加

入の名義者の変更、第15条は、利用の休止及び再開を、また、第16条については、脱退等を定めております。第17条は、有線テレビジョン放送等の範囲内において、センターが行える広告及び宣伝等の規定を、第18条には、事故等における損害賠償について、第19条は、免責事項を定めております。また、第20条には、委任を定めております。

附則で、この条例の施行期日を平成20年4月1日と定め、経過措置として、本事業が平成21年度をもって完了するため、その間の加入負担金または工事費の免除と基本使用料を現在の美津島有線テレビの使用料に合わせる旨の記載をいたしております。なお、徴収につきましては、各年度の工事完了検査後の翌月からと考えております。また、インターネットの加入を希望される方は、申し込みを平成20年度からとし、使用については一括開始をしたいので、使用料の徴収は翌年度21年度からとし、本条例を適用いたしたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、後になりましたけれども、25ページをお開き願いたいと思っております。印刷がちょっと括弧内の3行目、地名の「豆敷」のところ「酸」になっておりますので訂正をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、議案第30号対馬市自家用有償バス運行に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、対馬交通株式会社により運営がなされております対馬市内の路線バスにおいては、近年過疎化等に起因します人口減、さらに、マイカー等の進展による乗降客の減、原油高騰によります燃料費の高騰などにより経営赤字が増大の一途をたどっております。それに付随しまして、現在、対馬市が行っております赤字路線に対する補助金も年々増大いたしております。この条例は、そういう状況下の中、対馬市地域交通検討委員会を設置し、対馬市の赤字補てんの縮減も視野に入れ、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び輸送方法、特に、お年寄り、子供等、いわゆる交通弱者に対しての交通手段を確保するため協議、検討してまいりました。

また、このことについては、対馬交通株式会社とも協議した結果、対馬市がスクールバスの空き時間を利用し、市営バスとして2路線を運行するために条例を制定するものであります。

なお、地区住民の方々とは全世帯へのアンケート調査を初め十分に協議まいしております。

条例の内容について御説明いたします。第1条に、目的を、第2条に、市営バスの管理、運営について、第3条は、路線名を、第4条に、市営バスの運行回数等を定めております。第5条から第8条までは、使用料すなわちバスの料金に関する条文であり、第6条に使用料の徴収、第7条に使用料の減免、第8条に使用料の還付を定めております。第9条に使用料の制限を、第10条に割り増し使用料を、第11条に、荷物の運送を引き受けないことを定め、また、第



12条に、委任事項を定めております。なお、運行体系、使用料等については、すべて対馬交通が運行されていた条件と同一にいたしております。附則で、施行期日を平成20年6月1日と定めております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

なお、この条例は、当初申しましたように、交通弱者に対する交通手段の確保のため提出いたしておりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第31号、対馬市職員の育児休業等に関する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成19年5月9日、第166回国会において、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が成立、同年5月16日に平成19年法律第44号として公布されました。

その内容につきまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう小学校就学の時期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができる制度を導入したものでございます。

この地方公務員の一時休業等に関する法律につきましては、一定の事項を条例委任規定をしているため、法改正に即した内容とするため条例整備するものでございますが、改正箇所が多岐にわたるため、今回、全部改正といたしております。

条文の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本条の根拠となる法律とその趣旨を、第2条は、育児休業することができない職員の範囲を、第3条は、育児休業は、当該の子が3歳に達する日の前日までの期間において同一の子について1回を原則としております。育児休業の承認の効力が失われ、要件を満たせば3歳に達する日の前日までの期間内であれば、再度育児休業の請求をすることができ、その要件を規定いたしております。

第4条は、育児休業は原則1回に限られて、当該子が3歳に達する日の前日まで最長3年間することができます。しかしながら、職員はこれより短い期間について承認を請求する場合もございます。当初の予定の相違、育児休業の期間の延長が必要な場合も予想されるため、再度の育児休業を請求することができる特別の事情を規定いたしております。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由を、第6条は、育児休業に伴い任期つき職員を採用し、その任期を更新する場合の職員の同意を得ることを定めております。第7条第1項は、育児休業として職員の期末手当の支給について、第2項は、育児休業している職員の勤勉手当の支給を、第8条は、育児休業した職員の職務復帰後における号級の調整方法を定めております。第

9条は、育児短時間勤務することができない職員の範囲を、第10条は、育児短時間勤務が終了し、終了の翌日から1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事由を定めております。第11条は、育児短時間勤務をする職員の勤務時間の形態を、第12条は、育児短時間勤務の承認、または、期間を延長する場合の手続きを定めております。第13条は、育児短時間勤務をしている職員の承認の取り消し事由を、第14条は、育児短時間勤務の承認が取り消された場合、引き続き育児短時間勤務の令によって短時間勤務をさせることができるやむを得ない事由を定めております。

第15条から18条の規定は、育児短時間勤務をした職員の給与の取り扱いに関する規定であります。これは、育児休業した国家公務員の給与の取り扱いに関する事項を基準として所要の整備を行っているものでございます。

第19条は、育児休業法第17条の条例委任規定を受けたもので、15条で短時間勤務を承認した場合、任命権者は事例等の書面で通知しなければならないことを定めております。

第20条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について、第21条は、部分休業することができない職員の範囲を、第22条第1項は、国家公務員に準じた部分休業の時間の単位を、第2項は、育児時間と部分休業を合わせた時間の限度を定めております。

第23条は、部分休業している職員の給与を減額する取り扱いを、24条は、部分休業している職員の承認の取り消し事由を定めております。

第25条は、附則への委任規定を定めたものでございます。

なお、附則第1項で、この条例の施行日は平成20年4月1日からと定めております。

附則第2項及び第3項は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日である平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合の号級の調整に係る経過措置を定めております。附則第4項の対馬市職員の給与に関する条例の一部改正、附則第5項の対馬市技能労働職員給与条例の一部改正、附則第6項の対馬市水道企業職員給与条例の一部を改正は、育児休業法の改正に伴って、それぞれ関係条項の整備を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第32号、対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

現在、長崎県の業務であります旅券、パスポート発券に係る事務が権限移譲により平成20年4月1日から対馬市役所での取り扱いとなります。長崎県対馬地方局で扱っていたものが、市役所総務部総務課で、長崎県上県土木出張所で扱っていたものを上対馬支所地域振興課で取り扱います。

申請手続にお見えになる方が、パスポートを受容する際、収入印紙及び長崎県収入証紙を購入し、これを手数料として納めなければなりません。市民の皆さんの利便性を第一に考え、市役所内で印紙等の購入ができるよう収入印紙及び長崎県収入証紙の売りさばき所を本庁会計課と上対馬支所地域振興課に開設しようとするものでございます。それに伴う印紙等の売買費用、売りさばき手数料の管理、運用益金等の一元化処理を行うため、同条例を制定しようとするものでございます。附則で、条例の施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 提案理由の説明の途中でございますけれども、昼食休憩とします。再開は13時10分から。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時08分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

教育部長、日高一夫君。

○教育部長（日高 一夫君） 議案第33号、対馬市旧金石城庭園条例について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、国の名所指定を受け整備を進めておりました旧金石城庭園、通称、心字池を本年5月に一般公開するに当たり、文化財保護法第118条の規定により、同法並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い管理するため、対馬市旧金石城庭園条例として制定するものであります。

第1条は、設置でございます。本施設は、市民の文化の向上及び発展と一般の鑑賞等のため設置するものであります。第2条には、名称及び位置を定めております。名称は、旧金石城庭園とし、位置は、対馬市巖原町今屋敷670番地1でございます。第3条については、庭園の管理上の規定を定めております。

第4条から8条までは、入園料及び使用料に関する規定を定めております。なお、入園料及び使用料の額については、全国の国指定名勝庭園及びこれに準ずる庭園の額を基本とし、別表のとおり金額を定めております。

第9条から第11条までは、庭園内での禁止行為及び利用、行為の制限に関する規定を定め、第12条では、庭園で発生した事故や損害に対する賠償に関する事項を定めております。

第13条以降については、地方自治法第244条の2及び対馬市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の規定により庭園の管理を指定管理者に委託できる規定を定めております。

また、この条例の施行期日は、平成20年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） 議案の説明の前に、先ほど昼食休憩の時間に「後期高齢者医療制度が始まります」というパンフレットと「75歳以上の皆様へ」というチラシをお配りいたしておりますが、議案の説明の後、自席より内容等について御説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき施行されます75歳以上及び65歳以上で一定の障害があり認定を受けた被保険者を対象とした新たな医療制度、後期高齢者医療制度の創設により、その運営に関し必要な事項を定めたいので、本条例を制定しようとするものでございます。

第1条で趣旨でございますが、制度の運営は、長崎県下全市と町で構成します長崎県後期高齢者広域連合後期高齢者に関する条例に基づき運営されますが、その中で市が行わなければならない事項を定めるものです。第2条で、市において事務を定めております。葬祭費の支給等、各種申請書の受け付け及び保険料並びに各種処分に係る通知、引き渡し等、窓口事務を行うこととされております。第3条で、保険料を徴収すべき被保険者を定めております。

第4条で、普通徴収に係る保険料の納期を定めております。年金額が18万円以上の被保険者は、介護保険料と同様に、特別徴収として年金からの天引きが行われます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分を超えた場合には、天引きは行いません。年金額が18万円未満の被保険者と同様に普通徴収として口座振替や納付書により市に納めていただきます。その納期を介護保険と同様に8期の納期といたしております。

第5条で、保険料の督促手数料、第6条で延滞金について定めております。第7条及び第8条、第9条で、罰則について定めております。第10条で規則等への委任について定めております。

附則で、施行期日を平成20年4月1日といたしております。

第2条で、平成20年度におけるこれまで社会保険等の被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めております。なお、保険料の額は、長崎県広域連合の条例で決定いたしておりますが、平成20年度及び平成21年度は、均等割4万2,400円で、所得割は7.8%とされております。高額所得者の賦課限度額は50万に設定され、所得の少ない被保険者については、所得に応じて7割、5割、2割の減額が行われます。

また、先ほど社会保険の被保険者の納期についての御説明の中で、これまで被扶養者として保

険料を負担していなかった方については、激変緩和措置として後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、均等割を5割減額し、所得割額を賦課しないこととされております。また、平成20年度については、4月から9月までの6カ月間は保険料を徴収せず、10月から21年3月までの6カ月間は9割減額する措置がなされます。

以上で議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の方、お願いいたします。

○議長（波田 政和君） 引き続き後期高齢者医療制度について説明を受けたいと思います。

○保健部長（山本 輝昭君） それでは、パンフレット等についての御説明をいたしたいと思いますが、現在まで広報等を通じて保険者、被保険者の皆様には御説明をいたしておりますが、2月には広報に75歳以上の方には新しい保険証を送付しますといった、こういう文を入れております。

それから、きょうお配りしましたパンフレットの後期高齢者医療制度が始まりますというのは、国のこれは、国から来た分で枚数が制限がございまして、地域の皆様にすべてにお配りすることはできません。この15日に発送されます3月の広報に「75歳の皆様に」といった「後期高齢者医療制度が始まります」というチラシを再度広報と一緒に配付する予定にいたしております。

それでは、後期高齢者医療の仕組みについて、この制度が始まりますということで御説明いたしたいと思いますが。

今回の医療制度の改革におきましては、我が国の国民皆保険制度を維持していくためには、国民全体で保険を、保険料を分かち合うといえますか、一部負担をしていただきたいということが趣旨でございまして、まず、制度の仕組みでございまして、今までは社会保険、共済、それぞれそれとあわせて国民健康保険といったいろいろな保険にそれぞれ被保険者として入っております。今回の後期高齢者医療制度は、75歳以上の方はすべてそういった社会保険、共済から国民健康保険も外れまして、新たな後期高齢者医療制度の被保険者となっていただくということで75歳以上の方は、すべての方が対象です。あわせて、65歳以上で一定の障害のある認定を受けた方、例えば、末期がんとか、慢性的な腎不全といった、そういう一定の障害のある方は、この後期高齢者医療制度に加入することができることとされております。

負担についてでございますが、運営主体は、これは長崎県広域連合が行います。それで、その中で負担については、国、県、市町村で5割を、全体の5割を持ちます。それから、後期高齢者支援金、これが各医療保険者です。社会保険、共済、いろいろな社会保険がございまして、そういった方々の負担を行うのが国民健康保険も含めてでございますが、後期高齢者支援金として全体の4割を持っていただく。そして、高齢者については、1割を持っていただくということでございます。これは、すべて社会保険は、医療保険は健康保険組合、あるいは国保等は社会保険

診療支払い基金の方から広域連合の方にすべて負担を、支援金として負担をしていただくと。そして、後期高齢者についても1割は関係市町村から負担をしていただくと、一応徴収をいたしまして。ということは、年金から天引きされる方につきましては、社会保険庁の方から一度各市町村に天引きした保険料を市町村が受け取って再度広域連合の方に納付するという形をとられております。

それから、一番難しいところがございますのは、今までの老人医療の方は、一部負担金についても今まで同様1割でございますが、今回の改正の中では健康保険組合、共済組合、厚生年金等でございますが、その方の被扶養者になってある方ですね。例えば、現役世代で社会保険に入っている方の被扶養者になってある方も今後は75歳以上になりますと、後期高齢の被保険者ということでございますので、その方々も今度は保険料を支払っていただかなければいけないということでございます。これは保険料のちょうど中段に少しだし書きで書いてありますが、これがことしの4月から9月までは、これは政府の方で凍結ということが決定いたしております。10月から来年の3月までは1割負担ということでございます。この点が今まで社会保険の被扶養者の方は、保険料を納めなくてよろしかったのが、今後は後期高齢者医療制度では、すべての方が保険料をお支払いいただくということになっております。

また、後ほど御質問等にはお答えいたしたいと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） それでは、これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。2番、堀江政武君。

○議員（2番 堀江 政武君） 議案第29号、対馬市情報センター条例の制定について、1点だけお尋ねをいたします。後で審査されると思いますが、

第12条の市長が特に必要があると認めた者について、負担金及び基本使用料を必要に応じて減額し、または免除することができるとありますが、これは、どういうことを大体想定してつくられたものなのでしょうか。そしてまた、生活保護家庭等については、この一般世帯と同じ、基本料について一般世帯と同じような取り扱いをされるのでしょうか。その辺をちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） お答えしたいと思います。

ただいま12条関係で基本使用料の減免、減額または減免ということでお尋ねがございましたけれども、これは別に減免規定規則を後で作成するようにいたしております。その中で考えておりますのは、現在、美津島の有線テレビで生活保護者あるいは身体障害者は免除あるいは半額というような規定がなってるようでございます。そこら辺を考慮したいなという気はいたしております。

ただ、私たちが現在考えているところは、御承知のように、年金生活者と生活保護者、そこら辺の生活水準が必ずしも一定じゃないというようなことも若干ございますので、そこら辺は、今後考慮したいなど。こういった取り扱いにしたらいいかないかなというような気がいたしますけれども、とりあえずは現在、美津島有線で生活保護者免除あるいは、身体障害者1級、2級、半額というようなことがございますので、そこら辺を頭に置いたところで規定をいたしております。

○議員（2番 堀江 政武君） わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかに。12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） この議案第29号も質問はいいとでしょう。

この対馬市情報センター条例の全部を改正する条例についてでございますが、今、CATVの進捗状況はどこまでいっておるのか。また、このこれは開局ていいますか、日にちは年度はいつに開局の予定になっているのか、ちょっとお答え願いたいんですけどね。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） お答えいたしたいと思います。

現在、御承知のように、1工区、2工区、3工区を工事するように19年度はいたしております。その中でまだ——済みません、4工区ですね。その中で現在申し込みがあっているのは、住民基本台帳上7,582世帯のうち5,990世帯、（「もう一回、7,000……」と呼ぶ者あり）計画で、住民基本台帳上で7,582世帯、それで、現在、5,990世帯申し込みがあっております。（「5,000……」と呼ぶ者あり）5,990。この率でいきますと約79%になるんですけども、これはあくまでONU、つまり引き込みの機種を取りつけた世帯でございます。アパート関係は仮に4世帯のアパートを対象とすれば、1世帯分としてしか見ておりませんので、そこら辺でそのアパートに入居してある人数はまだ入っておりません。

ただ、したがいまして、工事台帳上、私たちが、各本屋と四間屋ですね。そういったのを別々にしないで一緒にとらえた形で算出したしておりますのは、世帯として7,302世帯。その中の5,990世帯ですので、その率にあわせれば82%は現在加入しておるといふようなところでございます。

それと、工事完成年度は21年度が最終になりますので、22年度から開始というようなことで準備を進めております。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 22年度の開局ですけれども、まだあと2年ぐらいあるのに、今なぜこの条例が必要になるわけですかね。

それと、この条例をなぜ今条例化しなければならないかということと、この82%になりますということをおなたたちは言いたいんでしょうが、かなり地域住民さんの声を聞けば、おどしに

近い加入のやり方があってるということを耳にするわけですね。入らなければテレビが見れないですよという声がかかなりあつとるということです。それで入りよるということで、豊玉ではよくそんな話がありよります。それから、事実の話はどうやとですかという話も何回か話がありまして説明もしました。

それで、豊玉町内の中で、これは話は余談になりますけど、ひとり住まいが70世帯あるわけです、あそこの町内だけで。そういうことまではあなたたちはもう一回精査した、その調査をされたかということ。その人たちは、1世帯で1人しか住んどらんわけです。それも老人もいますし、まだ、50前後の方もおつてある。その人たちは、私たちは要りませんよというわけですよ。だから、それに対して加入するときに、入らなければテレビが見れませんよということをしきりに言うということで、本当はどれが本当なんですかという話もありよりますので、その何か今のはやりの悪徳セールスマンみたいな営業の仕方をなされないで、正直にどういうふうになりますという内容説明は必要と思いますよ。率を上げなければならないからと言うても、もうしかし、時代も変わりつつありますから別に率を上げる必要も要らんし、これから先に、この事業がどうなるかわからんということも考えとかなければならない時期やなかろうかなと思いますけどですね。それをひとつ。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） まず第1点の条例のなぜ今つくらなきゃいけないかということでございますけれども、このことに関しましては、もう既に19年度、今年度ですね。現在、引き込み工事をいたしております。その関係で暫定料金をいただくような方向に私は考えておりますので、そのためには条例を制定しておかないと、その暫定料金の徴収ができないというようなことがまず1点ございます。

それから、テレビが見れないということでございますけれども、私たちが説明していく中で、テレビが見れないというのは、あくまで加入は個人でございます。したがって、その私たちが申し上げてる、その見れないということに対しては、結局地元で運営してあるNHK共聴の組合とか、それから、それ以外の組合でつくってある方が加入する場合、そのときに現在のままでは見れませんよというような言い方してます。だから、今言いますように、加入は自由です。だから、個人で家に俗に言うパラボラアンテナですか、ああいったのを立てれば見えないこともないわけですけども、私たちが説明している中では今申しますように、組合が解散して、その事業廃止をするとすると、現在のアンテナでは見れませんよというような言い方で説明をしております。

ひとり住まいの世帯についても、同様に私も任意で勧誘に回りました、正直言いまして。それで、私は要りませんというような、もう年寄りだからというような声も聞きました。入る入らん



は自由ですけれども、こういったことになりますよというようなことで、あくまで強制はしてませんので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 12番、宮原五男君。

○議員（12番 宮原 五男君） 強制はしてないけど、言い方によったら、その言葉を受けとめた方が強制的なおどしに聞こえるということです。そこを間違われないように。

それから、あなたが営業に回りよるわけですか、加入の営業には。

○政策部長（阿比留博文君） 営業といいますか、何軒か回りました。

○議員（12番 宮原 五男君） 営業しよるとでしょう、加入の。

もう少しこれは、この条例を、この料金をいつからいただくか、あなたたちが料金をいただくからこの条例が今必要やていうことになりますけど、この条例、料金をいつからいただくのか。もう少しこの条例は、1カ月、次の定例会まで置いとくべきじゃなかろうかなと私は思うんですが、別にこの3月の定例会でこの条例を制定する必要はないと私は考えておるわけですよ。6月の定例会に上程すべきじゃなかろうかなと思いますが、そここのところをひとつよろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） 6月でよいのではないかというような御質問でございますけれども、先ほど申しましたように、19年度事業は、もう既に先日繰り越しもありましたけれども、終わります。その終わったところで来年度20年度にする地区と、あるいは21年度にする地区と2年間の差が出てきます。そのときその差を早く取りつけたところは、そのまま無料でよいのかというようなことも出てきます。だから、そこら辺は、とりあえずは実際もらうのが何月になるかわかりませんが、多分20年の早い時期になると思いますが、現在の美津島と同じ条件になりますので、そこら辺は暫定料金として統一させていただきたいというようなことで、附則にも先ほど説明いたしましたけれども、上げさせてもらっております。

それで、最初の私も勧誘に回っているのかというような質問でございますけれども、私たちが目的としては100%加入を目的としております。そういった関係でできればというようなことで職員も毎日ではございませんけれども、回れるところは回るように努力はしております。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） 実際できたところからも映されるわけですが、その間に光ケーブルの中であれば、もう自動的に衛星放送も入っておりますが、これは今まで自分は衛星放送も見たくないんだけどと言って、だけどそのケーブルを自動的に映像を見ろうと思えば入ってるわけですから、NHKといたしましたら、見たくないと言っても見てるものとみなすから、衛星放送代を徴収しますよというような声で苦情が私の方に言ってきておりますが、その点

はどのようにお考えでしょうか。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） 衛星放送の受信料につきましては、あくまでNHKとの契約でございます。したがって、私たちのCATVは、衛星放送じゃなくて、NHKもそうですけれども、すべてNHK総合あるいは衛星放送、すべて流すようにいたしております。その中でNHK関係につきましては、私たちはタッチいたしておりません。したがって、今までと同様にNHK担当者が回って調査するか、あるいはどういった方法になるかわかりませんが、全く別個の考え方で立っております。

○議長（波田 政和君） 9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） 自動的に入ってるわけですから、もう自分は必要じゃないけれどもと言ってもNHKさんの方は徴収しますよということなんですが、そこ辺は、やはり市としても考えとかなくはないんじゃないでしょうかね。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。もう最後になりますが、続けとってもいいですよ。いいですか。どうぞ、政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） お答えします。

確かにNHKはもう全く別個です、はっきり言わせて。ただ、CATVに関しては、NHKと話をした上で同時放映はしますということで、受信料については別個の考え方とっていますので、市はタッチしておりません、徴収につきましては、

○議長（波田 政和君） 質問と答えが違つとるものですから、（「意味がわかってない」と呼ぶ者あり）暫時休憩しますので。吉見さん、もう一度、質問の趣旨を伝えてください。

午後1時42分休憩

.....

午後1時44分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ほかにありませんか。3番、小西明範君。

○議員（3番 小西 明範君） 今の関連で、19年度にやってる工事、それで、できたところから視聴ができるということですが、大体、20年度のいつごろからそれができるように想定されてますか、何月ぐらいから。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） もう実際、引き込み切りかえをしたところはもう映ってます、19年度工事で。だから、現在、視聴が悪いところを優先して現在切りかえをしております。ただ、随時今行われているのが、ONUという機器を取りつけております。取りつけていますけ

れども、それはまだ切りかえをしておきませんので、ただ、切りかえをする段階では、家庭に入り込むこととなりますので、家庭の同意がまた必要となりますので、外づけはしておりますけれども。放映については、現在もう切りかえたところは、既に映っております。

○議長（波田 政和君） 10番、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） もうちょっと親切に説明してもらえんかな。1工区、2工区、3工区、4工区ということじゃけど、地域をこう1工区はどどここやったよと。2工区はどどここやったよと。資料は当時はもらいましたけど、今、質問しとるのは、もうちょっと親切に。それから、考え方は、インターネットは1年間ただでも利用できるのかな、さっきの説明からすると。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） 工区の説明につきましては、以前お渡ししてるとは思いますけれども、第1工区は厳原管内でございます。厳原市街地をのけた管内ですね。2工区は、美津島と豊玉の一部。それから、4工区が豊玉の一部と峰の一部というようなことになっております。それで、3工区は、センター設備でございますので。

インターネットは、先ほど説明いたしましたように、20年度からセンター設備とあわせて希望をとりまして取り付けをするようにいたしております。ただ、個人個人で取り付けしてインターネット使用するということになると、バックボーンの関係が発生してまいりますので、ある程度まとまった形で20年度工事をやったところ一括して使用させるような形をとりたと思います、インターネットにつきましては。（発言する者あり）20年度はサービスじゃなくて、20年度に取り付けを行って、開始については一括で開始をしたいと。21年度になろうかと思えます。（発言する者あり）使えません、まだ。取り付けを早く申し込まれた方は、取り付けはできますけれども、使用についてはまだ一括にしたいと思っておりますので、20年度工事が終わってから使用という形になろうかと思えます。（「さっきの説明やったら何か1年間サービスかなと思うてね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 休憩します。

午後1時48分休憩

.....

午後1時48分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

以上で質疑を打ち切ります。これで質疑を終わります。

---

**日程第27. 議案第35号**

○議長（波田 政和君） 日程第27、議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま議題となりました議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております辺地計画のうち、美津島町賀谷辺地は、19年度を初年度とする23年度までの新規5カ年計画を策定するものでございます。また、上県町仁田辺地は、計画の変更を行うものでございます。

各辺地ごとに事業の内容を御説明いたします。

まず、美津島町賀谷辺地でございますが、66ページ、総合整備計画書案の3の公共的施設の整備計画を見ていただきたいと思っております。当該地区には、漁船の浄化施設がないため、漁船が浄化できる台車とそれに付随する施設を整備するものでございます。事業費については375万円で、特定財源250万円、一般財源125万円のうち辺地対策事業債120万円以内を充当するものでございます。

次に、上県町仁田辺地でございますが、地区住民の健康維持を図るため、仁田診療所に医療機器を設置するため、事業費1,081万5,000円を新しく追加したもので、一般財源1,081万5,000円のうち辺地対策事業債1,080万円以内を充当するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第28. 議案第36号

○議長（波田 政和君） 日程第28、議案第36号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第36号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

既に、本組合に加入している五島市からの申し出により、平成20年4月1日から五島市の交通災害共済に関する事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。附則で、規約の施行日が平成20年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第29. 議案第37号

日程第30. 議案第38号

日程第31. 議案第39号

日程第32. 議案第40号

○議長（波田 政和君） 日程第29、議案第37号、市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）から日程第32、議案第40号、市道の認定について（ミトド2号線）までの4件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） ただいま一括して議題となりました議案第37号から議案第40号まで4件の市道の認定についての提案理由の説明を申し上げます。

4議案とも国道の改良工事によりまして、新たな路線が開通したことにより、廃道となります旧国道敷について長崎県知事より市道への移管がえがありましたので、道路法第5条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第37号、市道濃部柳ヶ浦線でございます。別冊の参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

2枚目の左の方でございますが、国道382号線の道路改良工事濃部工区の新濃部トンネルの完成に伴う旧国道敷の引き継ぎによるもので、起点、終点、いずれも対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦で、赤で着色した部分でございます。延長183.9メートルをお願いするものでございます。

次の議案第38号、市道濃部ダ道メゴノ木線でございますが、この路線も先ほど同様、新濃部トンネルの開通によるものでございまして、同じページの右側をごらんいただきたいと思ひます。赤で着色した部分でございます。先ほどの議案第37号が旧濃部トンネルより巖原側でございます。本議案第38号が豊玉側よりの認定となります。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。済みません、途中で。

午後1時55分休憩

.....  
午後1時56分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

○建設部長（川上 司君） それでは、続けまして説明申し上げます。

議案第39号、市道ミトド1号線でございますが、お手元の参考資料の最後のページの左の方  
お願いしたいと思います。本案につきましても、国道382号道路改良工事ミトド工区の完成に  
伴いまして、線形改良により残されました旧国道の引き継ぎによるもので、赤で着色した部分で  
起点、終点、いずれも対馬市上県町佐護字ミトド陰下モ東里で、延長236.9メートルをお願い  
するものであります。

次の議案第40号、市道ミトド2号線でございますが、この路線も先ほどの同じ整備区域内の  
線形改良によりまして残されました旧国道の引き継ぎによるもので、資料の最後のページの右側  
をごらんいただきたいと思ひます。

赤で着色した部分でございますが、起点は、対馬市上県町佐護字ミトド陰下モ東里、終点は同  
じく佐護字ミトド陰陽上ミ東里で延長313.1メートルをお願いするものでございます。

以上、4議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしま  
す。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

.....  
**日程第33. 議案第41号**

**日程第34. 議案第42号**

○議長（波田 政和君） 日程第33、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の  
変更について（一重地区）及び日程第34、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の  
区域の変更について（泉地区）の2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第41号及び議案第42号の  
2件について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案第41号及び議案第42号は、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであ  
ります。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

また、土地の位置につきましては、議案の末尾に字図及び位置図を添付して、埋め立て区域として黒く塗りつぶして表示しておりますので御参照ください。

まず、議案第41号は、一重漁港区域内公有水面埋め立てにより、上対馬町一重字尾崎ノ段30番16及び30番34の地先に、137.81平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字尾崎ノ段に編入するものでございます。

続きまして、議案第42号は、泉漁港区域内公有水面埋め立てにより上対馬町泉字在所1417番1、1417番13、1417番15、1419番4と1419番5、1419番6、1420番2、1420番3、1422番4及び1422番11の地先に524.86平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字在所に編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。

議案第9号から議案第42号までの34件を会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託表どおり各常任委員会に付託します。

各常任委員長の審査報告は、3月24日に行います。

---

### 日程第35. 陳情第2号

○議長（波田 政和君） 日程第35、陳情第2号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情についてを上程します。

ただいま上程しました陳情第2号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり産業建設常任委員会に付託します。委員長の審査報告は3月24日に行います。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

あすは、定刻から本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時01分散会

平成20年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成20年3月13日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成20年3月13日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(24名)

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
8番 初村 久藏君	9番 吉見 優子君
11番 桐谷 徹君	12番 宮原 五男君
13番 大浦 孝司君	14番 小川 廣康君
15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	22番 中原 康博君
23番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

欠席議員(2名)

7番 小宮 政利君	10番 糸瀬 一彦君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
----	--------	----	-------



参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者 .....	中島 均君
統括監 .....	松原 敬行君
統括監 .....	清水 達明君
統括監 .....	大浦 義光君
総務課長 .....	平間 寿郎君
政策部長 .....	阿比留博文君
市民生活部長 .....	斉藤 勝行君
福祉部長 .....	勝見 末利君
保健部長 .....	山本 輝昭君
観光商工部長 .....	長 信義君
農林水産部長 .....	小島 憲治君
建設部長 .....	川上 司君
水道局長 .....	齋藤 清榮君
美津島支所長 .....	内田 洋君
豊玉支所長 .....	松井 雅美君
峰支所長 .....	阿比留博幸君
消防長 .....	阿比留仁志君
会計管理者 .....	森田 健一君
監査委員事務局長 .....	阿比留義邦君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君
財政課長 .....	扇 照幸君
代表監査委員 .....	中島 孝欣君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。糸瀬一彦君より欠席の申し出があつております。そして、小宮政利君からは遅刻の申し出があつております。また、米田教育長、日高教育部長、梅野上対馬支所長、武田上県支所長から欠席の申し出があつております。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は1名を予定しております。13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） おはようございます。本日は一般質問が私1人ということで寂しいかぎりですが、実は本日は代表監査委員さんにおいでを願ひまして、先般の12月の定例会の一般質問の職員の旅費に関する条例、この中の第17条の航空運賃の解釈について、私は対馬市長に問いかけたわけですが、その解釈あるいはその運用について私との見解は一致せず平行線のままなっております。

この問題は、こういう議会に取り扱うような事柄ではないというわけじゃないんですが、その思いとしては事務的なことを適正に運用しとるかという監査の一つの角度にこれはあります。それを議員がただすということは、私もそういう御意見を聞いた中で今回やったわけです。数名の方が、このことについて対馬市の運用にやや疑問を持っておられる方がございます。そこらについて、本日は代表監査委員さんの御意見を十分聞いて、適正な運営、運用が今後なされることを私は本日の自分自身、いい結論が出ればいいがなど、いい解釈に判断すればいいがなどという思いで、本日の機会を設けました。あらかじめお断りを申し上げます。

それでは、通告に従い市政一般について質問を行います。

私は12月定例会一般質問において、対馬市職員の旅費に関する条例の運用について、市長に聞いたところでありますが、同条第17条の航空運賃の取り扱いの論議は平行線をたどり、市長の答弁に理解できないまま時間切れとなりましたが、この問題はだれが聞いても筋の通るものでなければならぬものであって、条例の適正な運用について監査委員の御意見を伺うものであります。会議録をもとにどのような発言がなされたのか、再度その内容について触れたいと存じます。

御承知のとおり、航空運賃は対馬長崎福岡間は島民価格による割引を適用し、その他の区間については往復割引の運賃を概算払いにより支給しているところであります。同条第17条によりますと、「航空賃の額は現に支払った旅客運賃による」と明確に記述されております。この言葉の意味と解釈が問題の争点となっているのでありますが、当時、市長の見解によりますと、往復割引運賃の概算払いがイコール精算額であって、精算のチェックは全く必要ないとのことであり

ます。

御承知のとおり、特に福岡東京間の運賃は高額であります。自治体関係機関の利用も少なくはありません。全日空の場合、普通運賃3万3,800円、往復運賃3万6,500円、さらに特別割引料金は2万5,800円から1万3,000円の範囲で存在しているものであります。

前回のことでありますが、仮に職員が東京方面に出張し特別割引料金を適用した場合、その精

算はどうかとお聞きしたのでありますが、先ほど述べましたとおり、これが市長の見解でございました。参考ではありますが、総務部長の答弁では、万一そのようなことがあれば、精算はあくまでも自己申告という形になるが、返納してもらうことになるとの見解でありました。

ここ1年、対馬市役所の旅費の精算において返納実績はないとお聞きしておりますが、ここで真剣に聞いていただきたいことは、東京への出張旅費は2泊3日でおおむね10万円となります。これを航空運賃の特割を利用した場合、おおむね3万円前後の旅費は浮くことになることが事実のようであります。

自己申告がない限り、精算において概算どおりというのは17条に私は違反すると思いますが、これをどのように監査委員として判断されているのかお尋ねします。

最後ですが、時間的制約があるため、特割での出張を義務づけたらどうかということは、私は今回申しません。それとは別に、監査の立場から見れば、資金前途伝票または概算払い伝票は、精算時にすべて領収書が添付されているものと思われまふ。旅費の航空運賃もその適用を行うのは、私は当然ではなかろうかと思いますが、今後のこの条例の運用について、このような私の考えに対し、監査委員さんの御意見を伺います。

○議長（波田 政和君） 代表監査委員、中島孝欣君。

○代表監査委員（中島 孝欣君） 大浦議員の質問に対し答弁をいたします。

具体的に意見を申し上げますと、執行権の侵害に当たりますので、その点は差し控えさせていただきます。ただし、考え方といたしまして、3点ほど申し上げたいと思います。

第1点目は、対馬市職員の旅費に関する条例第7条、これは旅費の計算によれば旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算すると。このことからいたしますと、運用内容が少し矛盾をしているのではないかというふうに考えております。

第2点目でございますが、運用の内容で精算伝票に搭乗券の半券または写しを添付してまでの精算行為は行っていないとなっておりますが、対馬市財務規則第66条、これは第2項で準用規定がありますので、それによると概算を受けた者は、帰庁後7日以内に精算書に証拠書類を添えて、支出命令権者に精算の報告をしなければならないとなっているので、これは整合性が図られてない、この財務規則の運用のですね。

第3点目でございますが、県下13市の旅費の取り扱いについて調べましたところ、壱岐対馬を初め他市においても対馬市同様の取り扱いをしておるところがありますが、大半の市が宿泊パック料金を実費として、いわゆる旅費の支給をしておるわけでございます。

また、今後の運用について監査意見をただしたいということでございますが、実は私も来月、4月30日をもって任期満了でございますので、後任者の職務権限を拘束するような考え方と申しますか、そういうのは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 今の監査委員さんのお話では、私は前回の12月の執行権者の意見に対しては、かなり監査委員としての的を得た内容だと思います。

問題は、もう一回ただしたいんですが、17条の言葉がございます。「航空賃は現に支払った運賃による」と。現という言葉は、実際に払ったという意味でございます。これは過去形でございますから、実際に払ったという。実際にあったという。ところが、現行の運用では往復運賃の概算払いを支給しておると。それが精算額であるという言い方であれば、この実際に使ったということが、今の対馬市役所の会計では不明確でございます、はっきり申し上げまして。

これを前回ただしたわけですが、もしそのような往復割引等、これに乗った場合に片道が1万5,000円前後浮きます、これ実際にそういうふうな数字が出ております。このことについて、やはり総務部長の見解では、前回、自己申告により返納してもらわないかんという、これは私は当たり前のことであって、まともな答弁だと思っております。

ですから、確かに市長の見解とは違いましたが、今後、今までのことはそれなりにいろいろありましようが、どうきちっとしていくかということは、特割に乗れと私は言いません。しかし、精算はきちんとした方がいいじゃないですかと。監査委員さん、その17条の現に支払ったという解釈をこの条例の1本で基本を運用するわけですから、そこらについてさらにこの言葉について確認をとりたいたいんですが、私の解釈でよろしいでしょうか。現にという意味です。

○議長（波田 政和君） 代表監査委員、中島孝欣君。

○代表監査委員（中島 孝欣君） これも一つ、考え方になるわけでございますが、第2点目で申し上げましたように、運用規定の中には、精算の場合、領収書を添付しなさいという条項がないわけでございます。あくまで本人の申告ということであるわけでございます。航空運賃、実費実費となっておりますが、御案内のようにパック料金というのは、宿泊料と航空賃等含んだものがセットになっておるわけですから、今後につきましては、やはりきちっと運用というのですか、基準と申しますか、そういうもの見直しが必要になろうというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 私ちょっと先ほども聞き違いをしておったような気がいたします。本人の申告がない限り、領収書等の添付を義務づけない、こういうことですか。そういうふうな取り扱いの中で。今そういうお話されたんですが。

ちょっと監査委員さん、一つお尋ねします。もしも何らかの形で概算払いを下回ることで出張がなされた場合、これが個人申告で出らずに、何らかの形で違う、そうではないことが発覚した場合、こうなった場合、公金である旅費の処分といいますか、これは言いにくいわけですけど

も、間違いを犯したということになりますね、そうなりませんか。要は行ったふりして行っとらんちゅうわけじゃないですが、そこらのことが少し犯罪性を持つようなことにはなりませんか。

ちゅうのがですね、これは私、県の資料をいただいたんですが、そういうふうなことが載ってるんです。そういう事例で処分をされたとか、これはつきりそういう事例があつとります。長崎県の県の場合は、そういうことをきちんと領収等で義務づけておられるそうです。そして12月の定例会の後、対馬島内に住む国家公務員の方から、「あんたんとこ、非常に財政が苦しいと言いながら、公務員の世界はほとんど航空運賃は領収書をつけるんだよ」と。これは国家公務員のことでしょう。そういうふうな中で、「おかしいじゃないの、しっかりやってくださいよ」というふうな意見も聞きました。

どうでしょう。そのお金の取り扱いちゅうのが、わからんやったらいいという、わかったらどうなるんでしょうか。そここのところが私は今回問うとるつもりなんです。

○議長（波田 政和君） 代表監査委員、中島孝欣君どうぞ。

○代表監査委員（中島 孝欣君） 先ほども申し上げましたように、4月30日をもって任期満了するわけですから、後任者の権限を拘束するような考え方というのは申し上げられませんよと、こう言っておりますので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 議長に断りといたしまして申し上げたいんですが、監査委員さん2名おられます。本日は代表監査委員の中島監査委員さんにおいて願ったんですが、任期が今後あられる桐谷監査委員さんの御意見をそれなら拝聴したいんですが、いかがなものでしょうか。議長、よろしいでしょうか。

○議長（波田 政和君） それは許可できません。

○議員（13番 大浦 孝司君） 参考的に。代表監査委員が4月でやめるから、そういうふうな先のことは対応できないというふうな発言でございますので、しかしチェックするというのが監査委員の仕事でございます。そこにそういう発言であれば、残られた桐谷監査委員さんの御意見、参考的に聞かせていただきたい。議長、だめでしょうか、お願いします。

○議長（波田 政和君） それでは、休憩でよろしいですか。

○議員（13番 大浦 孝司君） はい、いいです。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

.....  
午前10時22分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 現行のそういう運用の中では、規則の中ではそういうチェック資料がないからどうにもならないというふうな言葉であるわけですが、現実の中で私も前回は申し上げましたが、例えば全日空と日本航空はほぼ同一値段でございます。2大会社の料金は。ところがスカイマークエアライン、これは福岡東京間10便あります、1日に。これは多分1万8,000円かそこらやったと思います。ちょっと資料が、普通運賃が1万9,000円です、普通運賃が。前割が1万4,000円から1万、だから普通運賃で1万9,000円で行けるわけ、何もしなくても往復もへったくれもない。そうすりゃ3万ちょっと旅費をもらうわけです。3万650円、往復運賃の実際もらう金が。そうすれば1万そこらもうそこで浮くんです。往復2万浮くんです。

そういうふうな現実があるんです。だから、私は公正な取り扱いをする監査委員の立場としては、これは当然行政側とすり合わせるひとつの要請として、新年度から往復割引料金、これは領収書にかわる、もしくは半券、これを添付することを義務づけられない限り、対馬市の公金を扱う一つのチェックとして十分な機能が果たせないというふうに指摘をしたいと思います。

ですから、現行はそうあっても、今後においてはそれを義務づけさせて、お互い疑われることがないように運用をやることを、私は4月までとか言いますが、そういうふうなことを行政側に要望したりとか、私はそういう前向きな御意見が欲しかったんですが。

それと、その職務代理者の中島総務部長の方にも、後はそういうふうなことでやれば、お互いに変な見られ方しなくてもいいと思いますし、そういうふうな思いを起こしてほしいと思います。

コメントはされないと思いますが、前回、市長とやったんですが、しかし職務代理の中島部長の答弁を私は見つかったら返さない、当たり前やないかというふうなことでございましたので、これは普通の考えだと、こう思っております。

いかがでしょうか、平成20年度に向かう中で、最後に職務代理者のコメントをいただきたいんですが、議長よろしいでしょうか。お断りいたしますか。

○議長（波田 政和君） 代表監査。

○代表監査委員（中島 孝欣君） 実は私もこの点につきまして、理事者方に要望があるわけでございます。それをちょっと答弁と時間がずれましたけれども、実は理事者側にお願い、要望があるわけでございますが、大浦議員の答弁に関連をいたしまして、近々新執行部をスタートすることでございますので、運用の見直しを前向きに検討されたらいかがなものでしょうか。これは十分3点ほど考え方を申し上げましたので、それを十分踏まえた上での検討をひとつよろしくお願ひしときます。

○議員（13番 大浦 孝司君） 最後に部長のコメントが許してもらえらば、だめですか。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します、それなら。

○議員（13番 大浦 孝司君） もういいです。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時27分再開

○議長（波田 政和君） それでは再開します。

13番、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 今の代表監査委員さんの言葉で私は十分だと思います。そのことを今後すり合わせて、適正な監査ができるように整われれば、私は本日の一般質問をこれで終わります。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） これで13番議員の質問は終わりました。

.....  
○議長（波田 政和君） 以上で、市政一般質問を終わります。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前10時28分散会

平成20年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第14日)

平成20年3月24日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成20年3月24日 午前10時20分開議

- 日程第1 議案第8号 平成20年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第18号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第19号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 議案第21号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 対馬市情報センター条例の制定について
- 議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定について
- 議案第31号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第32号 対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について
- 議案第33号 対馬市旧金石城庭園条例の制定について
- 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 議案第36号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(一重地区)
- 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(泉地区)
- 日程第3 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第6号)



議案第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号)  
議案第3号 平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第5号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)  
議案第9号 平成20年度対馬市診療所特別会計予算  
議案第10号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算  
議案第11号 平成20年度対馬市老人保健特別会計予算  
議案第12号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第13号 平成20年度対馬市介護保険特別会計予算  
議案第14号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算  
議案第15号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算  
議案第26号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第27号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第34号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第4 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第6号)  
議案第6号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第7号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号)  
議案第16号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算  
議案第17号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算  
議案第20号 平成20年度対馬市水道事業会計予算  
議案第28号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
議案第37号 市道の認定について(濃部柳ヶ浦線)  
議案第38号 市道の認定について(濃部ダ道メゴノ木線)  
議案第39号 市道の認定について(ミトド1号線)  
議案第40号 市道の認定について(ミトド2号線)

日程第5 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情について

日程第6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加日程第1 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議について

追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第8号 平成20年度対馬市一般会計予算

日程第2 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）

議案第18号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算

議案第19号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算

議案第21号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

議案第22号 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について

議案第29号 対馬市情報センター条例の制定について

議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定について

議案第31号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定について

議案第32号 対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について

議案第33号 対馬市旧金石城庭園条例の制定について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

議案第36号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について

議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(一重地区)

議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(泉地区)

日程第3 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）

- 議案第3号 平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第4号 平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第5号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
- 議案第9号 平成20年度対馬市診療所特別会計予算
- 議案第10号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第11号 平成20年度対馬市老人保健特別会計予算
- 議案第12号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成20年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第15号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第26号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第1号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第6号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第7号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第20号 平成20年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第28号 対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 市道の認定について(濃部柳ヶ浦線)
- 議案第38号 市道の認定について(濃部ダ道メゴノ木線)
- 議案第39号 市道の認定について(ミトド1号線)
- 議案第40号 市道の認定について(ミトド2号線)
- 日程第5 陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情について
- 日程第6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

追加日程第1 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議について

追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（25名）

1番 齋藤 久光君	2番 堀江 政武君
3番 小西 明範君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
8番 初村 久藏君	9番 吉見 優子君
10番 糸瀬 一彦君	11番 桐谷 徹君
12番 宮原 五男君	13番 大浦 孝司君
14番 小川 廣康君	15番 大部 初幸君
16番 兵頭 榮君	17番 上野洋次郎君
18番 作元 義文君	19番 黒岩 美俊君
20番 島居 邦嗣君	21番 武本 哲勇君
22番 中原 康博君	23番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員（1名）

7番 小宮 政利君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君
主任	阿比留美香君		

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者	中島 均君
統括監	松原 敬行君
統括監	清水 達明君

統括監 .....	大浦 義光君
総務課長 .....	平間 寿郎君
政策部長 .....	阿比留博文君
市民生活部長 .....	斉藤 勝行君
福祉部長 .....	勝見 末利君
保健部長 .....	山本 輝昭君
観光商工部長 .....	長 信義君
農林水産部長 .....	小島 憲治君
建設部長 .....	川上 司君
水道局長 .....	齋藤 清榮君
教育長 .....	米田 幸人君
教育部長 .....	日高 一夫君
美津島支所長 .....	内田 洋君
豊玉支所長 .....	松井 雅美君
峰支所長 .....	阿比留博幸君
上県支所長 .....	武田 憲次君
上対馬支所長 .....	梅野 茂希君
消防長 .....	阿比留仁志君
会計管理者 .....	森田 健一君
監査委員事務局長 .....	阿比留義邦君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君
財政課長 .....	扇 照幸君

午前10時20分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。小宮政利君より欠席の届け出があつております。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第8号**

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第8号、平成20年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本案について、平成20年度一般会計予算審査特別委員長の審査報告を求めます。24番、平

成20年度一般会計予算審査特別委員長、畑島孝吉君。

○議員（24番 畑島 孝吉君） おはようございます。平成20年度一般会計予算審査特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において、会議規則第37条の規定に基づき、当委員会に付託されました議案第8号、平成20年度対馬市一般会計予算についての審査内容を同規則第103条の規定により報告します。

当委員会は、3月13日、14日及び17日の3日間、議場において担当部長等関係職員の出席を求め、細部にわたり審査を行いました。

13日は小宮政利、糸瀬一彦委員、14日は小宮政利、桐谷徹委員、17日は、小宮政利、黒岩美俊委員が欠席しましたが、いずれも定足数に達しており、委員会を開催いたしました。審査概要と特に質疑、意見が集中した点は次のとおりであります。

まず、歳入につきましては、国の地方再生対策が予定される中、地方交付税額の見込みについて、市税、特に現年課税の市民税及び固定資産税の徴収率、同滞納額や保育料の滞納等の内容、低迷する徴収率の職員配置を含む改善対策について、市債発行額と返済計画についての質疑応答が主なものであります。

次に、歳出面では、各款の共通事項で、保育所や福祉施設調理員等の業務委託者54名を嘱託員とし、委託料から報酬への組み替えを行っている。勤務形態について労働基準監督署等からの改善指導に基づくものとのことであります。

また、予想を超える早期退職者数に、権限移譲等で事務量が增大する中、業務への支障の有無に対し、支所を含む組織の見直し、職員の新規採用の前倒し等を検討中とのことであります。

1款議会費では、議長車の必要性についての意見が出され、検討し、早期に結論を出したいとのことあります。

2款総務費については、7目企画費のCATV施設整備工事に関し、工事の進捗状況と今後の整備計画、入札業者選定方法の見直し、補修工事等の対応、新年度供用開始地区とその使用料の徴収及び美津島町既存施設の撤去費等について、市民球団運営委託料、離島交流少年野球大会参加負担金の必要性についての質疑が行われました。

3款民生費は、1項1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、民生委員協議会連合会補助金の内容について、3項生活保護費に関し、申請手続事務と受給者の動向及び実態の調査について。

4款衛生費については、1項4目環境衛生費の火葬場管理委託料の施設間の調整、8目斎場建設費、建設工事の内容と全体計画、また、旧施設の解体計画の有無、2項2目塵芥処理費のクリーンセンター、保守点検委託料と3目し尿処理費で厳美清華苑の機械設備定期点検委託料の必

要性、業者選定方法、見積書の単価比較の実施、代替え燃料の検討を行うこと。

6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費のイノシン捕獲補助金、被害防止対策事業補助金の今後の計画、3 項 2 目水産業振興費では対馬ヒオウギ振興協議会及び水産種苗センターの現況、5 目漁場建設費、漁場再生整備工事の内容と使用天然石の島内産活用について。

7 款商工費では、企業誘致の成果と今後の重点取り組み内容について、3 目観光費、施設管理委託料の各施設の内容、特に湯多里ランドのバイオマスボイラーについて、国外観光客、韓国人です、の動向と厳原、比田勝港の通関体制の早期改善。

8 款土木費は、6 項 2 目住宅建設費の床谷改良住宅整備工事の必要性、現在の入居状況について。

10 款教育費では、6 項 2 目体育施設費の清掃管理委託料について、施設間の差を改善するよう再指摘、これは総務常任委員会で以前、指摘済みでございまして、承諾を理事者もしております。3 目学校給食費の学校給食調理業務委託料、美津島町分についても、金額、方法等が変わらず改善するよう指摘。

等々について、追加資料の提出を求めながら審査した結果、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算計上費目によっては、新市長が制約を受けるものが含まれており、理事者におかれましては、新しい市長とよく協議の上、予算の執行に当たられますよう強く要望いたします。

以上、平成 20 年度一般会計予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号、平成 20 年度対馬市一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第 8 号は可決されました。

なお、お諮りいたします。平成 20 年度対馬市一般会計予算が可決されたことに伴い、平成 20 年度対馬市一般会計審査特別委員会を終結したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、平成20年度対馬市一般会計審査特別委員会は終結することに決定しました。

. . . . .

日程第2. 議案第1号・第18号・第19号・第21号～第25号・第29号～第33号・  
第35号・第36号・第41号・第42号

○議長（波田 政和君） 日程第2、総務文教常任委員長に付託した、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（泉地区）までの17件を一括して議題とします。

なお、念のため申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括して審議することにいたしますので御了承願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成20年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、議案第18号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算、議案第19号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算、議案第21号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、議案第22号、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、議案第29号、対馬市情報センター条例の制定について、議案第30号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定について、議案第31号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定について、議案第32号、対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定について、議案第33号、対馬市旧金石城庭園条例の制定について、議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、議案第36号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（泉地区）の17件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により御報告いたします。



当委員会は、3月18日、豊玉支所3階小会議室において、全委員出席のもと、中島総務部長、阿比留政策部長、斉藤市民生活部長、川上建設部長、長観光商工部長、阿比留消防長、日高教育部長、並びに各次長及び担当課長の出席を得て、慎重に審査をいたしました。

議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費については、歳入・歳出ともに主なものは、それぞれの事業の確定及び見込みによる不用額の減額等であります。

また、審査の過程において、小中学校の統合等により、遠距離通学をする児童・生徒もふえていと推察されるので、通学路において、道路状態が劣悪な箇所の早急な整備とあわせて、防犯灯が不足している区間も見受けられるので、徒歩・自転車等で通う児童・生徒が事件・事故等に巻き込まれることのないよう、実態を調査の上、速やかな対応を求めたところであります。

さらに、6町合併後、対馬市となって4年が経過した今日、旧町の枠にとらわれることなく、対馬全体を見渡して、効率的かつ適正な予算計上による、健全で有益な財政運営を要望しております。

議案第18号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算については、予算総額3,132万5,000円の計上で、歳入の主なものは、事業収入418万8,000円、赤字航路に対する航路事業国庫補助金1,200万円等であります。

歳出の主なものは、職員及び船員の人件費等で2,196万6,000円、旅客船の運航に必要な燃料費、修繕料等925万9,000円であります。地域住民の重要な交通手段として、また、年々増加傾向にある観光客を対象とした遊覧船として、複合的な活用が期待されるところであります。

議案19号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算については、予算総額3,360万円の計上で、歳入の主なものは、売電事業収益3,223万6,000円であり、歳出の主なものは、風力発電施設の維持管理費1,509万6,000円、公債費1,498万9,000円等であります。現在、千俵蒔山に設置されている2基の風車は、設置場所が接近しているため、風向・風速等によっては、風車同士が影響を受け、故障につながるおそれがあることから、1基を一時的に停止させなければならない状況が発生しています。この問題については、政策部において精査し、今後の対策を検討するとのことであります。

議案第21号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例については、本年度移動通信用鉄塔施設整備事業により、美津島町洲藻と上県町女連の2地区に、携帯電話の基地局が設置されますので、条例にこの2局を追加するものであります。今後も、地域間格差が生じないよう携帯電話の不通話地区解消に努めていただきたいと思います。

議案第22号、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第23号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、法律の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第24号、対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、財政の早期立て直し、健全化に向けた取り組みの一環として、前年度に引き続き、一般職の給料を平成20年4月から平成21年3月までの1年間、給料月額から100分の5を削減するものであります。

議案第25号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例については、対馬市立内院小学校が児童の減少により、平成20年度は、新5年生2人と新6年生1人の複式学級1クラスのみ学級編成となるため、内院小学校を対馬市立久田小学校の分校とすることに伴う条例の一部改正であります。

議案第29号、対馬市情報センター条例の制定については、多元情報システムによる高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進するために、対馬市情報センターを設置することに伴う条例の制定であります。

議案第30号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の制定については、対馬市内の路線バスの赤字路線に対する対馬市の赤字補てんの軽減と、地域における需要に応じた交通手段の確保のため、対馬市がスクールバスの空き時間を利用し、市営バスとして仁位廻線、仁位小鹿線の2路線を運行することに伴う条例制定であり、市有財産の有効活用の好例となることを期待するところであります。

議案第31号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものであります。

議案第32号、対馬市収入印紙及び収入証紙購買基金条例の制定については、平成20年4月1日からパスポート発給に係る事務が、長崎県から対馬市へ権限移譲されます。パスポートを受領する際には、収入印紙及び長崎県収入証紙を購入し、これを手数料として納めなければなりません。市民の利便性を第一に考え、収入印紙及び長崎県収入証紙の売りさばき所をパスポート発給窓口である対馬市本庁と上対馬支所に開設することに伴う条例の制定であります。

議案第33号、対馬市旧金石城庭園条例の制定については、国の名勝指定を受け整備を進めておりましたが、旧金石城庭園を本年5月から一般公開するに当たり、文化財保護法第118条の規定等に基づいて条例を制定するものであります。入園料（一般）300円は、関係者において十分に検討がなされ決定されたことは承知しておりますが、料金設定が高いのではないかとの意見もありましたので、今後において入園者数の状況、市民の意向等を参考にしながら、社会ニーズに適応した管理運営を要望しております。

議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、賀谷辺地及び仁田辺地の整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項により提出されたものであります。

議案第36号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更については、既に組合に加入している五島市が、平成20年4月1日から交通災害共済に関する事務を長崎縣市町村総合事務組合で共同処理することに伴い、地方自治法第290条の規定により提出されたものであります。

議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）及び議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（泉地区）は、それぞれ公有水面の埋め立てに伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものであります。

以上、議案第1号、議案第18号、議案第19号、議案第21号から議案第25号、議案第29号から議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第41号及び議案第42号までの計17議案については、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから議案第1号を除く16件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算及び議案第19号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計予算、議案第21号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例についてから、議案第25号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例についてまで、議案第29号、対馬市情報センター条例の制定についてから、議案第33号、対馬市旧金石城庭園条例の制定についてまで、議案第35号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について及び議案第36号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）及び議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（泉地区）までの16件を一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第3. 議案第1号～第5号・第9号～第15号・第26号・第27号・第34号**

○議長（波田 政和君） 日程第3、厚生常任委員会に付託した、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についてまでの15件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） おはようございます。厚生常任委員会審査報告をいたします。

平成20年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、3款民生費、4款衛生費、議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）、議案第3号、平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、議案第5号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算、議案第10号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第11号、平成20年度対馬市老人保健特別会計予算、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号、平成20年度対馬市介護保険特別会計予算、議案第14号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、議案第15号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第26号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第27号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について、以上、補正予算5件、20年度当初予算7件、条例の改正2件、条例の制定1件の審査報告を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、3月18日、豊玉支所3階第2会議室において、全委員出席のもと、斉藤市民生活部長、勝見福祉部長、山本保健部長、並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査を行った結果、本委員会に付託されました15議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その審査概要について報告いたします。

議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、3款民生費、4款衛生費であります。歳入の主なものは、国庫負担金、県負担金、

社会福祉費で自立支援負担金であります。歳出の主なものは、3款民生費の20節扶助費の自立支援給付費2,783万1,000円、3項生活保護費20節扶助費の医療扶助費2,000万円の増であります。全体では減額であります。4款衛生費の減額の主なものは、老人保健事業委託料と環境衛生費の合併浄化槽設置事業補助金の設置基数減による減額補正予算であります。

議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）、増額補正で、歳入は、仁田、鹿見、伊奈診療所の外来収入と、僻地12診療所の県補助金であります。歳出の主なものは、豊玉、仁田、美津島管内各診療所の医薬材料費であります。

議案第3号、平成19年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）、国・県の補助金の内示変更及び職員の異動に伴う給与費等の減による一般会計よりの繰り入れの減額等が主なものです。

議案第4号、平成19年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）、地域支援事業の執行に伴う経費の調整を行うもので、減額の主なものは、職員給与費等及び介護予防支援事業等の委託料であります。

議案第5号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、主なものは、職員等の中途退職による給与等の減であります。

議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算、前年度予算額に48.6%増の3億2,359万8,000円であります。歳入の主なものは、外来収入と県補助金、繰入金であり、歳出の主なものは、一般管理費の嘱託職員報酬と職員給与、嘱託医謝礼と医薬材料費であります。

議案第10号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計予算、前年度予算額に8.8%減の51億9,870万4,000円であり、後期高齢者医療制度の創設による老人保健拠出金等の減が主な原因です。

議案第11号、平成20年度対馬市老人保健特別会計予算、前年度予算額に対し、90.6%減の3億9,547万円であります。平成20年4月から施行されます新医療制度（後期高齢者医療制度）の創設による減額予算であります。

議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ3億6,641万3,000円あります。この特別会計は、本年度より国の医療制度改革に伴い新たに創設された事業であります。

議案第13号、平成20年度対馬市介護保険特別会計予算、前年度予算額に5.2%減の28億6,600万1,000円あります。歳入の主なものは、徴収保険料と国庫支出金、県支出金であり、歳出の主なものは、介護サービス給付費であります。

議案第14号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、前年度予算額に4.9%増の1億1,385万3,000円あります。歳入の主なものは、介護保険特別会計か

らの繰入金8,874万3,000円であり、歳出の主なものは、地域包括支援センター3カ所の運営に要する経費と介護予防事業等であります。

議案第15号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、前年度予算額に2.6%減の歳入歳出4億5,873万1,000円であります。歳入の主なものは、一般会計繰入金1億667万4,000円と介護給付費収入3億365万7,000円で、歳出の主なものは、特養浅茅の丘及び日吉の里の管理費であります。今後の検討課題として、経費削減のため民間委託すべきとの意見もありました。

次に、条例の一部改正と条例の制定について報告します。

議案第26号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の取り扱いの一部改正が必要になり、所要の改正を行うものであります。

議案第27号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、普通徴収の納期及び一部字句の改正と平成20年度における保険料の激変緩和措置を行うための改正であります。

議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき施行されます75歳以上及び65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた被保険者を対象とした新たな医療制度、後期高齢者医療制度の創設により、その運営に関し必要な事項の制定であります。

なお、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についての2議案に対する審査において、会議規則第101条の規定により、少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書が議長に提出されたことを申し添えます。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） 次に、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療会計予算及び議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定について、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。21番、武本哲勇君。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私は、大浦孝司議員の賛同を得まして、本案に反対の立場から討論を行います。

これらの議案は、4月1日から実施される75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に伴う特別会計予算と条例改定であります。

この制度のねらいは、端的に言いますと、75歳以上の老人には、これまで以上の保険料をかけ、一方では、医療の制限をするのが目的であります。

具体的に言いますと、年金生活者の多くは国保に加入しておられますし、サラリーマンや公務員の扶養家族として被用者保険に入っておられる方、商店や自営業の方は国保に入り、企業に雇用されている方は健保に加入しておられますが、この制度が導入されますと、75歳の方はすべて国保や健保を脱退させられ、この制度に組み込まれます。

保険料は、年金が月額1万5,000円以上の人は、介護保険料と合わせて年金から天引きされます。本件の場合、保険料は1人当たり平均5万8,638円と新聞報道をされておりますが、2年ごとに改定され、医療技術の向上や患者の増加などによる給付費の増加が保険料へとはね返ります。

また、後期高齢者の人口増により保険料値上げがされるという仕組みになっております。保険料は10%、健保や国保からの支援金が40%、国や自治体の負担が50%で当初スタートをします。

この保険料10%が12%、15%と上がっていく仕組みになっているということでもあります。保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は対象外で個別徴収され、1年以上滞納すると悪質滞納者ということで、保険証ではなく資格証明書が交付されます。

一方、医療給付は診療報酬を定額とし、保険医療に上限をつける、それ以上の手厚い治療を行う病院は赤字となり、したがって、検査や投薬、手術などの制限、入院日数の短縮と早期退院を促進されようとするものであります。

このように医療制限と病院追い出しをねらった報酬体系が検討されているのであります。これは、厚労省の社会保障審議会後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子というものに書かれております。

舛添厚労大臣も、今国会で、「国民皆保険制度のもとで、高齢者の医療を別建てでしている国はほかに把握をしておりません」と答弁をしているように、天下の悪法であり、したがって、3月1日現在、全国地方議会の27%に当たる503議会が中止・見直しを求める意見書を採択しております。ちなみに本県では、福江市が見直しの意見書を採択しております。

また、国政の場でも、野党4党が廃止法案を提案しているなど、この法案の内容が広く知られるに及んで反対の世論が高まっている現状であります。

政府は、一部手直しを言いましたが、基本線は変わりません。すべての人に必要な医療を保険で給付するという国民皆保険を根底から覆し、さらなる医療難民を生み出す差別医療は絶対に阻止すべきであります。

以上をもって反対討論といたします。議員諸氏の御賛同を願うものであります。

○議長（波田 政和君） これから議案第1号を除く14件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。23番、桐谷正義君。

○議員（23番 桐谷 正義君） 委員長報告に、今の反対討論の中にちょっとお尋ねいたしますが、まあ反対討論をされるのはそれぞれの考え方で自由だと思いますが、私は、先ほど議案第8号ですか、平成20年度対馬市一般会計予算で全員が全会一致で賛成した。

今、反対討論をされておる案件は、一般会計予算の89ページにありますように、老人福祉費の中で19節負担金補助及び交付金の中で、後期高齢者医療広域連合負担金として3億1,674万6,000円が、この後期高齢者特別会計に歳出として出されております。

また、繰り出し金として28節、同じく老人福祉費の中の28節の繰り出し金として、後期高齢者医療特別会計繰り出し金として1億3,674万9,000円が歳出として出されております。

この2案に賛成をされておりながら、ここで反対をされるというのは非常に矛盾しておられるんじゃないかと。この後期高齢者に特別会計に反対をされるのは、条例から特別会計予算に反対をされるなら、一般会計の方から繰り出されておるとか、負担金補助金の交付金あたりでも、当然、反対をしておくべきじゃなかったのか。その矛盾をどう考えておられるのか、委員会等でその問題が論じられたのかどうか、委員長にお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 23番、今のは討論じゃなくて、討論は後に組んでいるんですけども、内容が重なるとるかもわかりませんので御了承ください。委員長、初村久藏君。

○議員（8番 初村 久藏君） その件については、内容的に具体的な審議はしておりません。一応、一般会計の分までは踏み込んではおおりません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 23番、桐谷正義君。

○議員（23番 桐谷 正義君） これ、一般会計の分は後になるんですが、一般会計の特別委員会の中には、全会一致で賛成したというのは、常任委員会の審査前にこれははっきりしておるわけですね。だから、そこに賛成をしておられる方々が、この案件に反対するというのは非常に矛盾を感じるんですが、それをなぜ審査をしなかったのかちゅのは、私は非常におかしいんじゃないかと。

ここで反対討論をされるのは僕は構わんと思うんですが、当然、されるんなら、一般会計でも反対をしとかんないかん。片や振り込みで賛成をしながら、片やで反対するというのは、少し矛盾があるんじゃないかという意味のことを質問しておるわけですが、討論をしてそこを審査されてなからねば、もうやむを得ません。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 休憩します。

午前11時15分休憩

.....  
午前11時16分再開



○議長（波田 政和君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） ほかにないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。21番、討論を先ほどの内容と同じでよろしいですか。よろしいですね。

それでは、次に、賛成討論。6番、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 私は、原案に賛成の立場から討論いたします。

今回の医療保険制度の改革には、急激な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤であります医療保険制度を維持し、将来にわたって持続可能なものにするための医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保していくことが、主な改革の趣旨とされています。

どうしても、高齢化社会、あるいは少子化社会を構えて、それをどう切り抜けていこうかと考えたときに、高齢者にも応分の負担をしていただき、若い人の負担を少しでも軽減したいと思っております。

この制度につきましては、まだ、制度自体が始まっておらず、どういったふうになるのか不明な点もあると思います。制度が始まってから、変更や見直すことが必要であれば変更していくという考え方もあると思います。この高齢化社会を考えたとき、みんなが幸せに暮らせるように、そういう制度を構築することが大事ではないでしょうか。

また、この制度につきましては、対馬市議会においても、平成19年1月臨時議会で広域連合への加入が議決されています。県下23市町が加入する長崎県後期高齢者医療広域連合が運営することとなり、私自身も広域連合の議員に選出されており、平成20年2月8日の定例会で議案を承認し、制度を発足させ、なるべくよい制度にしていくことに努めていきたいと思っております。

以上で、原案に対し賛成の討論といたします。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）から議案第5号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）まで、議案第9号、平成20年度対馬市診療所特別会計予算から議案第15号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算まで、議案第26号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び

議案第27号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についてまでの14件中、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についての2件を除く12件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第12号は可決されました。

次に、議案第34号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第34号に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第34号は可決されました。

---

**日程第4. 議案第1号・第6号・第7号・第16号・第17号、第20号・第28号・第37号～第40号**

○議長（波田 政和君） 日程第4、産業建設常任委員会に付託した、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計予算（第6号）から議案第40号、市道の認定について（ミトド2号線）までの11件を一括して議題とします。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告書、平成20年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第6号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第17号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第20号、平成20年度対馬

市水道事業会計予算、議案第28号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第37号、市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）、議案第38号、市道の認定について（濃部ダ道メゴノ木線）、議案第39号、市道の認定について（ミトド1号線）、議案第40号、市道の認定について（ミトド2号線）、計11件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は、3月18日、豊玉支所3階第1会議室において、小宮政利委員は欠席、市長部局より長観光商工部長、小島農林水産部長、川上建設部長、齋藤水道局長並びに各次長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費において歳出の主なものは、6款農林水産業費では、ながさき「食と農」支援事業補助金の事業費、アスパラガスハウス施設整備事業費の確定による486万6,000円の減額、イノシシ捕獲補助金570頭分684万円の増額が主なものであります。7款商工費では、観光パンフレットの印刷に56万円の増額、これは日本語版とハングル版の増刷をするものであります。8款土木費の主なものは、事業費の決定によります各事業の入札執行残等による工事請負費の減額です。11款災害復旧費におきましても、事業費の決定により道路災害復旧費1,604万7,000円、河川災害復旧費2,334万9,000円の減額であります。

議案第6号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）では、前年度繰越金2,000万円を計上し、事業費の変更減額分と合わせ、財政調整基金積立金3,400万円を積み立てるものであります。

議案第7号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、事業の確定による不用額の減額であります。

議案第16号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第17号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第20号、平成20年度対馬市水道事業会計予算の3議案につきましては、財政状況の厳しい中において適正な予算計上がされており、適切かつ効率的な予算執行を望むところです。

議案第28号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に基づいて、入居者及びその親族または同居者が暴力団員であるときは、承認してはならないとするものです。

議案第37号、市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）、議案第38号、市道の認定について（濃部ダ道メゴノ木線）、議案第39号、市道の認定について（ミトド1号線）、議案第40号、市道の認定について（ミトド2号線）の4議案は、国道改良により市道に認定するものであり、

道路法第8条第2項の規定により提出されたものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第28号、議案第37号から議案第40号までの計11件につきましては慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから議案第1号を除く10件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第7号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計予算及び議案第17号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第20号、平成20年度対馬市水道事業会計予算、議案第28号、対馬市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第37号、市道の認定について（濃部柳ヶ浦線）から議案第40号、市道の認定について（ミトド2号線）までの10件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました、議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 陳情第2号

○議長（波田 政和君） 日程第5、陳情第2号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、三山幸男君。

○議員（6番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告書、平成20年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました、陳情第2号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情について審査の経過及び結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、3月18日、豊玉支所3階会議室において、小宮政利委員は欠席でありましたが、委員会を開催し審査を行いました。

この「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」いわゆる「鳥獣被害防止特措法」は、昨年12月、鳥獣による農林水産業などにかかわる被害防止のための施策を、総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に付与することを目的に制定されたものであります。

今回の陳情は、野生鳥獣補殺優先でなく、鳥獣が帰れる広葉樹の森の復元、当面の被害防除にこそ予算を優先的に使うことを求めているものであり、その趣旨は十分理解できるものがあります。

本委員会においては、平成20年2月21日、農林水産省告示の「施策を実施するための基本的な指針」を調査研究し、その内容については鳥獣の補殺のみならず、侵入防止さくなどの設置等による被害防止対策、被害防止技術の開発及び普及、技術指導者の育成など、今回の陳情に求められている被害防止の施策も十分網羅されております。

また、被害防止施策を講じるに当たっては、生物の多様性の確保にも十分留意し、著しく減少している鳥獣等については、その保護が図られるよう十分配慮するものとされています。野生鳥獣を人間とのあつれきのない場所で保護することは、大変すばらしいことであり大いに賛同できます。しかしながら、鳥獣等の増加により、農林水産業などにおける被害が増加していることも、また現実であります。

このような状況を考慮した場合、その予算の執行においては、特定の施策を優先することなく、各地域の現状に応じた施策を計画的に、効率的に実施することが望ましいものと思われま

す。本委員会としましては、このようなことを総合的に考慮し、陳情第2号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情については、不採択とすべきと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書採択の陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第6. 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（波田 政和君） 日程第6、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思

います。御異議ありませんか。

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員会委員4人を指名します。選挙管理委員会委員に円城雄司君、井鷹志君、井次男君、庄司智博君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方々を選挙管理委員会委員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4人が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員は、第1位、多田國雄君、第2位、日高光博君、第3位、河合徹君、第4位、佐伯勲君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4人が、その順序のとおり、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

昼食休憩とします。開会は13時から。

午前11時42分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1. 発議第2号

○議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第2号、議会広報特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。15番、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） こんにちは。済みません、ちょっと待ってください。済みません、対馬市議会議長波田政和様、議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、大部初幸、賛成者、初村久藏、同じく三山幸男。

議会広報特別委員会設置に関する決議、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

名称、議会広報特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、目的、議会広報の調査及び発行、委員の定数、6名以内、期限、平成21年5月31日（議員の任期満了日）までとし、なお、閉会中も調査及び発行を行うことができる。

以上です。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、議会広報特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、糸瀬一彦君、堀江政武君、武本哲勇君、上野洋次郎君、小西明範君、齋藤久光君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会の委員は、糸瀬一彦君、堀江政武君、武本哲勇君、上野洋次郎君、小西明範君、齋藤久光君に決定しました。

暫時休憩します。

午後1時03分休憩

.....  
午後1時10分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ただいま議会広報特別委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告します。



委員長に武本哲勇君、副委員長に上野洋次郎君、以上のとおりであります。

---

## 追加日程第2. 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（波田 政和君） 追加日程第2、常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長より、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数時、その他において整理を有するものがあるのではないかと思料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

市長職務代理者よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けいたします。職務代理者、中島均君。

○市長職務代理者総務部長（中島 均君） 閉会に当たりまして一言お礼のあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、3月11日から本日までの14日間の長期にわたりまして慎重に御審議をいただき、御提案申し上げましたすべての議案につきまして御決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいります。

さて、本定例会の開催につきましては、市長欠席での開会ということで、議員及び市民の皆様方には多大な御迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。このたびの議会運営に当たりまして、特段の御理解と御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます。

次第でございます。

なお、お手元に入院中の市長より議員の皆様へメッセージが届いておりますので、この場で私が代読させていただきます。

皆さんおはようございます。任期最後の出席することができず非常に残念です。夢破れて山河あり城春にして草木深し、ふるさとは遠きにありと思うもの、万感胸に迫るものがあります。こんなに対馬が好きだったことに驚いております。このたびは、特に皆さんに御迷惑をかけてしまいましたが、敗軍の将、兵を語るであります。

いろいろな思いがありますが、皆さんの対馬です。だれの対馬でもない、おれたちの、私たちの対馬です。どうか、皆さんで力を合わせてよい対馬を、元気な対馬づくりを進めてください。私の願いはそれだけです。

最後になりましたが、議員諸兄の御健勝と御多幸を心より念じつつ、これであいさつにかえさせていただきます。平成20年3月24日、小平記念東京日立病院にて、対馬市長松村良幸。以上でございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、新市長のもと、市政の運営に一層、御協力を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、職務代理者としての閉会のであいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（波田 政和君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日に開会いたしました平成20年第1回定例会は、14日間の会期中で、平成20年度当初予算を初め議案全般にわたり終始熱心に審議していただき、ここに滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長は緊急入院のため出席できませんでしたが、職務代理者を初め市幹部の方々の御協力に対して心からお礼を申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な御意見が、今後の行政運営に十分生かされていくことを期待します。

なお、議員各位には季節の変わり目であります。お体に十分御自愛いただき、御精進されますことを御祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

会議を閉じます。

平成20年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

署名議員 中原 康博

署名議員 桐谷 正義

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員